

発達障害支援ネットワークの 確立に向けて

公益財団法人 日本都市センター



発行者：公益財団法人 日本都市センター

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書(稿)が出典であることを必ず明記してください。

This book is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this book requires indication of the source.

発達障害支援ネットワークの 確立に向けて

公益財団法人 日本都市センター

はじめに

近年、全国的に発達障害と診断され療育を必要とする子どもの急増に伴い、こうした子どもへの支援を行う現場においても人手や施設が不足しており、支援が十分に行えない状況になってきている。これは、日本都市センターにおいて共同研究を行うこととなった高岡市においても例外ではなく、人材育成・確保や施設の拡張等、多くの課題を抱えており、発達障害の子どもに対する支援の提供が限界に達している。

そこで、高岡市と日本都市センターでは、平成 23 年度より子どもの育ちに関する情報の共有と相互連携によるネットワークづくりを通じて、すべての子どもに望ましい発達を支援する体制づくりを目的とした調査研究を行うこととした。昨年度の研究会では、発達障害の早期発見と適切な支援のためには家庭のみならず、保健機関や幼稚園・保育所から学校や福祉関係機関等に情報をつなぎ、適切な対処を切れ目なく行うことや、病院等医療機関との連携が重要であり、そのための方策等について検討を行ったところであるが、今年度は、その中でも就学前児童の「学齢期へのつなぎ」における現状と課題及び対応について更に踏み込んだ検討を行うこととした。

「学齢期へのつなぎ」については、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録に焦点を当てるとともに、一部の小学校において、要録を補い円滑な情報の連携を図るために活用されている、就学連携シートについても視野に入れて調査研究を行った。

研究会では、昨年度の委員に小中学校及び特別支援学校関係者を加えた各関係機関の専門家からなる構成により委員間で議論い

ただくとともに、実務的な個別の検討事項については研究会内に設置したワーキング会議において議論を行った。また、都市自治体を中心に先進事例の現地調査を実施し、そこで得られた先進的な取組み等についての情報を議論に反映し調査研究を進めた。

本ブックレットは、研究会での議論や具体事例を踏まえ、特にネットワークづくりを通じた子どもに対する支援の取組みや、それに必要となる手法・手順等について、全国の都市自治体に参考にしていただけるよう、研究会の代表として加瀬委員長（東京学芸大学特別支援科学講座教授）、学識者から村上委員（東京大学大学院教育学研究科教育学部准教授）、現場の専門家として行枝委員（高岡市きずな子ども発達支援センター所長）にご執筆いただいた。それに、今年度の研究会での議論及び今後の取組みについて取りまとめた、平成24年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会報告書を合わせ一冊に収録したものである。

最後に、大変ご多忙の中、最終年となる今年度より委員長をお引き受けいただき、研究会での議論の進行はもとより、今後の取組みにおける方向性をまとめていただいた加瀬委員長、研究会で積極的にご議論いただいた各方面の専門家である委員の皆様、現地調査にご協力いただいた都市をはじめとする自治体の関係者、そして高岡市事務局の方々に厚くお礼を申し上げる。

公益財団法人日本都市センター 研究室

平成 24 年度 高岡市発達障害支援ネットワーク研究会委員等名簿
(2013 年 3 月現在)

	区 分	氏 名	所属機関及び役職名	備考
1	医 師	荻野千鶴子	高岡市医師会 (内科小児科 井川クリニック)	
2	地域支援実践者	長山 裕一	障害者福祉ボランティア	副委員長
3	小学校校長	魚川 洋子	高岡市立成美小学校 校長	新規
4	中学校校長	佐脇由紀子	高岡市立高陵中学校 校長	新規
5	小学校教諭	澤田 典子	高岡市立横田小学校 特別支援教育コーディネーター	新規
6	中学校教諭	礪波留美子	高岡市立国吉中学校 特別支援教育コーディネーター	新規
7	市立特別支援 学校教諭	曾根 洋子	高岡市立こまどり支援学校 教務主任	新規
8	県立特別支援 学校教諭	小町 紀子	富山県立高岡支援学校 特別支援教育コーディネーター	新規
9	教育行政(市)	山口 和彦	教育委員会学校教育課 課長補佐	
10	保 健(県)	水上みどり	高岡厚生センター保健予防課 地域保健班 主任	
11	保 健(市)	松井 春美	健康増進課 母子保健・予防接種担当 主幹	
12	福祉行政(県)	影井 淳	高岡児童相談所 児童心理士	
13	幼児教育	野田由美子	こぼと幼稚園 教頭	
14	保 育(市)	吉田知栄美	児童育成課 保育指導担当 課長補佐	
15	児童発達支援 センター	行枝 貴子	きずな子ども発達支援センター 所長	
16	発達支援室	石崎 泰子	発達支援室 室長	
17	発達支援室	桂井 朋子	発達支援室 主幹	
18	学識経験者	加瀬 進	東京学芸大学 特別支援科学講座 教授	委員長
19	学識経験者	村上 祐介	東京大学大学院教育学研究科 教育学部 准教授	
20	事務局	原野 豊文	高岡市福祉保健部参事 社会福祉課長	
21	事務局	鍋山優美子	高岡市福祉保健部社会福祉課 課長補佐	
22	事務局	鳴田 謙二	(公財)日本都市センター 理事・事務局長・研究室長	
23	事務局	中西 規之	(公財)日本都市センター 研究室 主任研究員	
24	事務局	佐野 雅哉	(公財)日本都市センター 研究室 研究員	

第3章 発達障害支援ネットワークの確立における行政のマネジメント

東京大学大学院教育学研究科教育学部准教授 村上祐介

はじめに—本章の概要—	37
1. 発達障害ネットワーク支援のポイント（Ⅰ）	38
—中核となる組織のマネジメント—	
2. 発達障害ネットワーク支援のポイント（Ⅱ）	44
—多様なコミュニケーション手段の確保—	
3. 本章のまとめ	48

第4章 子どもの発達を支援するということ

—「きずな」の療育理念に基づいて—

高岡市きずな子ども発達支援センター所長 行枝貴子

はじめに	50
1. 「きずな」の考える発達とは何か	52
2. 「きずな」の3つの柱	53
3. きずなの療育の特長	55
4. きずなの学校支援	55
5. 高岡市の発達支援体制の課題	58

第Ⅱ部 先進事例紹介

概況

ポイント1 あらまし.....	61
ポイント2 先進事例について.....	61

第1章 大分県の取組み

(公財) 日本都市センター研究室主任研究員 中西規之

はじめに.....	63
1. 大分県発達障がい者支援専門員養成研修の経緯と概要.....	64
2. 大分県発達障がい者支援専門員養成研修の意義.....	67
3. 発達障がい者支援専門員派遣事業について.....	68
4. まとめ.....	70

第2章 福岡県糸島市の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに.....	71
1. 糸島市発達障害児支援の概要.....	71
2. 「みんなで応援団方式」について.....	75
3. 「就学移行支援キャンプ」について.....	75
4. 「成長の記録ファイル」について.....	77
5. ネットワークの構築による連携について.....	78
6. まとめ.....	80

第3章 新潟県三条市の取組み

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに.....	81
1. 三条市子ども・若者総合サポートシステムの概要について... 81	
2. 三条市における組織機構の見直し.....	83

3. 子育て支援課の体制について.....	84
4. 教育委員会の体制について.....	85
5. 三条市子ども・若者総合サポートシステムの運用について... 85	
6. 三条市における総合的支援のポイント.....	90
7. まとめ.....	91

平成 24 年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会報告書

高岡市発達障害支援ネットワーク研究会

1. 平成 24 年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会の 概要について.....	95
2. 高岡市内小学校における「要録」の活用状況について.....	111
3. 平成 24 年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会 ワーキング会議報告について.....	118
4. 高岡市きずな子ども発達支援センター発達支援室の 現状と課題について.....	124
資料 保育要録・指導要録及び就学連携シートの 様式等について.....	132

参考資料（平成 23 年度中間報告）

高岡市発達障害支援ネットワーク研究会中間報告

高岡市発達障害支援ネットワーク研究会

1. はじめに.....	143
2. ネットワーク構築の基本的な考え方.....	144
3. 高岡市における現状と課題.....	145
4. 高岡市および関係主体が取り組むべき施策と 今後の方向性（案）.....	148
ライフサイクルに応じた発達障害への気づきと各主体の対応....	154

平成 24 年度 高岡市発達障害支援ネットワーク研究会・ 現地調査等 日程概要

研究会

第 1 回研究会 日 時：平成 24 年 5 月 30 日(水)
午後 1 時～
場 所：高岡市きずな子ども発達支援センター

第 2 回研究会 日 時：平成 24 年 8 月 10 日(金)
午後 1 時 30 分～
場 所：高岡市役所

第 3 回研究会 日 時：平成 24 年 10 月 3 日(水)
午後 1 時 30 分～
場 所：高岡市役所

第 4 回研究会 日 時：平成 25 年 1 月 21 日(月)
午後 1 時 30 分～
場 所：高岡市きずな子ども発達支援センター

要録の活用状況調査

万葉小学校 日 時：平成 24 年 5 月 11 日(金)
午後 3 時 30 分～
調査者：加瀬委員長、高岡市、都市センター

能町小学校 日 時：平成 24 年 5 月 15 日(火)
午後 3 時 30 分～
調査者：村上委員、高岡市、都市センター

成美小学校 日 時：平成 24 年 5 月 16 日(水)
午後 3 時 30 分～
調査者：高岡市、都市センター

先進事例現地調査

大分県現地調査 日 時：平成 24 年 7 月 20 日(金)午後 0 時～
場 所：大分県発達障がい者支援センター
調査者：都市センター

糸島市現地調査 日 時：平成 24 年 9 月 28 日(金)午後 3 時～
場 所：糸島市子育て支援センター「すくすく」
調査者：村上委員、都市センター

三条市現地調査 日 時：平成 24 年 11 月 26 日(月)午後 2 時～
場 所：三条市役所栄庁舎
調査者：村上委員、高岡市、都市センター

第 I 部

発達障害支援ネットワークの 確立に向けた諸論点

概 況

第 1 章 高岡市発達障害支援ネットワーク研究会 における活動の要点

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

第 2 章 早期発見・早期支援に向けた効果的な 〈既存システム活用型〉ツールの開発 —高岡市発達支援ネットワーク研究の意義と課題—

東京学芸大学特別支援科学講座教授 加瀬進

第 3 章 発達障害支援ネットワークの確立における 行政のマネジメント

東京大学大学院教育学研究科教育学部准教授 村上祐介

第 4 章 子どもの発達を支援すること —「きずな」の療育理念に基づいて—

高岡市きずな子ども発達支援センター所長 行枝貴子

第 I 部 発達障害支援ネットワークの確立に向けた諸論点

<概況>

ポイント1 あらまし

発達障害支援に関わる法律としては、平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行されている。同法施行以前までは、対応する法制度等も無く制度の谷間となっていた発達障害であるが、同法に基づき具体的な支援施策が推進されてきている。

これまで、国から同法を始めとする諸施策が提示され、乳幼児期から成人期までそれぞれのライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けることができる体制の整備とともに、この障害が広く理解されることを目指した普及啓発等の取組みについて、地域（都市自治体等）が実情に沿った施策を展開してきているが、実際の支援の現場においては、近年の発達障害児の急増に対応し、きめ細やかな支援を継続していくことが限界に達している。

このような現状の中、発達障害支援における今後の取組みを発展させていくためには、国の提示する諸施策を統合した取組みと同時に、実際の支援の現場で運用できるモデルを構築することが重要であり、保健・教育・福祉・医療等の各関係機関によるネットワークを通じた支援に取り組むことは極めて大きな意義がある。

ポイント 2 支援ネットワークの確立に向けた諸論点について

第 1 部では、今年度の研究会での取組みを踏まえ、発達障害支援における重要な要素や支援のあり方から今後の方向性等について、各研究者及び実務家の視点から、以下のとおりご執筆いただいた。

第 1 章では、日本都市センター研究室より、平成 23 年度から平成 24 年度に高岡市と共同研究を実施してきた経緯及び今年度の研究会の趣旨や、幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録の活用状況調査等から明確になった、市の現状の課題に対する研究会・ワーキング会議での議論など、先進事例調査も含め、支援ネットワークの確立に向けた活動について取りまとめたものを掲載した。

第 2 章では、加瀬委員長（東京学芸大学特別支援科学講座教授）より、今年度の研究会の課題である「つなぎ」を改善するための取組みとして、幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録及び就学連携シートの記入と活用について、「〈既存システム活用型〉ツールの開発」と題した説明をいただくとともに、委員長が平成 23 年度に実施されたサポートブック調査から得た就学段階のつなぎに関する全国的な動向についても紹介いただきながら、高岡市でのツール開発の意義と課題についてご執筆いただいた。

第 3 章では、村上委員（東京大学大学院教育学研究科教育学部准教授）より、発達障害支援ネットワークの確立にあたって重要と考えられる要素として、中核となる組織のマネジメントと多様なコミュニケーション手段の確保の 2 点を挙げ、前者では教育・福祉・医療における現場の実情を熟知する人材の配置の重要性、後者ではアクター（行政、学校、保護者等）間の円滑なコミュニ

ケーションの必要性など、他都市自治体での今後の取組みにおける活用可能な施策等についてご執筆いただいた。

第4章では、高岡市きずな子ども発達支援センター所長の行枝委員より、平成24年度の児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正を機に、同センターが更に大きく飛躍発展した点を挙げ、継続的で実効性のある支援を行うことを目的に、訪問支援を保育所・幼稚園・学童保育などから小学校にまで広げる取組みや、子どもの自立を念頭においた取組み等について説明いただくとともに、また、乳幼児から成人までの真の発達支援体制の確立のために更なるネットワークの拡充に向けた今後の取組みの必要性についてご執筆いただいた。

第1章 「高岡市発達障害支援ネットワーク研究会における活動の要点」

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに ー研究会趣旨ー

発達障害は早期発見、早期対応により、円滑に社会生活を営むことができるようになる方も多いことから、家庭のみならず、幼稚園・保育所から小学校に情報をつなぎ適切な対応を切れ目なく行うことなどの十分な対策を講じる事が重要である。そのためには、地域において各関係機関が役割を認識し、また、病院等医療機関との連携を図るとともに、情報の共有と相互連携によるネットワークを形成することを通じて支援に取り組む必要がある。

しかしながら、現状は障害の発見が遅れたり、発見してもそのことが家族等に受け入れられず、関係者において十分な対応がなされていないという状況が多く見受けられる。

そこで、平成 23 年度に高岡市と当センターと共同で、子どもの育ちに関する情報の共有と相互連携によるネットワークの形成を通じて、発達障害児を支援するとともに、すべての子どもに目配りすることができる体制づくりを目的とした調査研究を実施し、ネットワークづくりにあたっての基本的な考え方、高岡市の現状と課題、高岡市及び各関係機関が取り組むべき施策と今後の方向性について、平成 24 年 1 月に中間報告¹として取りまとめたところである。

中間報告では、学校現場（教育委員会）における発達障害支援

¹ 平成 23 年度中間報告については、143 頁参照。

の現状と課題について、「学齢期の現状を調査し、課題を明確にし対応策を考える。(対応の仕方について事例研究し、対応方法についてまとめる。)」と取りまとめている。また、実際の支援の現場において発達障害支援についての取組みを体系化させることは大変意義があるとの考えの下、平成 24 年度の調査研究では、学校現場と就学前児童の「学齢期へのつなぎ」における現状と課題及び対応について、更に踏んだ検討等を行うこととした。

1. 市の現状と課題

高岡市では、「高岡市きずな子ども発達支援センター（旧きずな学園）」が発達障害支援における中心的な役割を担っている。

同センターは、医療型児童発達支援センター（旧心身障害児総合通園センター）として、小児神経科医である行枝貴子園長のもと、専門的な対応が図られていることが大きな特徴であり、長年にわたり障害のある子どもの療育に努めている。さらに、子どもに関わる両親・家族を始め、幼稚園・保育所・学校の関係者等に対してもよりよい教育ができるよう支援を行っている機関である。

また、同センターには、地域に出向き子どもたちの生活の場で支援を行うことを目的とした発達相談室が設置されている。同室では、訪問・相談・人材育成支援などを担っており、また、現職の学校教員が同センターのスタッフとして同室で活躍している、全国でも珍しい先進的な試みを行っている。

同センターでは、医療と福祉を結びつけた療育（きずな方式）と、地域支援の一貫として「児童デイサービス事業」及び「巡回支援事業」を行っているが、近年、発達障害と診断され療育を必要とする子どもの急増に伴い受診数が増加しており、初診までの

時間を要するようになってきているとともに、児童デイサービスの対象者も増加の一途を辿っている。また、巡回支援事業においても、幼稚園・保育所からの派遣要望の増加に対して派遣スタッフ（専門家）が不足しており、人材確保及び育成が急務となっている。そのため、現状に対応するためには、同センターの規模の拡充を図らない限り、子どもに対する支援の提供が限界に達しており、情報を共有したネットワークの形成を通じシステムとして対応していく必要があるとともに、このネットワーク機能を損ねないためにも、同センターの過重な負担を軽減させることも喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、高岡市と当センターでは、「学齢期におけるつなぎ」の現状及び課題を把握するため、「幼稚園幼児指導要録」及び「保育所児童保育要録」（以下、「要録」という。）の活用状況に関する調査を市内3市立小学校を対象に行った。

この調査では、要録についてはもちろんのこと、幼稚園・保育所と小学校間での子どもの育ちに関する情報の連携における現状や課題についても調査することができた。以下は、活用状況調査結果の概要である。

（1）要録における様式等に関して

要録は、記入量が多く過重な労力を要し、相当な負担であるので、記入内容を簡略化できればお互いにとって、より一層のメリットがあるのではないか。また、子どもの優れた面から主に記載してあるため、就学後の学校生活（集団生活）において小学校側が配慮すべき事項について把握することが難しい。

実際には要録の内容を補うために、幼稚園教諭や保育士に来てもらい、話を聞く中で必要に応じて小学校側がメモをとり、情報の共有を図っているケースもある。

また、ある小学校では就学連携シート（以下、「連携シート」という。）という、小学校側が作成した子どもの育ちに関する独自の様式（チェック式）による調査書類を要録とともに幼稚園・保育所に提出してもらうため、支援が必要な子どもを把握することについては、小学校側がそれほど負担に感じていない状況であった。

（2）幼稚園・保育所と小学校との交流等について

3 小学校とも就学時健診時において、発育が気になる子どもをチェックしており、該当の子どもについては、適宜、要録とは別に幼稚園・保育所に確認してはいるが、どこまで詳細に行っているかについては、小学校により対応が異なる。

また、小学校との交流を通じて、幼稚園・保育所側も学校生活の実態を把握することにより、今後の指導に生かせる部分もあるので大切な機会であるし、小学校側も幼稚園・保育所と交流を深めることにより、要録に記載されている子どもの育ちに関する内容を理解しやすくなるといった効果があるようである。

（3）小学校内における引き継ぎ・情報共有等について

1 年生の担任が新任の場合の対応については、各小学校ごとに異なるが、特別支援教育コーディネーターや教務主任が対応して引き継ぎを行っている。

(4) その他支援に関すること

支援の必要な事例が年々増えてきており、増え続ければ担任が手一杯になり、学級崩壊につながる危険性があるとともに、他の子どもの指導にも影響が出る可能性がある。そのため、子どもの育ちに関する情報を共有する「つなぎ」をしっかりと行うことが重要であり、情報に対して先入観や偏見を持たないことが大切である。また、市外から転入してくる子どもについては、書類だけのやりとりになってしまうため、情報の共有という面では不足しがちである。

このように簡単ではあるが、要録が小学校においてどのように活用されているか、また、幼稚園・保育所・小学校の先生方が要録についてどのように感じているのかを含め、実態を把握した。今後はこれに基づき、より望ましい要録の活用方法について検討を行っていくこととした。

なお、現在の高岡市においては、幼稚園幼児指導要録（以下、「指導要録」という。）の様式²は文部科学省の様式であり、保育所児童保育要録（以下、「保育要録」という。）の様式³は高岡市が作成した様式を使用している。

² 指導要録の様式の決定は、公立学校にあっては、教育委員会が行う（昭和 36 年 5 月 29 日文部省初中局長回答）。

³ 保育所保育指針の施行に際しての留意事項について（平成 20 年 3 月 28 日雇児保発第 0328001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）・・・各市町村において、当該子どもの育ちを支えるための資料の様式を作成し、管内の保育所に配布すること。

様式については、「保育所児童保育要録」として参考例を示すため、各市町村において、これを参考として地域の実情等を踏まえ、創意工夫の下、様式を作成すること。

2. 調査研究の経過

(1) 研究会の設置

前述のように、高岡市と当センターでは、平成 23 年度より発達障害支援に関する調査研究を共同で行ってきたが、平成 24 年度は、学校現場と就学前児童の「学齢期へのつなぎ」における更に踏み込んだ検討を行うべく、引き続き、「高岡市発達障害支援ネットワーク研究会」(委員長 加瀬進東京学芸大学特別支援科学講座教授)を設置し、研究会での議論や先進事例現地調査等により調査研究を行った。

研究会には、昨年度の委員に加え、今年度の課題である「学齢期へのつなぎ」について検討を行うべく、新たに小中学校より校長及び特別支援教育コーディネーター、市立の特別支援学校担当者、県立の特別支援学校特別支援教育コーディネーターを加えた総勢 19 名の委員(Ⅲ頁参照)により実態の把握に努めるとともに、多角的な視点から研究を進めることとした。

なお、事務局については、高岡市社会福祉課、同市教育委員会学校教育課、きずな子ども発達支援センター、公益財団法人日本都市センター研究室が共同で担当した。

(2) 第 1 回研究会

平成 24 年度研究会についての趣旨及び検討事項については前述してきたとおりであるが、これについて高岡市社会福祉課より説明を受け、支援ネットワークづくりという課題に対してどのように実現していくのか、具体的な方策を提言できるよう議論を行っていくこととなった。

そこで、今年度の研究課題である「学齢期へのつなぎ」につい

て検討するため、まず初めに、要録を対象に実施した活用状況調査の結果報告について日本都市センターより行った。なお、要録の活用状況調査概要については、本書の平成 24 年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会報告書（以下、「平成 24 年度研究会報告書」という。）の中で詳細に説明されている（111 頁参照）。

報告後、各委員の議論では要録について学校間で活用の差は出ているものの、全体的に上手く活用できていないのが現状である。小学校側は、4・5 月は要録を確認する時間の確保が難しく、幼稚園・保育所が要録の作成に労力をかけている割に有効活用できていない。そのため、双方の労力を省けて必要な情報の共有を行えるシステムの構築が必要ではないかといった意見が出た。その中で、連携シートの活用についても検討していくこととなった。

以上の他にも様々な意見が出たが、高岡市内でも要録における

写真 研究会の様子



対応にばらつきがあるため、方向性を整理し、市全体としての仕組みを構築するべく、第 2 回研究会以降で議論を進めていくこととなった。

(3) 第 2 回研究会

第 2 回研究会では、上記の様に第 1 回研究会で出された課題から以下の検討事項を軸に議論を進めた。

- ①指導要録及び保育要録の記入内容の整理と様式の統一。
- ②気にかかる児童生徒についての就学連携シートの活用。

まず、①についてであるが、第 1 回研究会の議論の中で現在の要録について小学校から意見を聴取し、必要項目を具体的に整理するとともに、記入者側の負担軽減も視野に入れ、かつ利用しやすいものにできるような様式の検討を行うこととしたところである。

そこで、要録の様式における現状の課題について議論し、以下のような課題があることがわかった。

- 保護者からの開示請求の可能性があるため、子どもの日常生活・集団生活等における気になる点をなるべく書かないようにしている。そのため、小学校側に子どもの育ちにおける気になる部分の情報が伝わりにくい。
- 記述式でびっしりと記載してあるが、時間等の制約により読みきれないため、チェック式にするなど必要な情報を時間をかけることなく把握できるようにしてほしい。
- 指導要録の様式は、法律上設置者（教育委員会）で作成することができるが、事実上、内容を大きくは動かせないのが現状。

次に、②についてであるが、前述のように要録の活用状況に関する調査を行った際、就学連携シートという独自のチェック様式による調査書類を情報の共有を図るために活用しており、支援の必要な子どもの育ちに関する情報の把握がスムーズに行われているように見受けられた。

そこで、これらの現状を踏まえ、要録の内容を精査し様式の改訂を行うとともに、要録を補完するための機能的なツールとして連携シートの活用を検討するため、導入の経緯や現在活用している既存シートの優れた点等について小学校から再調査し、ワーキング会議において研究会に提言できる様式等の検討を行うことと

表 1 高岡市発達障害支援ネットワーク研究会 ワーキング会議

<p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園保育所から小学校へのつなぎを充実させるため、幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録の有効活用についての検討を行う。 また、就学連携シートを作成し、幼稚園・保育所から小学校へ必要な情報を伝える仕組みの検討を行う。
<p>②ワーキング会議参加者 計 14 名</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園園長 5 名 幼稚園教頭 1 名 小学校教諭（特別支援教育コーディネーター） 1 名 中学校教諭（特別支援教育コーディネーター） 1 名 特別支援学校教諭（特別支援教育コーディネーター等） 2 名 児童育成課 1 名 社会福祉課 1 名 学校教育課 1 名 きずな子ども発達支援センター 1 名
<p>③実施日</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 平成 24 年 8 月 27 日（月） 第 2 回 平成 24 年 9 月 21 日（金）

（出典）高岡市資料

した。

また、高岡市事務局より、当研究会で作成したシステムを平成25年2月の市内校長会で発表し活用を周知していくことが報告され、それまでに議論をまとめ、高岡市におけるシステムの構築を行うこととなった。なお、これまでの研究会で出された個別の検討事項については、委員を中心としたワーキング会議（表1参照）で議論していくことを確認した。

（4）第3回研究会

第2回研究会で出された要録及び連携シートにおける検討課題について、同研究会後にワーキング会議を開催し、そこで議論された内容について高岡市事務局より報告を受け、今後の活用に向けた議論を行った。

なお、ワーキング会議概要及び会議報告については、本書の平成24年度研究会報告書の中で詳細に説明されている（118頁参照）。

また、研究会の後半では、きずな子ども発達支援センター（発達支援室）の現状と課題について、石崎委員（きずな子ども発達支援センター発達支援室長）にご報告いただき、同センター（同室）の今後の目指すべき方向性等についての議論を行った。以下は、ワーキング会議における要録及び就学連携シートに関する議論の概要である。

①要録の記入、活用について

- ・要録は、子どもの育ちを小学校に伝える資料であるという認識を統一すること。
- ・すべての項目を網羅して記入する必要はなく、伝えたい子ども

の姿が伝わるように工夫する。また、読みやすくするため長文にならないよう注意するとともに、記入に際しての注意点等を明記し、記入方法の統一を図る。

- ・子どものどのような姿を伝えるかは担任だけに任せることなく、関係者で話し合うことが重要であり、それによって子どもの育ちが見えてくるので時間はかかるが大切である。
- ・どのような手立てがあると、どこまでの行動ができるのかなどの情報を記入し、支援の方法を確実に伝えていく必要がある。
- ・小学校入学後、幼稚園・保育所と小学校間において要録を用いた話し合いの場を設けることは、時間の制約等があり難しい部分もあるが、要録の活用を小学校で定着させるためには必要である。

②連携シートについて

- ・ラベリングするためのものではなく、子どもが学校に入ってから困らないよう情報を伝えるためのものであることを周知徹底することが重要。
- ・連携シートを作成する子どもについては、幼稚園・保育所と小学校が話し合い決定する。
- ・小学校の学級編成を行う連絡会の開催時期(1～2月)までには、幼稚園・保育所が記入し、小学校に提出する。
- ・要録についても同様であるが、紙媒体のやりとりだけではなく、幼稚園・保育所と小学校間において関係者が会し、連携シートをもとに話し合うことが大切である。

以上のように、ワーキング会議における議論の報告を受け、加

瀬委員長より、「要録はできる限り簡潔な文章にし、詳細な事項については連携シートに記入する。保護者の同意が得られる場合には要録に連携シートを添付し、難しい場合には情報交換の際の引き継ぎ資料として連携シートを活用してはどうか」という提案がなされた。また、同時にきずな子ども発達支援センターによる訪問事業や研修事業とリンクさせ、要録の記入方法の周知徹底を行うことも付された。

次に、石崎委員より報告いただいた、発達支援センター（発達支援室）の現状と課題についての概要は以下のとおりである。現状では、同室の職員を増員することは難しいため人手が不足しており、増員しても訪問事業や子育て相談をこなせるようになるまでには5～6年間必要である。人材を育成していくことができれば、同室としても体力がつき少しずつ充実した支援が可能になってくるので、中長期的な課題ではあるが早急に取り組まなければいけない。

また、幼稚園や保育所においても経験が浅い職員が増えてきており研修の充実を図りたいが、人手不足のため研修の時間も確保できないというのが現状であり、同室が行う訪問事業での専門的な助言等が大変効果を発揮している。しかし、近年発達障害と診断される子どもが急増しているため、同室の支援も十分に行き届かなくなってきたとの報告を受けた。

このような状況の中、発達障害支援における様々な取組みを行っている同室の今後のあり方について、同室にしかできないことは何かを考えると、訪問支援や人材育成を重点的に行う必要があるのではないかと。また、現場の大変さをネットワークで克服することが研究会の本来の趣旨であるので、恒常的に情報交換や相互

の役割分担、個別のケースを考える機会を設ける必要性があるとの認識を共有することができた。

(5) 現地調査

研究会での議論に加え、具体的に先進事例から学ぶことも重要であると考え、大分県、福岡県糸島市、新潟県三条市の1県2市への現地調査を実施した（第Ⅱ部参照）。

上記の調査結果については、第2回研究会に大分県、第3回に糸島市、第4回に三条市の調査結果報告を行った。

(6) 第4回研究会～平成24年度報告書取りまとめ

第3回研究会までの議論をもとに作成（改訂）した、高岡市独自の要録及び連携シートが高岡市事務局より提示され、平成25年度の小学校就学に向けて活用していくため、様式及び活用方法等について議論を行った。

まず、要録についてであるが、記入内容の説明書きにある「子どもの幸せのために要録を書くということを念頭に、保護者が読んでも傷つかない表現にする」とあるが「保護者が傷つかない」という表現が独り歩きしてしまい、保護者に了解を得ながら小学校に大事な情報を伝えるという意図が十分に伝わらないのではという懸念があるので、従前のようにマイナスなことは記入しないといったような雰囲気を作らないよう、表現を改める必要がある。これについては、「保護者の心情に配慮しながらも、子どもに対する適切な支援につながる書き方に努める」と表記することとして、具体的な支援につながることを重要であるとの認識で一致した。

今後は、様式の文言を精査するとともに、実際に1年間運用し

ながら、先生方の意見やその他結果を踏まえて、修正等再度見直しを行っていくこととした。

次に連携シートについてであるが、これまでの研究会での議論の中で要録についてかなり改善されてきてはいるが、それでも要録に記入できない配慮が必要な情報等を幼稚園・保育所から小学校へ伝えるツールとして活用していく。その際、「保護者の同意及び公簿としての取扱い」がネックになっていたが、実態を正確に伝えるために、引き継ぎの場に幼稚園・保育所と小学校側の双方が連携シートを持参し、同シートに基づき口頭で受けた説明をメモ（チェック）していく形で情報交換を行い、あくまでメモ程度として取り扱うこととする。そのため保護者の同意は取らず、教員への負担増にならないよう改善を行うこととした。

写真2 きずな子ども発達支援センター研修棟



また、連携シートを活用することにより、幼稚園や保育所ごとの温度差が無く情報を伝えることができるようになると思われる。なお、連携シートの使用時期については、2月の幼稚園・保育所と小学校との就学前連絡会で使用していくことを確認した。要録と同様、実際に運用しながら適宜修正を行い、今後は中学校での活用についても検討を行っていくことを確認した。

最後に、高岡市事務局よりこれまでの議論を踏まえ、様式の体裁を整え、平成24年度研究会報告書に掲載するとともに、市内幼稚園、保育所、小学校に要録及び連携シートの運用について、周知徹底を行っていくことでまとめられた。

3. 支援ネットワークの確立に向けてのポイント

ここまで、研究会での議論を中心に、平成24年度研究会報告書取りまとめまでの概要を紹介してきたが、最後に支援ネットワークを確立していく上でのポイントについて研究会における考察も含めながらいくつか述べることにしたい。

まず、高岡市における要録の活用状況について把握するため、小学校を対象に実施した活用状況調査の中で、「労力をかけて作成している要録が実際には活用されていないこと」や、「活用したいが子どもの気になる点などの一番欲しい情報の記載が無い」など、子どもの育ちに関する情報の連携や共有を図る体制が取れていないことが明確となった。また、ある小学校においては、要録を補うために連携シートが活用されており、その後の議論におけるキーワードとなった。

以降、研究会での議論は、この調査結果を踏まえて行ってきたが、前述のとおり最終的な活用方法については、様式の改善はあ

ったものの要録と連携シート双方を上手く活用しながら情報の共有を図ることとなった。しかし、このシステムを活用すれば百パーセント上手くいくとは限らず、重要なことは担任の先生が十分に活用できること、そして子どものどの部分を生かしてあげられればよいかなど、小学校の先生方が配慮する必要がある事項について、的確に負担なく把握することができるかどうかである。

今後については、このシステムに頼ることなく、関係者が双方の情報を常に共有できるような関係を築くことが重要となる。

来年度、きずな子ども発達支援センターとして、幼稚園・保育所・小学校等関係者を対象にした研修を計画している中で、同研修をより実りあるものにするためには、「研修をやらされているという感覚を持たないためにも、この研修が当研究会の議論を経て開催することになったということを理解してもらう必要がある」と加瀬委員長が言及されたように、今後は高岡市で統一した取組みを行っていくという明確な方針を共有する必要がある。また、現在の発達障害を取り巻く厳しい状況を乗り越えるためには、現場の先生方の細部に渡る支援が必要になることは言うまでもないが、このような研修等を通じて発達障害支援に携わるすべての関係者の認識の統一や知識の向上を図り、ひいては少しでも多くの方々が発達障害に対する理解を深めるとともに、支援者を着実に広げていくことが、支援ネットワークの真の確立につながる取組みであると感じたところである。

今年度の研究会においては、学齢期へのつなぎにおける現状や課題の検討を行うべく、多角的な視点から積極的に議論を深化させることができた結果、今年度の課題である、幼稚園・保育所と小学校間の連携を充実させ、また、小学校と中学校間の連携につ

いても、今後発展させていくための土台づくりになったと思う。そして、何より当研究会を通じて、高岡市の発達障害支援に携わる各関係機関の長が一堂に会し議論を行い、お互いの現状を把握し、今後の方向性について議論できたことは、今後の高岡市における支援の現場で確実に生きてくると拝考したところである。

今回の高岡市での経験や取組みが、他の都市自治体での発達障害支援の取組みにおいて、少しでも参考になれば幸いである。

第 2 章 早期発見・早期支援に向けた効果的な既存システム活用型＞ツールの開発

－高岡市発達支援ネットワーク研究の意義と課題－

東京学芸大学特別支援科学講座教授 加瀬 進

はじめに

本書の第 I 部第 1 章で詳しく述べられているように、高岡市には「きずな学園」という発達（障害）支援にとって高度かつ有用な社会資源（医療型児童発達支援センター、旧心身障害児総合通園センター）があり、高岡市障がい者自立支援協議会の障害児支援部会においても発達障害児の支援、とりわけ就学前における早期発見と早期支援に関する連携・協働の芽が育まれつつある。しかしながら保育所・幼稚園と小学校の「つなぎ」には大きな課題があって、きずな学園と保育所・幼稚園の連携による早期発見・早期支援の知見と蓄積が小学校に就学する際に必要十分に伝達され、活用されていない、という事態がなかなか改善されずにきていた。だからこそ平成 24 年度の高岡市発達支援ネットワーク研究における主題は、まさにこの点に焦点を当ててすめられたといつて良いであろう。その特徴を端的に表現するならば、＜既存システム活用型＞ツールの開発、ということが出来る。重厚長大なシステムは、仮に理想的に見えたとしても日常的に操作・活用することが困難である場合が多い。また、既に様々な記録・文書を書くことを余儀なくされている中で、新規の書式を提示され、書くことを迫られても、まず広まらないといつてよい。こうしたリアリティと、しかしながら確実に必要情報を共有できるツールの開発が我々に課せられた課題であった。

さて、詳細については本書に掲載されている「平成 24 年度中間報告（高岡市）」に譲るが、この課題に対する具体的提案が「保育所児童保育要録の記入と活用」及び「就学連携シートの記入と活用」である。これらは未だ実践的に活用されるには至っていないが、平成 25 年度の小学校就学に向けて活用される見込みである。そこで、本稿では、この 2 つの提案の概要を踏まえた上で、こうした就学段階のつなぎに関する全国的な動向を俯瞰しつつ、高岡市で活用されようとしているツール開発の意義と課題を考えてみたい。

1. 保育要録と就学支援シートの概要

周知のように、平成 21 年の改訂「幼稚園幼児指導要録」、同年初めて制度化された「保育所児童保育要録」並びに「認定こども園こども要録」の 3 要録は、様式に若干の違いはあるものの「子どもの育ちに関する情報を記録し小学校に伝える」という役割は共通している。しかしながら、高岡市の実態としては次のような問題点が指摘された。

- 「保育要録は詳細に記入されているが、情報開示における保護者への配慮もあって、例えば「どのような支援があれば集団に入れるのか」、あるいは「相手にかまわず一方的に話をする、と書きたいところだが、元気にはきはきとした物言いをする、と書いてしまう」というように、小学校教員が欲しい情報が明確に書かれているとは限らない。
- 指導要録・保育要録ともに学校には一応届くが、時期がばらばらであり、学校側の管理と教員への開示手続きが曖昧な現

状もあいまって、せつかくの情報が十分に活用されていない。加えて教員の中には「先入観を持ちたくない」という主義主張から、意図的に活用しない者も散見される。

- 一方、一部の小学校では気になる児童について「就学連携シート」の作成を幼稚園・保育所側に依頼し、健康・日常生活、活動の様子、人との関わりに関する課題の有無と有用な支援方法の把握に努め、効果的に活用されている。ただし、高岡市共通のシステムにはなっていない。

以上の課題を踏まえ、高岡市発達障害支援ネットワーク研究会では小学校教員・幼稚園教員・保育所保育士らによるワーキンググループが検討を重ね、2 つのツールとその活用のためのルールが提案された。その概要はおおよそ次のようである。

(1) 「保育所児童保育要領の記入と活用」

保育要録の書式をもとに、記入の観点と記入例を作成した。例えば「子どもの育ちに関わる事項」の観点としては①入所時からの育ちをふまえ、成長がわかる特徴的なエピソードを数点に絞って記入する、②保育者がどう援助したか、その結果はどう変化したか、今後の課題は何か明確に書く、の 2 点をあげ、記入例としては次のような例示がなされている。

＜子どもの育ちに関わる事項（記入例）＞

2 歳児より入園。元気で、興味のあることには積極的に取り組み、活動的である。落ち着いて話を聞くことが苦手であったが、本児の気持ちを受け止めつつ、すべきことを絵や文字で、

本児に分かるように丁寧に伝え続けたことで、保育士のお話を落ち着いて聞けるようになってきた。

(2) 「就学連携シートの記入と活用」

特徴の1つは自由記述を少なくするため、項目事のチェック式を導入した点である。記入経験のある幼稚園教員、保育所保育士も異口同音に、このシートを記入・作成することにさほどの負担は感じていないとのことであった。「得意なこと・好きなこと」「保護者への配慮事項」「関係機関等の利用状況」「有効な支援・配慮事項」の4点は自由記述としているが、主たる項目は次のような構成になっている。

- ① 健康・日常生活
- ② 健康面、着替え、食事、排泄に関する配慮・支援の要不要と配慮・支援事項の簡潔な記入。
- ③ 活動の様子
- ④ 体の動き、手指の動き、絵を描く、平仮名の読み、平仮名の書き、発音・発語、行動の各項目について段階評価を行う。「平仮名の書き」を例示すれば「1：50音全部書ける、2：少し（名前など）書ける、3：手本を見て書ける、4：なぞり書きならできる、5：書けない」というようにである。
- ⑤ 人とのかかわり
- ⑥ 関わる人、集団参加、指示理解、コミュニケーションに関する配慮・支援の要不要と配慮・支援事項の簡潔な記入。

(3) 指導要録・保育要録及び就学連携シートの活用ルールについて

まず要録については 3 月末までにまとめて小学校へ届けることと要録をクラスごとに綴り、関係職員が手にとって読めるところに保管し、そのことを全職員に周知することとされた。また、就学連携シートは 2 月に行われる卒園生／新 1 年生に関する幼稚園・保育所と小学校との連絡会までに幼稚園・保育所側が用意し、連絡会において確実に伝えることが確認された。以上について平成 24 年度末までに校長会を通じ、市内の全小学校にもれなく周知徹底されることとなっている。

さて、以上みてきた高岡市における指導要録・保育要録の記入と活用の工夫並びに就学連携シートの全市的活用、及びその際のルール作りはどのような意義を有するのであろうか。平成 24 年度現在、これらは未使用段階にあって、今後の実践と検証を待たなければその有用性に言及することはできない。しかしながら、どのような期待値を含むものなのかを論ずることはできる。そこで、筆者らが平成 23 年に行った全国調査を次節で概観してみよう。

2. 就学期移行支援の全国的動向～「サポートブック」調査から

ここでいう全国調査とは、平成 23 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業の 1 つとして行った、各市町村における「サポートブック」の作成と活用の実態調査を指す。同調査では「サポートブック」を「関係機関が乳幼児期から学校卒業段階において各種の相談・支援を行う際に円滑に情報を共有するとともに、保護者が各種の相談・支援を受ける際に提示することにより、相談・支援

者に対して必要な情報が提供できるよう情報を集約したツール」と定義した。周知のように、こうした動きの背景には文部科学省が厚生労働省とも協働しながら進めてきた「特別支援教育総合推進事業」における特別支援教育グランドモデル地域の指定とそこでの「相談支援ファイル」の作成・活用や厚生労働省の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「障害児を育てる地域の支援体制整備事業」といった政策誘導が存在している。しかしながら、様々な名称で「サポートブック」様のものが開発された、という情報は少なからず見られるものの、全国調査に基づく数値的データは存在してなかった。そこで行ったのが同調査である。

詳細は既に報告書を刊行し、WEB 上でも閲覧できるようにしてあるのでそちらに譲り、以下、その概要を記すこととしよう。

(1) 調査目的

障害のある子どもに生涯を見通した適切な支援を行うため、横の連携を充実させるとともに、ライフステージを越えた縦の連携につなげるツールとして近年導入されつつある「サポートブック」の導入と活用実態、とりわけ、その普及・促進にはどのような課題や解決策があり得るかを把握し、今後の施策として取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした。

(2) 調査対象・調査方法・調査期間・回収状況

市区町村全数を対象に調査を実施した。なお、自治体において「サポートブック」を所管する部署は、地域の社会資源等の状況により様々であると想定されることから、今回の調査は、同じ調査票を以下の3部署に送付し、複数部署が協働して「サポートブ

ック」に関する取組みを進めている自治体では、主たる担当部署 1 つで集約して回答するよう依頼した。調査期間は平成 23 年 10 月～11 月で、最終的に 1,745 自治体中 1,088 自治体から回答があり (62.3%)、回答部署を回収済自治体数ベースでみると、障害福祉部署 71.2%、教育委員会 33.7%、児童福祉・母子保健部署 13.6 %、市町村の人口規模では、平均 7 万 3,377 人であった。

表 1 調査対象部署・調査方法・配布件数・回収件数・回収率

調査対象部署	調査方法	配布件数	回収件数	回収率
障害福祉部署	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部	1,745 件	775 件	44.4%
児童福祉・母子保健部署	障害福祉課地域移行・障害児支援室から都道府県を經由し、メールで協力依頼。調査専用ホームページを通じて回答。	1,745 件	148 件	8.5%
教育委員会 学校教育課	郵送配布・郵送回収	1,745 件	367 件	21.0%

(注：表内の回収率は配布件数 1,745 をベースとして算出した。)

(3) 調査内容

主たる内容は「サポートブック」の作成状況(「サポートブック」の導入の有無／「サポートブック」の導入に向けて(導入していない場合)／「サポートブック」作成の経緯(導入している場合)、「サポートブック」の活用状況(「サポートブック」の配布状況／「サポートブック」の活用状況)及び「サポートブック」の普及・促進に向けた取組み(サポートブック導入・活用にあたり特に工夫している点／導入の効果／課題と解決策)とした。以下、高岡市の開発ツールに関わる部分を引用しておこう。

(4) 「サポートブック」の作成状況

「サポートブック」の導入状況を見ると、導入している自治体は21.0%であった。一方、「サポートブック」を導入していない場合の今後の導入意向をみると、「組織を立ち上げて導入を検討している」が11.0%、「今後ぜひ導入を検討したい」が15.4%で、前向きな自治体は26.4%であった。

図1 「サポートブック」の導入の有無

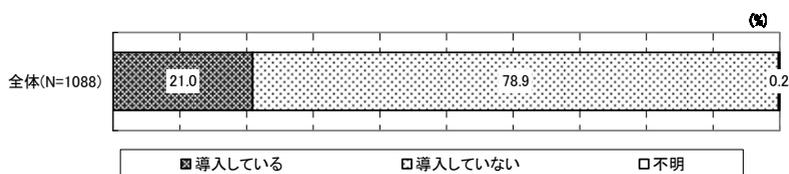


図2 「サポートブック」の今後の導入意向（導入していない場合）



(5) 「サポートブック」の活用状況

図3には配布状況、図4には活用例数の把握状況を示している。配布件数を把握している自治体が、「サポートブック」を作成していると回答した228自治体のうち6割あまり、活用例数を把握している自治体になるとその半分の3割あまりとなり、回答を得た

1,088 自治体を分母とすると全体の 6.6%にとどまることになる。

図 3 「サポートブック」の配布件数の把握状況

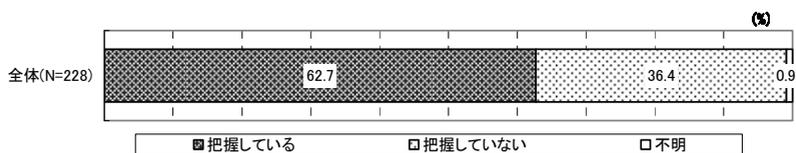
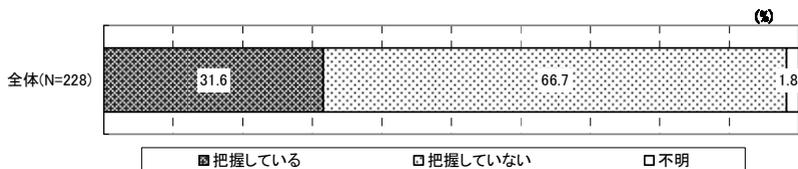


図 4 「サポートブック」の活用件数の把握状況



(6) 「サポートブック」導入・活用における課題

「サポートブック」の必要性、就学前の幼稚園・保育所・通園施設との情報を小学校へ確実につなげる重要性は繰り返し語られ、上述したような政策誘導も行われてきた。しかしながら、現実には決して普及しているとは言えない状況があることがおわかりいただけたと思う。では、その要因は何なのであろうか。この点にかかわって、導入・活用における課題を自由記述で問うたところ、次のような回答を得た。

① 行政内部で取組みを促進する組織が必要

部局横断的なテーマであるため、関係施策・法規・制度等の整理・統合をした上で、連携・調整を取りまとめる所管部署等

を置く必要がある。

② 地域の幅広い関係機関が共通認識のもとに一斉に活用することが必要

ライフステージを一貫して包括的・継続的な支援を進めるためには、教育、福祉、母子保健、子育て支援、医療、就労等の分野を横断し、行政、サービス提供事業所、学校、医療機関等の組織も横断して、地域の幅広い関係機関が活用目的・方法（いつ、どういった状況で、誰が配布し、何をするときを使用するか）等について共通認識をもって一斉に活用する必要がある。

③ 都道府県単位等の広域的な取り組みが必要

ライフステージや支援ニーズに応じて、本人・保護者を取り巻く関係機関は市町村域を越えて集まることになるので、単一市町村ではなく、都道府県単位等の広域的な取り組みが必要である。

④ 本人・保護者の理解を得ることが必要

本人・保護者に必要性を理解し、継続的な活用に協力してもらうため、「サポートブック」の使い方の研修、関係機関による記入支援が必要である。本人・保護者の障害の受容状況に応じて、「サポートブック」を配布するタイミング、記載する情報の内容等を工夫する必要がある。

⑤ 個人情報保護に留意した具体的運用方法の整理が必要

関係機関の支援内容に応じて「サポートブック」から収集したい情報の範囲は異なり、関係機関の種類に応じて個人情報保護の体制にも差があることから、個人情報保護に十分配慮した上で、「サポートブック」の保管、情報更新、複写の可否、情報開示の範囲等の具体的な運用方法を整理する必要がある。

⑥ 継続的な取組みが可能となる十分な予算の確保が必要

モデル事業等で取り組むとモデル事業終了後の予算確保のめどが立たないので、長期的・継続的な「サポートブック」の活用を支える十分な予算を別途確保する必要がある。

⑦ 「サポートブック」というツールを使いこなすシステムを構築することこそが重要

「サポートブック」の作成、管理、有効活用の研修のためのコストを考えると、「サポートブック」というツールでめざしている目的を実現するために関係機関の連携システムを構築することの方が優先課題である。

(7) 「サポートブック」導入の効果

一方、平成 23 年の調査時点においては限られた市町村ではあったが、「サポートブック」を導入し、活用してきた自治体からは、次のような効果があったことも記されている。

- 年度やライフステージの変わり目における引き継ぎが円滑化し、一貫した支援体制の構築に向けて確実に進んでいるという実感が少なからず記されている。
- 同時に関係者の情報共有、連携強化という横のネットワークにも好ましい影響が見られ始めており、「健診時に保護者が持参することで子どもの様子が細かく伝わるようになった」「学校と医療機関の連携が出てきた」「校内で児童状況を共有しやすく、学級編成、担任配置に役立った」など具体的な記述も見られた。

- 以上の情報共有の結果、「子どもの特性や接し方がわかることで、支援者とのより良いコミュニケーションが図れる」「子どもの成長が分かり、より確かなアセスメントができるようになった」など、支援の質向上にも貢献しつつある。
- また、「身体障害児、知的障害児、発達障害児に分けず、1冊を使えることで保護者の交流が図れ、重複障害の子どもにも対応できる」あるいは「従来 of 知的障害、身体障害の児童に加え、幼稚園、保育所に在籍する発達障害やその疑いのある児童の通常級への引き継ぎ体制が整った」など多様な障害対応を可能にしつつあることも示唆された。
- 一方、保護者の障害受容、意識変化については、「サポートブック」の協働作成や共有により、「サポートブック」づくりに参画できた場合にはプラスの効果が確認されつつある。

3. 高岡市におけるツール開発の意義と課題

今回、高岡市発達障害支援ネットワーク研究会が提案した2つのマニュアルと1つのルールは一見、実に「軽量級」に見える。「サポートブック」の凝った作りをしている自治体では、カラー印刷で愛らしい装丁、ファイリング方式、デジタルファイル（ワード等で記入可能）など「重量級」のものも少なくない中、高岡市のツールはわずかA4版で2枚にすぎない。しかしながら、筆者はそこに込められた現場のリアリティと「スクラップ&ビルド」の発想、さらに教育と福祉の部局が協働したシステムが底支えする仕組みに大いに期待しているところである。

上述した「サポートブック」導入・活用における課題にもあったように、「サポートブック」づくりにチャレンジした自治体は、

異口同音にツールの見栄えではなく、それを活用する仕組み作りの重要性を指摘している。曰く、「行政内部で取組みを促進する組織」をつくり、「本人・保護者の理解」を得つつ、「個人情報保護に留意した具体的運用方法」を整理し、経費をかけずに「継続的な取組みが可能となる」システムをつくる。そのことの大切さと難しさが繰り返し指摘されているのである。

今回の高岡式ツールは、必ず書いて小学校に送らなければならない「幼稚園指導要録」「保育所保育要録」という既存システムを活用し、その書き方についていったん「スクラップ」した上で、簡潔な書き方を提案（ビルド）している。就学連携シートも既存のシステムであり、有効性・簡便性が確認されているものをベースに高岡市全体のツールにしようとしている。現段階では見込みではあるが、教育委員会と障がい者福祉部局が協働して、この 2 つのツールと 1 つのルールを高岡市の全幼稚園・保育所・小学校に広め、そのバックアップをきずな学園が展開するという構想である。その期待がふくらむのは筆者のみではないと確信するところである。

ただし、老婆心ながら付言すれば、新たなシステムの開発当初は一種の「熱気」が共有され、実践が展開したものの、時間経過と共に形骸化してしまった、という事例も少なくない。また、このツールは教員・保育士・保護者という子どもに直接関わる最前線のおとながよりよく協働するための道具であって、机上のものではない点にも留意する必要があるだろう。あくまで記入のためのツールではなく、子どもの育ちと暮らしを支えるための道具であることを確認しておきたい。さらに、今回は就学前と小学校 1 年のつなぎであるが、小学校の学年間、さらには小学校から中学校、

中学校から高校、そして成人期へのつなぎと一貫した支援システムの構築に向かっていかななくてはならないという課題が待ち受けている。その意味で今回の研究は開幕宣言とも表することができる位置に立っている。

これまでは高岡市が他の先進地とされる自治体を訪問・調査してきた。今回の提案内容が実践に移され、成果を挙げた暁には、多くの訪問・調査者を迎える立場になることを願ってやまない次第である。

<文献>

加瀬 進、他（2012）「「サポートブック」の活用実態に関する調査」WE コラボ研究 2011 研究報告書、平成 23 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業報告書

報告書掲載 URL :

<http://www.we-collaboration.com/mt/we2011.html>

第 3 章 発達障害支援ネットワークの確立における行政のマネジメント

東京大学大学院教育学研究科教育学部准教授 村上祐介

はじめに —本章の概要—

本章では、高岡市での取組みと本研究会での議論、本研究で実地調査を行った自治体の事例などを参考にしながら、発達障害支援のためのネットワーク構築にあたって重要と思われるポイントと具体的な施策について考察する。本章の目的は、高岡市の取組みの到達点と今後の課題を述べながら、多くの都市自治体で導入できる施策を提示し、今後の取組みに資すると思われる知見を提示することにある。

本章の結論をあらかじめ述べておくならば、発達障害支援のネットワーク確立にあたって重要と考えられる要素として、第 1 に、中核となる組織を明確に定め、その人事・組織マネジメントを工夫することが挙げられる。特に、教育・福祉（可能であれば医療も）それぞれの現場の実情を熟知する人材を配置することが肝要である。第 2 に、各部局間、校種間、保護者とのコミュニケーションのための多様な手段を確保しておくことである。情報共有の仕組みの整備や「敷居の低いアクセスポイント」の設置など、様々な方法が考えられるが、ネットワークを実際に機能させるには様々なアクター（行政、学校、保護者等）間のコミュニケーションが円滑に行われる必要がある。

本章の構成は以下の通りである。1.（本節）では、本章の概要を述べた。2. では、ネットワークの中核となる組織におけるマネジメントの要点について考える。3. では、各アクター間の多

様なコミュニケーション手段について述べる。最後に4. で本章で述べたことを改めてまとめる。

1. 発達障害ネットワーク支援のポイント（I）

—中核となる組織のマネジメント—

発達障害の支援は福祉・医療・教育・労働など多くの領域にまたがる政策課題である。行政組織は一般に政策領域ごとの縦割り性が強く、さらに、現場を抱える領域や対人サービスを主とする領域では、第一線で働いている職員に多くの裁量を委ねることが不可欠である。それは円滑な業務遂行にとって必要ではあるが、他方で行政の各部局や他の政策領域との連携・協力が困難になりやすいという面も持つ。

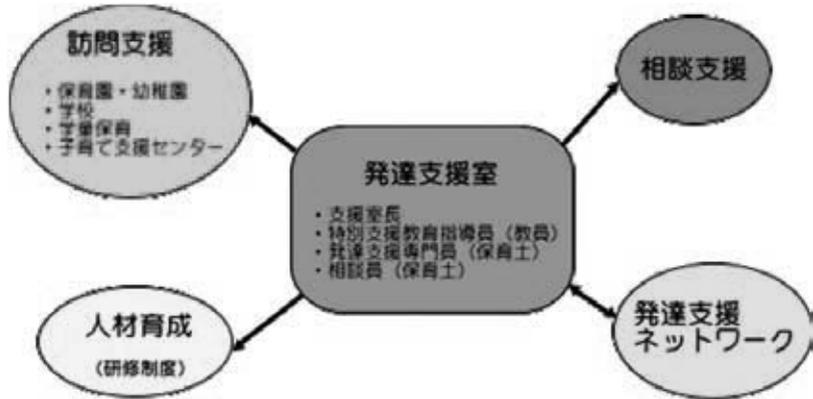
行政における縦割りやセクショナリズムは批判されることが多いが、少ない人数で多くの仕事を処理するうえで効率的な側面も有している。ただ、発達障害支援においては例えば就学前と就学後で情報や支援の「つなぎ」が円滑に進まなくなるなど、縦割りの弊害が現れやすいといえる。

本研究会のねらいの1つとして、各部局や各機関のネットワークを構築することで、発達障害支援をより円滑に行うためのハード・ソフト両面のインフラづくりを行うことがあった。そのためには、ネットワークを構築するだけでなく、その中核となる組織が必要であると考え、高岡市では、第1に、療育施設であるきずな子ども発達支援センター内に発達支援室を設置し、ネットワークの中核となる組織の役割を担うこととした（図1参照）。そこではきずな子ども発達支援センターの職員と特別支援学校での勤務経験を有する教員を配置し、医療・福祉と教育が連携できる仕組

みを構築した。第 2 に、発達支援室設置後は本研究会の運営を発達支援室と学校教育課、社会福祉課が協働して行い、部局を横断した連携体制を強化した。

発達障害の支援は政策領域や部局を超えた連携・協力が不可欠であり、そのためにはネットワークのハブ（結節点）となる組織づくりを進めることが求められる。本研究会では他都市自治体の事例の収集・分析を行ったが、高岡市での取組みも含めて、ネットワークのハブとなる中核的な組織では、人事及び組織編制上のマネジメントが円滑なネットワークの構築にとって必要であるように思われる。

図 1 高岡市発達支援室の役割



出典：高岡市発達支援室ウェブサイト

(1) 人的なマネジメント

ネットワークの中核を担う組織を設置するにあたり、そこどのような職員を配置するかはいうまでもなく非常に重要である。基本的には、部局間・機関間の連携をより円滑に進めるような人事を行うことが求められる。

例えば高岡市の場合、就学前と就学後の情報共有や支援の継続性をより強化することを企図していたこともあって、発達支援室を設置した際に、就学前の療育において豊富な経験を有する職員と、特別支援学校の勤務経験がある教員を配置した。

学校教育における発達障害への対応では、各学校に特別支援教育コーディネーターが置かれるとともに、各学校の要請に応じて特別支援学校が支援を行うこととされている。ただ、就学前と就学後の「つなぎ」は、就学前健診を除いては法制度的な整備がそれほど進んでおらず、福祉と教育の狭間に入りがちであった。また、発達障害に関する認識は着実に広まっているが、一方で学校教育では目前の対応に追われているのが現状である。高岡市では、発達支援室が各学校を巡回して支援を行うことで、問題が生じている児童生徒への対応がよりきめ細かく行えるようになってきている。福祉と教育の分野でそれぞれ経験を積んできた職員が同じ組織に所属することで、両者の架け橋となる活動が可能となった一例であるといえよう。

本研究会で視察を行った事例では、滋賀県湖南市では以前より、発達支援室に管理職クラスの教員が配置され、福祉と教育をつなぐ役割を担っている。湖南市では組織間の連絡調整や情報共有に重点が置かれているが、教員が福祉部門の部局に入ることによって福祉と教育の連携・協力を促進している。

現状では多くの自治体が就学前後の連携や情報共有に課題を抱えていることが多いように思われる。そのため、中核的な組織を設け、そこに特別支援教育に詳しい義務教育教員を配置することは効果的であるように思われる。もちろん、自治体の実情や抱える課題によって異なる選択もありうるだろう。

(2) 組織編制のマネジメント

発達障害支援ネットワークの中核となる組織を首長部局と教育委員会のどちらに設置するか、また本庁内に置くか現場の近くに置くかは各自治体の実情によって異なる。ここではいくつかの選択肢を挙げておきたい。

第 1 に、首長部局と教育委員会との連携に関して、発達障害支援に関連する組織を教育委員会に一元化するか、あるいは中核的な組織は首長部局か教育委員会どちらかに置いたうえで、関連する部局を首長部局と教育委員会に分散させるかという選択肢がある。新潟県三条市の事例では、保育も含めた子ども行政を所管する子育て支援課を教育委員会に置き、幼稚園・保育所・小学校の円滑な連携を図っている（図 2）。義務教育を含めた一元的な組織編制とするためには、現行制度では教育委員会に所管を一元化することになる。他方で、高岡市や湖南市ではネットワークの中核組織を首長部局に置き、義務教育は教育委員会が所管している。就学前後の連携という点では教育委員会に所管を一元化することの利点は大きい。ただ、他の業務や個別の事情もあるため、各自治体が実情に応じて総合的な判断を行うことが求められる。

第 2 に、ネットワークの中核的組織を本庁内に置くか、それとも出先に置くかも難しい問題である。これには一長一短があり、

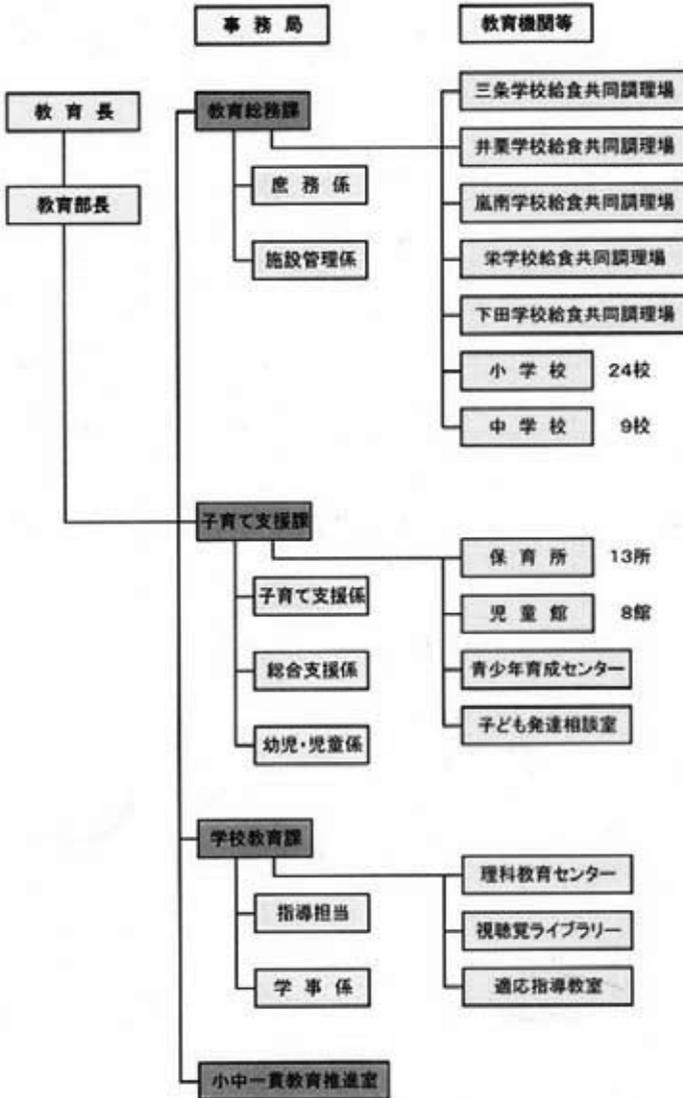
本庁内に置けば他の部局との連携が容易な反面、現場とは距離が生じる。現場に近い出先機関内であれば、現場との連携は取りやすいが、本庁の担当部局との連絡は工夫が必要となる。執務スペースなど物理的な環境に制約される面も大きい、いったん決めると変更は大変なだけに慎重に検討すべき点である。

また、組織編制に関わらず、関連部局の執務場所が物理的に近いかどうか実務的には軽視できない。教育委員会は独立した執行機関であるため、福祉部門とは別のフロアか、あるいは市役所本庁とは別の場所に置かれていることもある。あまりに距離が離れていると、相互の行き来や連絡調整で不便を生じかねない。

いずれにしても、組織間で情報を確実かつ綿密に共有できる仕組みを構築しておくことが最も重要であり、そのために必要な組織と人事を行う視点が求められる。

第3に、市民の目線から考えたときに、困ったときにどこに相談すれば良いのかが分からないのは心理的な障壁が大きくなる。また相談した際に様々な窓口に戻されてしまうのは時間的・心理的負担が大きい。発達障害に関しては後で述べる「敷居の低いアクセスポイント」と、専門性の高い相談機関の双方が必要である。様々な「入口＝アクセスポイント」を有しながらも、同時に総合的な窓口も設けることで、可能な限りワンストップ・サービスを行える態勢を整えておくことが望まれる。

図 2 三条市教育委員会組織図



出典：三条市ウェブサイト

2. 発達障害ネットワーク支援のポイント（Ⅱ）

—多様なコミュニケーション手段の確保—

ネットワーク構築の大きな目的として、多様な連携とコミュニケーションの手段を広げることが挙げられる。ここでは、（１）行政各部局や行政と学校との連携、（２）学校間の連携、（３）行政と保護者との連携、の３点から、それぞれ具体的な事例や方法について取り上げ、発達障害ネットワークにおける連携とコミュニケーションの重要性について確認しておきたい。

（１）行政各部局及び行政と学校との連携

発達障害を支援するためのネットワークを構築するうえで、自治体の部局間、あるいは各部局と学校とのコミュニケーションを確保することはきわめて重要である。先に述べた中核となる組織の人的マネジメントや組織編制に加えて、次に挙げる３つの施策は比較的有效ではないかと思われる。

第１に、ITの活用である。具体的には、個々の児童生徒に関する情報をイントラネット上で共有することである。これは先に述べた湖南省で実際に行われている。個人情報保護に関する課題をクリアする必要はあるが、部局や機関を超えて長期にわたって情報を蓄積できる点で利点も大きい。個別の児童生徒の状況をコメントとして書き込んでいくことで、今後の対応に生かすことができる。

第２に、フェイス・トゥ・フェイスでのコミュニケーション回路としては、各種の連絡会議やケース会議が挙げられる。その際、個別の児童生徒の情報共有や現状についての情報交換ももちろん重要であるが、会議として何か共通の課題や行うべきこと（ミッ

ション)があればなお望ましいように思われる。他の業務にも追われる中で相互の日程を調整することは容易ではないが、目的を明確にすることで会議自体が有効なコミュニケーション手段になりうる。高岡市では本研究会が、結果的にそうした役割を果たしたといえるかもしれない。

第 3 に、行政と学校との連携に関しては様々な方法があるが、教育委員会や療育施設などが学校を訪問する機会を増やすことも重要であるように思われる。市町村教育委員会は指導主事の人数が限られていることも多く、また都道府県の教育事務所等から学校に指導主事が訪問する回数もそう多いわけではない。しかも指導・助言を行う領域は特別支援教育だけでなく多岐にわたるため、発達障害対応に関して指導主事のみで学校に対する十分な支援を行うことは難しいのが現状である。

高岡市では、本年度に設置された発達支援室の職員が学校を訪れ、個別の児童生徒への対応も含めた相談などを行っている。それまでは幼稚園・保育所が中心であったが、発達支援室の設置によってこうした取組みが可能となった。特に基礎自治体では人員が限られているが、学校が求めた場合に行政側が支援できるシステムの構築や、年 1 回は発達支援をテーマにした学校訪問を実施するなどの工夫は検討されてよい。

(2) 学校間の連携

学校間の連携に関しては、近隣の小学校との間での情報交換などもあるが、発達障害支援という観点からは、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校といった校種間の連携をどう円滑に進めるかが非常に重要になってくる。

第2章でも述べているように、高岡市では今年度末からA4で1枚にまとめたシートを導入する。これは幼・保と小の連携を円滑に進めるために実際に役立つ就学連携シートとして利用することになっている。

各学校では、年度後半～年度末に送り出す側・受け入れる側の学校・園等の教員が、個別の児童生徒の状況について情報交換や引き継ぎを行う機会が設けられていることが多いだろう。就学連携シートは、その際の参考資料としながら個々の子どもについて現在の様子や今後に向けた課題などを話し合い、これまでの現状や成長の様子を小学校側に簡潔かつ明瞭に伝えることを目指している。

同時に、指導要録の在り方も再考する必要がある。指導要録は細部にわたる情報を記す必要があり、指導要録を作成する側の労力は大きい。一方で、指導要録は所見欄も含めて情報公開の対象になる可能性があるため、本人の発達に関わる情報を率直に記載することが難しい面があるのも事実である。

就学時の子どもの状況をどう伝えるかに関しては、個々の子どもの育ちについての情報共有をいかに効率的かつ効果的に行うかが大切である。そうした観点から、指導要録に記載する内容や作成の方法を検討し、教員の負担を軽減することが検討されてよい。簡略化できる箇所は記述すべき事項を減らす、現在手書きが多い指導要録についてパソコンでの作成が容易になるようにする、といった工夫が考えられる。指導要録は都道府県レベルで様式がある程度統一されていることもあるが、基礎自治体独自の工夫は可能である。指導要録を作成する労力を可能な限り縮減し、その分を幼・保と小の連携や個々の子どもへの対応に充てるといった考

え方もありうるように思われる。

(3) 行政と保護者の連携

保護者とのコミュニケーションの手段を多く確保しておくことは、早期発見・早期対応を図るうえでもきわめて重要である。ここでは、子どもの育ちや発達について気軽に相談できる仕組みを整備すること（「敷居の低いアクセスポイント」の確保）と、各年齢での健診について述べておきたい。

子どもが発達に問題を抱えているのではないかとの不安を抱えている保護者の中には、相談に行きづらいと感じることが少なくない。その結果、結局相談ができないまま発見や対応が遅れるケースもある。

行政としては、専門的な治療や指導を行う体制を確保することと同時に、保護者が子どもの発達や育ちについて構えず気軽に相談できる仕組みを整備することが求められる。ワンストップ・サービスの相談窓口を設けることや、巡回相談などを含めて個別相談の機会を多く設定して積極的な広報を行うことなどの対応が考えられよう。

もちろん、相談にとどまるだけでなく、福岡県糸島市の「就学支援移行キャンプ」のように、行政等の関係機関と保護者が共同して「就学移行支援計画」を作成し、義務教育への円滑な就学移行を図るといった方法も考えられる（詳しくは第 2 部第 2 章を参照）。

就学前の発達障害の発見・対応で重要な役割を果たしているのが乳幼児健診である。多くの自治体では主に 1 歳 6 ヶ月児健診や 3 歳児健診が行われているが、発達障害に関しては小学校就学前

の健診で明らかになることもある。こうした健診の場での発見・対応が適切に行えるようにするとともに、保護者が医師や行政の担当者に気軽に相談を行えるようにしておくことは、保護者の不安軽減や子どもへの適切な対応という点からも必要なことである。子育て手帳やファイルなどを配布することも相談しやすい体制づくりの一つといえる。

保護者の中には自分の子どもが発達障害であることを認めたくないとの気持ちや、相談や診察に行くことにためらいを感じることも少なくない。「敷居の低いアクセスポイント」を行政が自覚的に設けることで、発達障害を有している場合は早期発見が可能となる。また、そうでなければ保護者の心配を解消し、安心して子育てを行うことにつながる。

3. 本章のまとめ

本章では、部局や機関を超えたネットワーク連携が必要な発達障害支援に関して、主に行政によるマネジメントという側面からポイントと思われる点を述べた。改めて本章での内容をまとめると、次の2点を指摘することができる。

第1に、ネットワークの中核となる組織はもちろん必要であるが、そこでの人的・組織的なマネジメントではいくつか留意すべき点があるということである。

具体的には、組織の中に教育と福祉（もちろん可能であれば医療も）のそれぞれに関して現場経験が豊富な職員を配置することで、分野を超えたネットワーク構築と連携が促進されると思われる。

組織面では、中核となる組織は通常、首長部局に設置すること

が多いように思われるが、教育委員会に置くことで幼・保・小が一貫して連携しやすい面もある。また、出先機関と本庁内のどちらにネットワークの中核的組織を置くかもマネジメントの観点から検討する必要がある。市民にとって相談しやすい組織体制の構築も重要である。

第 2 に、自治体の各部局・機関、学校、保護者との間のコミュニケーションの手段を多様にしておくことが、発達障害支援ネットワークを実質的に機能させるうえで重要である。本論では、IT を活用した情報共有のネットワークや連絡会議の活用、指導要録以外のツールを用いた校種間連携などの事例を挙げたが、もちろんこれ以外でも相互のコミュニケーションの手段は数多くあるだろう。各自治体の実情に応じて様々な工夫が考えられる。

発達障害支援に限らず、行政や市民など様々なアクターを巻き込んだネットワークが必要な施策は少なくない。例えばまちづくりや地域活性化などはその一例である。本研究会での事例は発達障害支援にとどまらず、そうした施策にとっても有益なヒントになりうるだろう。

第4章 子どもの発達を支援すること —「きずな」の療育理念に基づいて—

高岡市きずな子ども発達支援センター所長 行枝貴子

はじめに

平成11年度に設立された心身障害児総合通園センター「高岡市きずな学園」は、これまで地域における子ども達への発達支援の中心として、医療と福祉の立場から様々な課題に取り組んできたが、平成23年度に高岡市と日本都市センターが共同で行った「発達障害支援ネットワーク研究」と、平成24年度の国の法改正をきっかけとして、更に大きく飛躍発展することとなった。変化点としては、次のことが挙げられる。

- ① 名称の変更：「高岡市きずな子ども発達支援センター」
- ② 新たな部署の設置：「発達支援室」
- ③ 施設の増改築：研修棟の増築、本館内の改築による訓練室、保育室等の増設
- ④ 職員の増員
- ⑤ 通園部門、外来部門の利用定員の見直し

これらの変化点の意味するところは、「高岡市きずな子ども発達支援センター」（以下「きずな」という）が、この14年間の活動の経験の中で確立するに至った療育の考え方を反映している。

まず施設の新しい名称には「障害」の文字はどこにもない。また新しい部署である「発達支援室」に現職教員が加わった。富山県で初めて医療・福祉の施設に、市教育委員会より教員が正規職員として配置され、医師、看護師、訓練士、保育士等のスタッフ

と共に発達支援の重要な一員として働くこととなった。前述のネットワーク研究の場で明らかになった、幼児期から就学後のつながりがうまくできていなかったことの反省点として、きずなの訪問支援を保育園・幼稚園・学童保育などから更に小学校にまで広げ、継続的で実効性のある支援をすることが目的である。

これまでの訪問支援で見えてきた問題点の 1 つに、家庭、保育園、学校など子どもの過ごすあらゆる生活の場で、いわゆる発達障害のある子どもだけでなくすべての子どもの発達を促すための見方、考え方の指針を示し、その具体的なやりかたを支援しなければどうにもならなくなっているという現実がある。

戦後、特に昭和 30 年代以降の高度成長期以来、日本の社会環境が大きく変化したことにより、子どもがもともと持つ発達上のリスク要因は、成長するにつれ改善されるどころかますます強化される方向に向かっているのではないか。つまり、昔であれば多少遅れや問題があったとしても、年齢が上がっていくうちにそれなりに社会性を身に付け、集団生活に適応できた筈の子どもが、今やどの子も発達障害的な問題を示すようになってきているのではないか。そうでなければ、短期間にこんなにも急激にいわゆる発達障害児が増える理由が考えられないのである。

子どもの健全な発達を脅かす要因には、①核家族で兄弟が少ない、②少子化で近所にも子どもが少ない、③交通事故や誘拐が心配で、子どもをうっかり外で遊ばせられない、④安心できる戸外の遊び場が減った、⑤テレビ、DVD、ゲーム、パソコンなどに耽溺しやすい環境がある、⑥塾、おけいごと、部活などで忙しく、子どもがいつも疲れている、⑦地域社会のつながりが薄れ、よその子を叱れない、⑧育児、教育関連の情報がありすぎて、親が不

安にかられる、⑨その結果、過保護、過干渉になる、⑩親の都合で子どもが夜更かし朝寝坊になる、等々いくらでも挙げられる。

このような社会環境の中で育てられた子どもは、普通の子どもであっても、コミュニケーションの力が弱く、自分の思い通りにならないことがあるとすぐに挫折し、暴力を振るったり無気力になったりし、不登校やひきこもりにまで発展しがちである。一般社会でも若者のコミュニケーション力の低さ、社会性の未熟さは問題となっており、今や社会全体がそういう方向に向かいつつあるのではと思うことがある程である。

このように考えていくと、「発達障害」があると診断を受けた子どもだけでなく、そのグレーゾーンの子ども、更にはそれを取り巻くすべての子どもの発達を考慮に入れた子育てや教育の支援が必要ではないか、と思わざるを得ない。その意味で、「きずな」は障害の有無にかかわらず、すべての子どもの発達を支援できる施設でなければならないと考えるに至ったのである。新しい施設名に「障害」の文字がないのは、以上の理由による。また発達支援室の訪問支援でも、障害のある、もしくは問題行動の激しい子どもにどう対処するかノウハウに留まるのでなく、むしろ問題行動を引き起こす周囲の要因に目を向け、それが障害児だけでなく健常児の発達や育ちも阻害していることに気づいてもらい、子育て環境・教育環境を家庭全体、保育園全体、学校全体で見直し、改善に取り組んでもらうよう働きかけているのである。

1. 「きずな」の考える発達とは何か

では「きずな」の考える発達とは何か。我々は人間として一番重要な発達は「自立」ということだと考えている。きずなの言う

自立とは、「1人で生きる力」と「人と共に生きる力」の両方を合わせたものである。すなわち、

1) 1人で生きる力とは

- ・ 身辺自立の力
- ・ 困難にあってもへこたれない力
- ・ 自分の目で見、自分の頭で考える力

2) 人と共に生きる力とは

- ・ ルールやマナーを理解しそれを守る力
- ・ 人の気持ちを理解し思い遣る力
- ・ 人とコミュニケーションし、協力する力

等である。

そしてこれは年齢や能力に応じてどんな子どもにも当てはまる原則なのだ。例えば寝たきりで、自分では動くこともしゃべることもできない重症心身障害児であっても、母親が傍にいないと夜も日も明けないというのでなく、他人の世話でも落ち着いて受けることができたり、快不快やYES・NOの意思表示を表情や声の調子で表わすことができれば、それはその子にとって立派な自立の一步なのである。

2. 「きずな」の3つの柱

ここで、医療型児童発達支援センターである、「高岡市きずな子ども発達支援センター」の療育体制について簡単に述べたい。

1) 外来診療（小児神経科、小児整形外科）

- ・ スタッフ：小児神経科医師、小児整形外科医師（嘱託）、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士

- ・業務： 診察、検査、診断、治療（薬物療法、機能訓練、指導）

- ・対象： 0～18歳

2) 発達支援

- ・通園部門（対象 3～6歳）

知的障害及び発達障害クラス（定員 30名、バス通園）

肢体不自由クラス（定員 20名、母子通園）

- ・外来部門（対象 2～6歳）

在宅若しくは地域の保育園等に通っている子どもが、月に2～3回家族と共にセンターに来て、対人関係や社会性を育てるための個別指導や小グループ指導を受ける。家族に対しては、家庭での子育ての考え方や方法を指導する。（1日 20名）

3) 地域支援（発達支援室）

- ・訪問支援（高岡市内）

保育園・幼稚園・学校・学童保育・子育て支援センターなど、子どもが集うすべての場を訪問し、集団生活に適應して元気に課題や学習に取り組むための支援をする。

- ・相談支援

子どもの発達に関するあらゆる相談に応じ、支援利用計画を作成し、1人ひとりのニーズに合ったサービスを提供する。親・保育士・教師の相談に対応する。

- ・発達支援人材育成

子どもの発達を地域で支える人材（保育士・教師・保護者・地域の人々）の育成のため、研修の場と機会を提供する。

- ・発達支援ネットワーク（たかおかすこやかキッズ支援事業）
保育園・幼稚園・学校・保健センター・厚生センター・
児童相談所・市役所等と連携し、子どもの問題に対応して
いく。

3. きずなの療育の特長

1) 超早期療育

0～2 歳という超早期からの開始

2) 多様で柔軟な療育コース

上記 2. 2) の発達支援のほか、保育と機能訓練を組み
合わせ、子どもと家庭の状況に合わせて様々な療育のコー
スが選べるよう工夫している。（詳細はホームページ参照）

3) タイアップ指導（医療と保育の結合）

通園部門ではどの子どもにも保育と共に個別機能訓練を
行なっているが、それだけでなく保育士と訓練士がタイア
ップして、運動（理学）・感覚（作業）・言語（言語聴覚）
の 3 つの分野の集団指導も行う。集団の中で生きる力を育
てる目的がある。

4. きずなの学校支援

前述したように、「きずな」では平成 24 年度から、現職教
員を正規のスタッフとして迎え、保育士とチームを組んで市
内の小学校に訪問支援を実施している。その目的は、心身の
発達に配慮や工夫が必要な子どもが充実した学校生活を送れ
るよう、指導・支援方法を学校側と協議し、子どもにより良
い発達を保障することにある。幼児期に「きずな」で療育を

受けた新1年生が、学校生活にどのように適応できているかを確認することが当初の目的でもあったが、幸いなことに彼らは思いの外順調に学校生活を送れており、やはり早期療育をしっかりと行うのが効果的であることが実証されたという印象であった。その反対に、保育園で先生の困り感が無いからと就学まで何の手だてもなく放任されていた子ども達は、入学後問題が顕在化し、教師がどう対応していいかわからず途方にくれるというケースが多かった。しかも学年が上がるにつれ、本来の発達上の問題に加え、不適切な対応による二次障害が増えてきている事実にも直面した。

本来学校での発達障害児に対しては、特別支援学級、通級指導教室、各学校の特別支援教育コーディネーターの設置、支援学校のコーディネーターによる支援、県発達障害児支援センターによる訪問支援、スタディメイトの配置など実に様々な支援体制が用意されている筈なのに、学校側が手の施しようがなく途方にくれているケースが多いのはなぜなのか。これは非常に重要な問題であるので、よく検討する必要がある。

我々が訪問支援することで気づいたことは、これには第1に子どもの側の問題、第2に教師及び学校側の問題、そして第3に支援指導する立場にある側の問題と、三者三様の原因があるということである。

学校で発達支援がうまくいかない理由として、

- 1) 子どもの側の問題（学習の基礎となる力が育っていない）
 - ・一斉指示がきけない
 - ・コミュニケーション能力が低い

- ・すぐにあきらめる
 - ・姿勢保持ができない
- 2) 教師及び学校側の問題
- ・発達障害に対する正しい理解のある教師はまだまだ少ない
 - ・担任まかせになりがちである
 - ・教科以外に子どもに学ばせるものが忘れられていないか
- 3) 支援指導する側の問題
- ・対象児童の問題行動だけに対応しようとしがちである
 - ・継続的な支援ができていない
 - ・支援指導の効果に対する検証ができていない
- 等が考えられる。

一方「きずな」の訪問支援は以下の方法で実施している。

- 1) 1校につき年3回訪問（学期に1回）
- 2) 児童の実態把握（8:30～14:00）
授業、休み時間、給食、清掃等、学校でのすべての時間を参観する
- 3) カンファレンス（15:00～17:00）

この最後のカンファレンスでは、対象とされる児童の問題行動の背景にまず目を向け、成育歴や現在の家庭環境、そしてクラス環境を確認する。その上で問題行動の特徴や性質を見ることで、学習のためにどんな配慮や工夫が必要かを検討していく。この時大切なことは、発達目標を明らかにすることである。これには＜年齢に応じた発達目標＞と、＜発達状況と能力に応じた発達目標＞の2つがあり、その両面を考慮した支援が必要である。医学的

精査や診断治療が必要と思われる場合は、「きずな」の診療科へつないでいく。その結果、作業療法や言語聴覚療法を開始するケースもある。特に、学習障害的な問題を抱えた児童の支援のために、平成 25 年度からはこの訪問支援に、これまでの保育士、教師だけでなく、作業療法士、言語聴覚士も参加させる予定であり、担任教師への技術支援も行なっていきたいと考えている。

つくづく思うことは、学校は教科を教えることを通して、知識や技能だけでなく人間そのものを作っていくところであり、また学校という集団生活を通して社会性を育てる場だ、ということである。子どもは 1 人ひとり皆違う個性を持っており、その特性を無視することなく配慮しながら指導していくことは、何も発達障害の子どもだけに限ったことではなく、教育というものの原点であるだろう。つまり特別支援教育は、決して特別な教育ではないのである。これが、今年度我々が学校への訪問支援を開始して改めて確信したことである。

5. 高岡市の発達支援体制の課題

「きずな子ども発達支援センター」は、“すべての子どもの発達を支援する”という目標を掲げて、幼児だけでなく小学校への訪問支援を開始したが、高岡市は今後できるだけ早期に中学校、高校への支援も始めなければならない。さらには、学校卒業後の若者への就労支援や就労後の地域社会での生活支援も欠かせない。

「きずな」は子どもの発達支援に全力を尽くしながら、乳幼児から成人までの真の発達支援体制の確立のために、ネットワークの更なる拡充に向けて協力していきたいと考えている。

第Ⅱ部

先進事例紹介

概況

第1章 大分県の実践

(公財) 日本都市センター研究室主任研究員 中西規之

第2章 福岡県糸島市の実践

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

第3章 新潟県三条市の実践

(公財) 日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

第Ⅱ部 先進事例紹介

<概況>

ポイント1 あらまし

発達障害支援ネットワークの確立に向けて、今年度は学齢期へのつながりを課題として、研究会及びワーキング会議において議論を行ってきたところである。

発達障害支援の全国における取組みとしては、国から提供されたモデルに基づく取組みや、独自に開発したモデルに基づく取組みなど多岐に渡っているが、その中でも高岡市に参考となりうる先進事例について現地調査を行い、実際の支援の現場から様々な有益な情報を得ることは、今後の高岡市での支援の取組みにおいて大変意義がある。

また、現地調査先については、高岡市の現状の課題である、人材育成や円滑な就学移行支援、また、各関係機関と連携した支援体制づくりなど、先進的な取組みを行っている都市自治体に学ぶことがより効果的で重要であると考えられる。

ポイント2 先進事例について

第Ⅱ部では、今年度の研究会での議論に加え、高岡市における発達障害支援の方向性や今後のあり方についての参考とするため現地調査を実施し、当センター研究室より、以下のとおり研究会にて報告を行った。

第1章では、大分県への調査について、発達障害者支援法の理念に基づき、支援については地域自身で対応するという考えの下、県発達障がい者支援センター連絡協議会により行われている、支

援専門員養成研修を通じた人材育成や、研修後に認定された専門員を市町村のニーズに応じて派遣する仕組みである、支援専門員派遣事業の取組みなどの調査報告について掲載している。

第2章では、糸島市への調査について、社会資源が乏しい中で、様々な職種が集まり多角面からの意見や視点を生かし、障害を持つ子どもと保護者を支えていくという「みんなで応援団方式」や、円滑な就学を図ることを目指した就学移行支援キャンプ、さらには、就労するまで活用可能なサポートブックである、成長の記録ファイルを用いた取組みなどの調査報告について掲載している。

第3章では、三条市への調査について、市が子どもの情報を集約・一元化し、各関係機関と連携した支援体制により支援を行う「三条市子ども・若者総合サポートシステム」や、「ライフステージに応じた総合的な子育て支援の推進」という目標の下、子育て支援に関する窓口を一本化するため教育委員会内に設置した、「子育て支援課」の取組みなどの調査報告について掲載している。

第1章 大分県の取組み¹

(公財)日本都市センター研究室主任研究員 中西規之

はじめに

大分県は、九州地方東部に位置する人口約 119 万人、面積約 6,340 平方キロメートルの県であり、県内は 14 市 3 郡 3 町 1 村の、18 市町村により構成されている。

大分県の発達障がい児支援の大きな特徴として挙げられるのが、人材育成である。具体的には、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会により行われている、大分県発達障がい者支援専門員養成研修である。これは、教育、福祉、行政など発達障がい者に対応する多様な職種の職員を対象に、初級・中級・上級の 3 年をかけて研修を行い、研修を受けた者を、「大分県発達障がい者支援専門員」として認定するものである。「専門員」は、関係各機関において発達障がい者の支援を専門的に担うとともに、県内市町村の要請があったところに派遣され、専門的な支援を担っている。この研修は年 30 名を定員としており、平成 24 年現在、105 名²の専門員が養成されている。

本稿は、この取組みについて報告するものである。

¹ (公財)日本都市センターは、大分県発達障がい者支援センター「イコール」への現地ヒアリング調査を、平成 24 年 7 月 20 日に実施した。調査にご協力いただいた大分県発達障がい者支援センター「イコール」の皆様には、公務ご多忙にもかかわらず貴重な情報・資料をご提供いただいた。この場を借りてあらためてお礼申し上げます。なお、本稿の内容は、大分県からご提供いただいた情報・資料などをもとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会、大分県発達障がい者支援センター「イコール」及び、社会福祉法人萌葱の郷の見解について報告したものではない。本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

² 平成 18 年度に開始してから 6 年経過し、3 年間研修を受講した「卒業生」は現在 4 期になることから、105 名の人数に至っている。

写真 大分県発達障がい者支援センター



(写真：筆者撮影)

1. 大分県発達障がい者支援専門員養成研修の経緯と概要

取組みの発端は、平成17年施行の発達障害者支援法に基づき大分県が設置することとなった発達障がい者支援センター「イコール」の運営を「社会福祉法人萌葱の郷」が受託したことから始まっている。

社会福祉法人萌葱の郷では、平成3年の知的障害者更生施設「めぶき園」設置以来、自閉症ライフサポートセンター（ショートステイ）や、入所施設などで発達障がい者への様々な対応を行ってきたが、当時は発達障がいに関する地域資源が不足していたことから、家庭内でのトラブルの「駆け込み寺」的な対応となってい

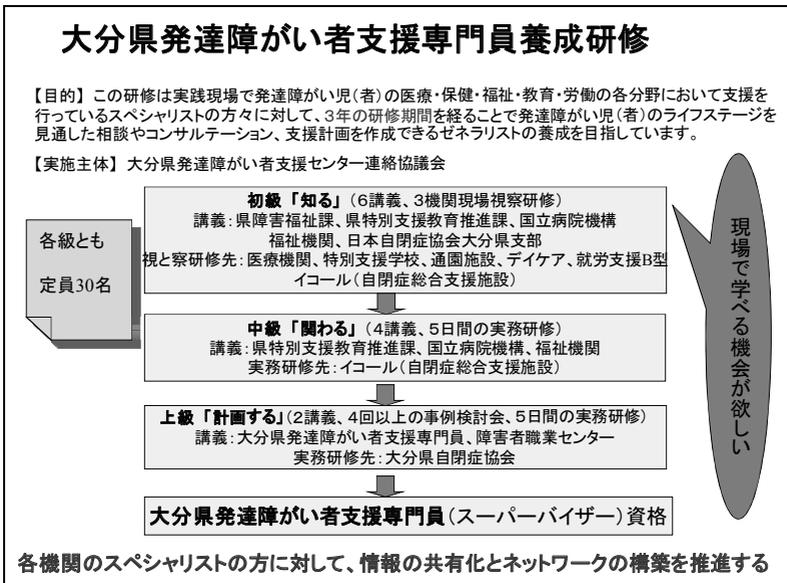
た。しかし、施設では子どもの状態がよくなり、落ち着くものの、地域に帰ると元に戻ってしまうということが課題となっていた。ショートステイや入所定員を増やせないかというような要望もあったが、それでは同法にある「発達障がいに関する専門性を各地域や各領域の中で育てていく仕組みづくりと、専門機関の連携体制を整えること」の理念とはかけはなれてしまうことから、地域に専門家がいて、地域自身で対応できるようにならないといけないことから、人材育成が必要だと感じるようになったとのことである。

そこで、同法に基づき設置されている「大分県発達障がい者支援センター連絡協議会」にて、平成17年度から検討を行い、同連絡協議会を実施主体として実践家を育てる仕組みと、専門家と専門家、専門家と保護者や当事者がつながりやすくなるシステムの確立をめざす「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」を平成18年度より実施することとなった。(図1参照)

同連絡協議会では、同研修を療育機関から就労機関まで医療、教育、福祉を問わずに多職種の方々に参加してもらえるよう計画し、同研修の全過程を修了すると、前述した「発達障がい者支援専門員」という資格を認定するという仕組みを構築した。

同研修では、各専門機関のエキスパートによる指導の下、幼児から成人期までの発達障がい者に実際に関わりながら学習できることになっているが、年間で約100日程度開催されている研修の中から、約25日間の研修を3年間で修了しなければならず、3年間で修了できない場合は次年度以降に補習を受けるという形をとっている。

図1 大分県発達障がい者支援専門員養成研修概要



出典：大分県資料

研修の特色は、3 か年かけて濃厚に行うことである。特に座学だけではなく、実地研修や、実際に保護者の話をきいたりして、視野を広げるのが大きな特色である。なお、実施主体は同連絡協議会であるが、医療・教育・福祉・保護者の協働作業で実施している。そして、大分県自閉症啓発デーに研修を修了した方の認定を行い、イコールのホームページに名前と所属を掲載している(許可の取れた方のみ掲載)。

実地研修³⁾は、医療、福祉施設、特別支援学校などで行われ、実際に支援の現場を目で見ることができなのが、人気の秘訣である。また、福祉サービスの現場を体験してもらってもいる。学校の先

³⁾ 実地研修は、1回1,000円である。

生は大人と関わる機会が少ないので、非常に有効である。研修先は、社会福祉法人萌葱の郷が運営に携わっているところであり、同法人が総合的な取組みを行っていることからできることでもある。なお、上級課程では、親の会や自閉症協会、ピアカウンセリングの現場に研修生が参加したり、事例研修では、自分たちの事例を持ち寄って意見交換をし、それを講師にスーパーバイズしてもらうようなこともしている。

前述のように定員は毎年 30 名で、このシステムは確立されており、今は 6 年経過し、105 名の専門員がいる。受講者は専門施設、学校（特別支援コーディネーターを含む）、企業、高齢者施設、ハローワークなど、様々な機関に専門家が所属するようになっている。このシステムだからこそ実現可能なことである。

平成 24 年度も、初級 30 名定員のところ 105 名応募があった。地域・施設のバランスで選考しており、より効果的になるように選考会を行っているところである。

なお、研修の体制は、大分県発達障がい者支援センター「イコール」が事務局になっており、経費は、県からの委託費と受講者の参加料を充てている。実際には、熱意と使命で取り組んでいる部分が多いが、施設が内向きにならないよう、外部の人に教えると自分が高まるという部分もあり、そういう意味では、スタッフにとっても、財政面だけでない効果もあるとのことである。

2. 大分県発達障がい者支援専門員養成研修の意義

専門員養成の意義の 1 つは、教育やコンサルテーションを「できる人」を県で認定することにより、保護者にとって有益な支援になるということである。認定により、専門員にはただサポートす

る役割だけではなく、責任感が生じることにもなっている。

さらに、専門員は意欲の高い人が多く、自主研修を行ったりもしており、こうした専門員のネットワークができることで、1人では対応できないケースでも、専門員がつながって対応できるようになってきている。また、専門員は多くの職種にまたがっているので異職種間の連携ができて、連携・協力が円滑になっている。一緒に研修を受けた仲間意識というのは大きく、そうした人同士がつながることで、強いネットワークが形成されるとともに、現場レベルで、フェイス・トゥ・フェイスの情報交換ができています。具体的には、児童デイサービスのスタッフが専門員になり、学校に接続する「つなぎ役」になることもある。

また、県内には大分県を大きく6つの圏域に分けた「圏域連絡会」もあり、そこでも情報交換が行われている。

3. 発達障がい者支援専門員派遣事業について

発達障がい者支援専門員派遣事業（図2参照）は、県からの提案ではじまった。これは、市町村のニーズに応じて、専門員を市町村に派遣する仕組みである。平成23年度実績で200件あった。

事業に際しては、発達障がい者支援センターは、専門員のバックアップを行っている。具体的には、専門員が困ったときに一緒に行ったり相談に乗ったりしている。専門員も、後ろ盾があると動きやすいとのことである。

実際に各圏域に専門性を有する職員を配置していくと、多大な経費がかかる事業になるが、実際は200万円（発達障がい者支援専門員派遣事業1回1万円×200件）で105人を動かしており、そういう意味で、効果の大きい事業といえる。

図2 発達障がい者支援専門員派遣事業

大分県発達障がい児等心のネットワーク推進事業(こどもの心の訪問支援事業) 発達障がい者支援専門員(スーパーバイザー)派遣のご案内

発達障がいで気になるこどもの支援について、お悩みではないですか？

適切な相談・支援方法を理解し、支援に携わった実績を持つスーパーバイザーが、発達障がい児支援のための個別支援会議等を訪問し、幅広い視点からアドバイスします。(無料)



派遣依頼者
(保護者・施設関係者・学校関係者等)

① 申込



⑦ 訪問・
専門的な助言等

発達障がい者支援専門員(スーパーバイザー)とは

発達障がいへの理解の促進と各地域における専門的な人材養成のため、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会が実施している「発達障がい者支援専門員養成研修(初級・中級・上級)」の全課程を修了した、発達障がいに関する専門家です。



市町村

② 送付
申込書

スーパーバイザー

④ 許可

スーパーバイザーの所属



③ 依
協力



⑤ 調
派遣

⑥ 連携

大分県発達障がい者支援センター「イコール」

発達障がいとは

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢期において発現するものと定義されています。(発達障害者支援法第2条)

市町村名	窓口	電話	FAX	市町村名	窓口	電話	FAX
大分市	福祉課福祉課	097-537-5555	097-537-1411	豊後高田市	福祉事務所福祉課	0978-22-3100(内線144)	0978-22-2540
	(伊原地区)中央福祉センター	097-536-2517	097-532-3250		子安町 福祉事務所福祉課	0978-22-3100(内線6414)	0978-22-1211
別府市	福祉課福祉課(福祉課係)	0977-21-1415	0977-22-1793	宇佐市	福祉課福祉課福祉課係	0977-75-1111(内線142)	0977-75-1144
	福祉課福祉課(福祉課係)	0977-21-1117	0977-22-2550		福祉課福祉課福祉課係	0978-32-1111(内線163)	0978-32-0341
中津市	社会福祉課福祉課福祉課	0972-22-1111	0979-25-2335	豊後大野市	社会福祉課	0974-22-1001	0974-22-6653
	社会福祉課福祉課福祉課	0973-22-8290	0973-22-8250		田市市 福祉課福祉課	0977-54-3111(内線317)	0977-25-8610
佐伯市	社会福祉課福祉課福祉課	0972-22-3971	0972-23-8002	国東市	福祉課福祉課福祉課福祉課	0978-72-5164	0978-72-5171
	健康増進課福祉課	0972-23-4500	0972-23-6831		福祉課福祉課福祉課福祉課	0978-87-2111	0978-87-3629
臼杵市	福祉課社会福祉課福祉課福祉課	0972-63-1111	0972-63-3063	九重町	福祉課福祉課福祉課福祉課	0977-73-3121	0977-73-2833
	保健健康課福祉課福祉課福祉課	0972-63-1111(内線1178)	0972-63-3063		ふれあい生活課福祉課福祉課福祉課	0973-76-3802	0973-76-3840
津久井市	保健健康課福祉課福祉課福祉課	0972-63-1111(内線1141)	0972-64-0964	玖波町	福祉課福祉課福祉課福祉課	0973-72-1115	0973-72-2112
	保健健康課福祉課福祉課福祉課	0972-63-1111(内線1111)	0972-63-374		福祉課福祉課福祉課福祉課	0973-72-1115	0973-72-2112
竹田市	福祉課福祉課福祉課福祉課	0974-63-9519	0972-82-9466	(大分県) 福祉課福祉課福祉課福祉課			
	福祉課福祉課福祉課福祉課	0974-63-4811	0974-63-0988				
	健康増進課福祉課福祉課福祉課	0974-63-4810	0974-64-9150			097-506-2745	097-506-1740

お問い合わせ先: **大分県発達障がい者支援センター「イコール」**
豊後大野市大野町久屋1863番地B TEL:097-586-8080 FAX:097-586-8181

この事業は国の発達障害者支援開発事業の一環として、大分県(福祉保健部障害福祉課)が社会福祉法人蒨華の郷に委託して実施しています。

出典：大分県資料

また、この事業は、市町村が窓口ということにしている。これは、市町村が対応しないと支援ニーズの把握蓄積ができないためである。そして、実際に派遣事業を依頼すると、自分の市でも研修を行う必要があるという意識につながるようで、独自の研修をするようになった市町村もある。また、支援に役に立つ人はどのような人かが、市自身でもわかるようになるというのも、この事業の「副産物」である。

4. まとめ

大分県の取組みの最大の特徴は、実地研修を中心とした研修による人材育成を通じて、「わかる人」ではなく、「できる人」を増やし、関係各機関にそうした人材を増やしていくことで、幅広い支援を実現させていこうとしていることである。そして、それは年 30 名の研修により大きな広がりを見せており、何年か後には、こうした人材の増加による効果は、ますます大きくなるものと考えられる。そういう意味では、大分県の取組みはまだ途上であり、何年か後のさらなる支援体制の確立が大いに期待されるところである。

もう 1 つの大きな特徴は、社会福祉法人萌葱の郷による、専門的な取組みや研修プログラムの実施にある。これは大分県の強みであり、専門性の確保の重要性を示すものであり、他地域では人材確保等の課題はあるかもしれないが、連携・協力などの工夫による対応が重要であるといえるだろう。

第2章 福岡県糸島市の取組み¹

(公財)日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに

福岡県糸島市は、福岡市に隣接し福岡県西端に位置する、人口98,435人(平成22年国勢調査)、面積216.15平方キロメートルの平成22年1月1日に、前原市、二丈町と志摩町の1市2町が合併してできた市である。糸島市は専門的な療育施設や県立の特別支援学校等がない地域である。糸島市の発達障害児支援の取組みは、保健師と九州大学の教授が中心となって立ち上げたことに端を発しており、様々な職種が集まり、多角面からの意見や視点を生かすことにより、障害を持つ子どもと保護者を支えていくという考えの下、「みんなで応援団方式」を掲げた取組みが特徴である。

1. 糸島市発達障害児支援の概要

糸島市は、福岡県の西端にあたり、政令市である福岡市に隣接してはいるものの、県立の特別支援学校や療育センターなどが無く、専門的な児童精神科医もおらず、社会資源が乏しいという状況にある。

このような状況の中で、平成10年に身体療育事業において、脳性マヒや身体面に障害がある子どもの療育を開始し、その後、

¹ (公財)日本都市センターは、糸島市人権福祉部子ども課子育て支援センターへの現地ヒアリング調査を、平成24年9月28日に実施した。調査にご協力いただいた子育て支援センターの皆様には、公務ご多忙にもかかわらず貴重な情報・資料をご提供いただいた。この場を借りてあらためてお礼申し上げたい。なお、本稿の内容は、糸島市からご提供いただいた情報・資料などをもとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、糸島市人権福祉部子ども課(子育て支援センター)の見解について報告したものではない。本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

発達障害児については、早期発見のために乳幼児健診を充実していく取組みを行いたいという思いから、糸島市の発達障害児支援が始まったところである。

写真 子育て支援センター²（現地調査場所）



そこで、平成11年頃から、九州大学の大神英裕教授（※現名誉教授）との共同研究を開始し、共同注意という概念の研究や発達障害児の初期予兆の発見など、様々な研究に取り組んできた。母子保健の分野では「わんぱく広場」という、発達障害の疑いのある子どもを対象に、親子教室形式で観察する生活モデル型事業の取組みや、また、乳幼児健診時において臨床心理士によるスクリーニングを行うなど、研究結果を踏まえた健診内容の充実を図ってきた。この生活モデル型事業の取組みである「わんぱく広場」を通じて、子どもの発達特性が明確になり、子どもの障害について保護者の受けとめる姿勢ができてきたことにより、早期療育を

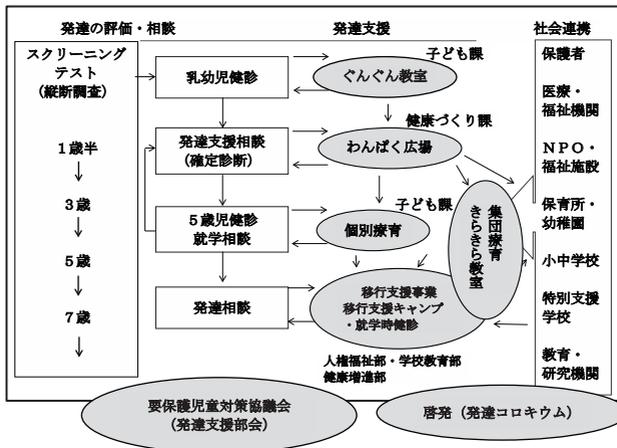
² 糸島市では、合併前旧1市2町すべてに子育て支援センターを1施設ずつ配置している。旧前原市「すくすく」、旧二丈町「にこにこ」、旧志摩町「ほかほか」という名称で開設している。

望む声が高まったのである。その結果、平成16年には、発達障害や知的障害のある子どもの療育に関して、臨床心理士が1対1で療育する知的個別療育が始まり、平成23年には、子育て支援という形で療育センターの役割を担う機関として子育て支援センターの療育部門「きらきら」が開設されている。

この「きらきら」では、身体個別療育と知的個別療育（発達障害も含む）を行っている。また、発達特性から集団場面での療育を必要とする子どもに対して集団療育を実施している。

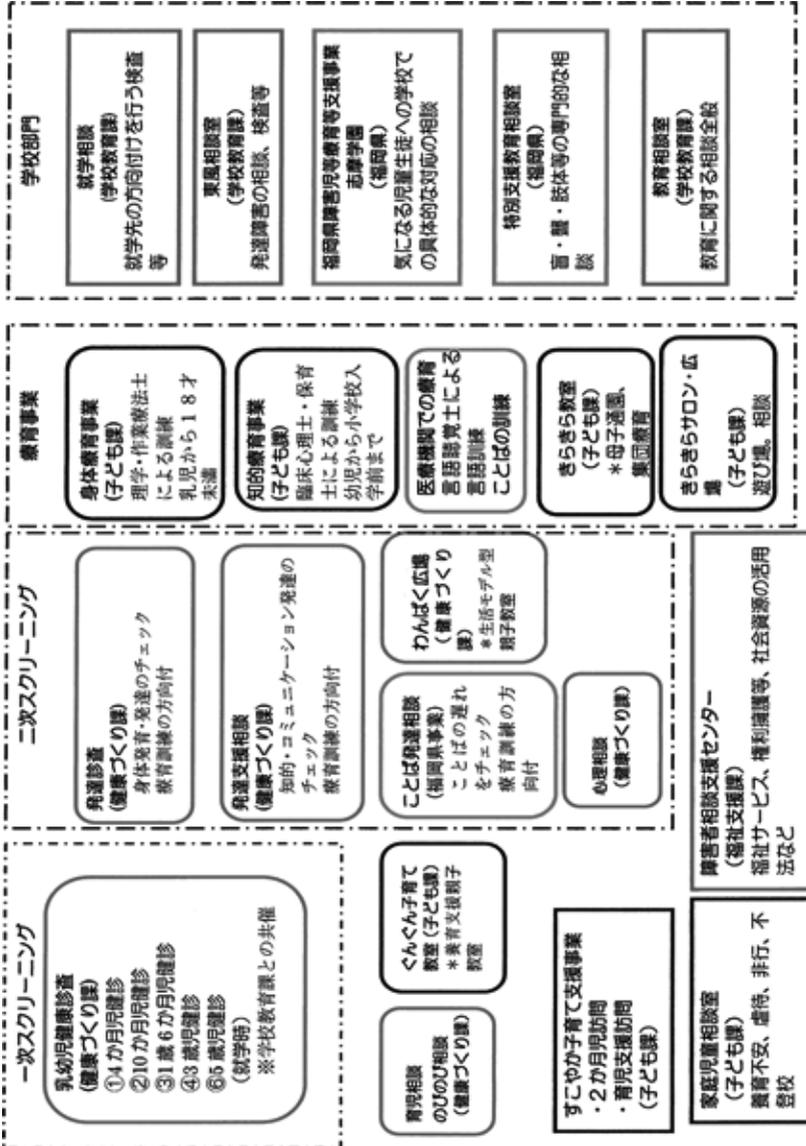
そして、前述した「わんぱく広場」であるが、1歳6か月児健診から来所する子どもが多く、ここでの経過観察の結果、療育の必要性がある子どもについては、母子保健の2次スクリーニング事業である心理相談事業、若しくは発達支援相談事業に案内している。現状では、2次スクリーニングの結果、子どもの発達特性を踏まえて、子育て支援センターの療育部門である「きらきら」に来所するケースが多い状況となっている。（図1、図2参照）

図1 糸島市関係機関連携システム



出典：糸島市資料

図2 健診から就学までの相談事業体系図



出典：糸島市資料

2. 「みんなで応援団方式」について

糸島市は、前述のとおり、平成 22 年の合併により誕生しているが、その際の現糸島市長のマニフェストの中に、「障害があろうとなかろうとすべての子どもが子育て支援を受けられる」という公約があり、これに沿って子育て支援センターの療育部門である「きらきら」が開設されたところである。

その中で、保健師や保育士だけでなく、様々な職種が集まって多角面からの意見や視点を生かし連携することにより、障害を持つ子どもと保護者を支えていくという取組みを行っており、これを「みんなで応援団方式」と呼んでいる。

この方式は、特別支援学校や療育センター等もなく専門的な医師もいない糸島市において、既存の施設や人のネットワークを重視し、子どもたちを地域全体で見守るんだという、糸島市のスタッフの強い意志の表れである。

3. 「就学移行支援キャンプ」について

平成 18 年に九州大学との共催により、「療育キャンプ」事業を開始した。その後、平成 19 年からの 2 年間は、文部科学省の補助を受けて就学を円滑にするという目的のもと、名称を「就学移行支援キャンプ」に変更するとともに、幼稚園・保育所の年長児（5～6 歳）を対象に行うようになった。

平成 20 年には、平成 19 年に年長であった子どもは既に小学校に進学しているため、OB として参加してもらい、その中で一昨年に作成した個別の就学移行支援計画の振り返りを同時に行うようになった。

平成 24 年には、平成 19 年に就学移行支援キャンプに参加した

子どもが小学校 6 年生になる節目の年であるため、小学校から中学校への移行支援も開始したところであり、今後は、中学校から高校への移行支援や高校から進学・就労への支援へと、それぞれの節目の支援を確立することが目標であるとのことである。

この就学移行支援キャンプの担当課は同市子ども課であるが、母子保健の所管課である健康づくり課、小・中学校の所管課である学校教育課、障害児をもつ親の会の支援担当である福祉支援課と、4 課が連携して行っている事業である。担当課の子ども課では、子育て支援センターにおいて子育て支援業務を行い、児童係で手当関係から児童虐待や家庭児童相談までを担当している。

また、移行支援計画の作成にあたっては、スーパーバイザーとして専門家の意見も取り入れているが、スーパーバイザーをお願いしている地元の小学校の特別支援学級の先生や、県立の特別支援学校の先生、臨床心理士や作業療法士、自閉症専門福祉施設の相談員である社会福祉士など、多職種がキャンプに参加しており、ここでも「みんなで応援団方式」で取り組んでいる。

「就学移行支援キャンプ」の内容は、1 グループ 6～7 人で 1 人の子どもに対する支援計画を作成するが、就学に関して保護者が不安に思っていたことをグループで共有し、少しずつ解決できるような支援計画を作っており、保護者からも「参加してよかった」という声を多く聞くことができ、小学校側からも「キャンプで作成した支援計画を学校教育に生かすことができる」という感想が多く寄せられているということである。対象児としては、既に療育機関に通っているなど、発達障害の診断を受けた子どもで、なおかつ就学判定を受けた子どもが多数である。

今後の取組みとしては、スムーズな就学を目標に実施している

ため、子どもたちの障害の状況や発達特性を踏まえ、適宜開催方法の修正を行うなどし、発展させていくとのことである。

4. 「成長の記録ファイル」について

「成長の記録ファイル」は、糸島市におけるサポートブックであり、母子手帳を詳しくしたような内容である。このファイルは、「発達コロキウム」³事業の中で、サポートブックの作成を行っている先進事例を知り、サポートブックを活用して就学時にうまく小学校へ情報を引き継げるように、また、保護者の負担を減らすために糸島市でも作成しようということになり、就学移行支援キャンプに参加する子どもを中心に配布し活用している。

母子手帳は、小学校に進学したら使用しなくなってしまうことが多いが、「成長の記録ファイル」は、小学校、中学校、高校、そして就労するまで活用するものとして作成している。

成果としては、将来こういう子どもになってほしいといった保護者の願いを記入する欄があり、保護者からは多忙な子育て期間中にこのような子どもに対する願いなどについては考えたことがなく、この記入欄に出会ってから夫婦や家族で話し合いの場を持つことができ、子どもの成長について考える貴重な時間を共有することができたといった声や、就学への見通しを持つことができた面で良かったという声を数多く聞いた点が最大の成果であるとのことである。

³ 「発達障害幼児等に対する支援ネットワークのフォローアップ事業」として、子どもたちの育ちを地域で支える場を作ることを目的に事例のコンサルテーションを中心とした検討会や公開講座。教育・福祉・行政など専門職への「発達障害の理解と支援」を深める研修であるとともに、市民に対して発達障害の理解と啓発を図り、また、発達障害早期総合支援の概要や知見について、広く関係者・市民に対して公開し、平成16年度より開始している。

5. ネットワークの構築による連携について

市内各機関の連携協力は、主に要保護児童ネットワーク（図 3 参照）を中心に行っており、子ども課と学校との連携は主に同市要保護児童対策協議会の発達支援部会の中で行っており、教育委員会との連携については、就学児健診の共同開催や就学移行支援キャンプ、就学指導委員会など多事業に渡り行っている。

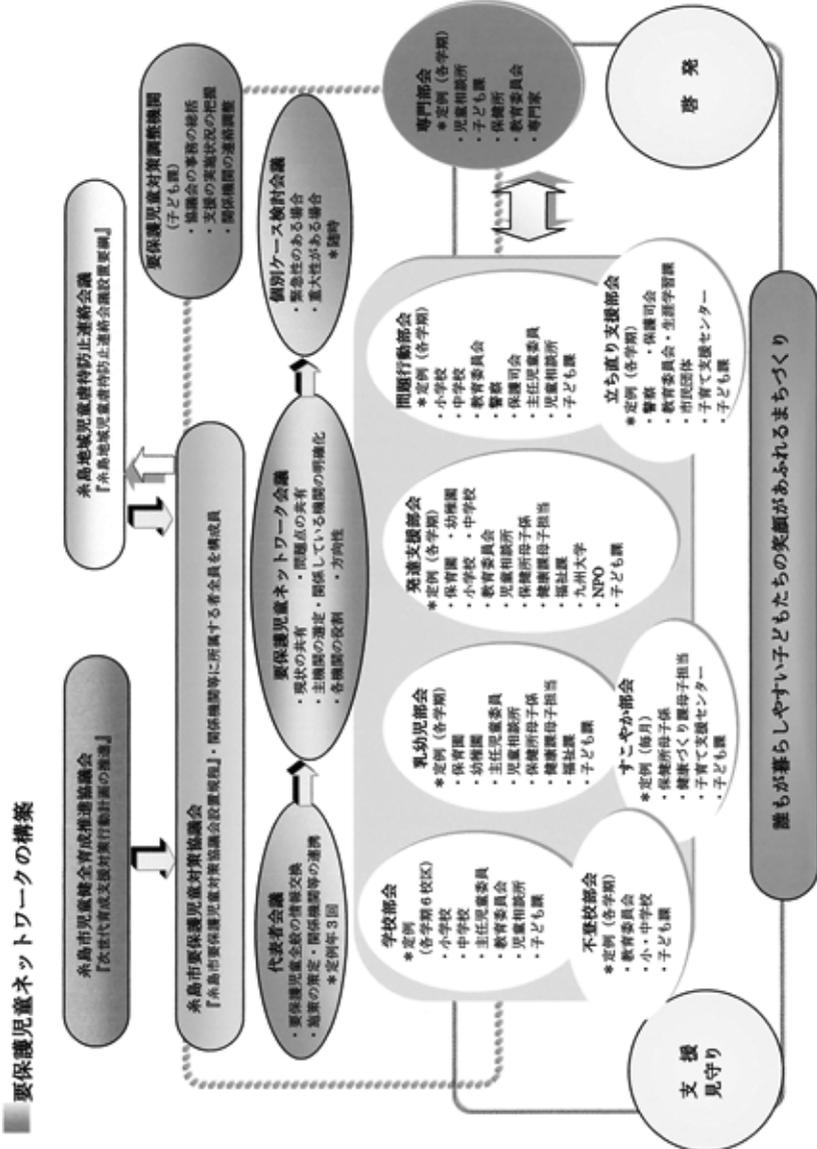
そのうち、発達支援部会は、保育所や幼稚園、小中学校など現場を含む内外の関係機関によって構成されており、年 3 回開催しているが、気になる子どもについての情報交換から部会でのケース登録などを通じて、情報の共有を図っている。

県の専門機関との連携については、県立の発達障害者支援センター「あおぞら」や、県の療育等支援事業の委託先である社会福祉法人志摩学園との連携があり、また、福岡市にある聴覚特別支援学校が糸島市の担当として巡回指導を行っており、近年、これらの担当も就学移行支援キャンプに参加している。

また、10 年以上に渡り九州大学との連携を続けているが、乳幼児健診の中で発達障害の可能性のある子どもを早期発見するための臨床心理士の派遣や、2 次スクリーニングへの九州大学病院の児童精神科医の派遣等、長きに渡りスタッフの交流を行っており連携が図られている。

このような九州大学との連携で専門スタッフの充実が図られたことで、市内のクリニックと子育て支援センターの療育部門「きらきら」とが協働で子どもたちへの支援を幅広く行なうことができている。

図3 要保護児童ネットワークの構築



出典：糸島市資料

6. まとめ

近年、全国的にも発達障害児の割合が高くなってきており、糸島市においても例外ではなく、発達障害の早期発見・早期対応に努め、子どもの健やかな発達とともに保護者の負担の軽減を図るよう取り組んできている。

しかし、教育や福祉に関する専門機関や施設が少なく、社会資源に乏しい糸島市にとっては、早期発見後の療育等の受け皿が不足しており、また、現場で療育に携わる方々においても、療育の継続性の難しさを感じていた中で、この課題を克服するために、地域内に存在する教育、保健、福祉、医療の各関係機関の連携をシステム化し、それぞれの立場を理解し、お互いに協力できる仕組みを作り、早期から総合的な支援を行っていく取組みを展開している。それが、「みんなで応援団方式」や、「就学移行支援キャンプ」等々であり、子どもと保護者を中心とした安定的な大きな支援の輪が地域に根付いている。

これらの取組みは、糸島市独自のシステムではあるが、糸島市と同様な状況にある都市自治体においても、十分に活用可能な方法であるとともに、社会資源に恵まれない都市自治体であっても、取組み次第ではこれだけの支援ができるんだという大きなメッセージになっていると感じた。

第3章 新潟県三条市の取組み¹

(公財)日本都市センター研究室研究員 佐野雅哉

はじめに

新潟県三条市は、新潟県のほぼ中央に位置する、人口 102,292 人（平成 22 年国勢調査）、面積 432.01 平方キロメートル、平成 17 年 5 月 1 日に、三条市、栄町と下田村の 3 市町村が合併してできた市である。三条市では、「子ども・若者という三条市民」に必要なサポート体制を作るのは、「三条市の責任」という理念のもと、要保護児童対策協議会と若者支援地域協議会を兼ねた三条市総合サポートシステム（図 1 参照）の構築を行った。

このシステムは、市が子どもの情報を集約・一元化するとともに、関係組織・機関と連携した支援体制により支援を行う点が特徴である。

1. 三条市子ども・若者総合サポートシステムの概要について

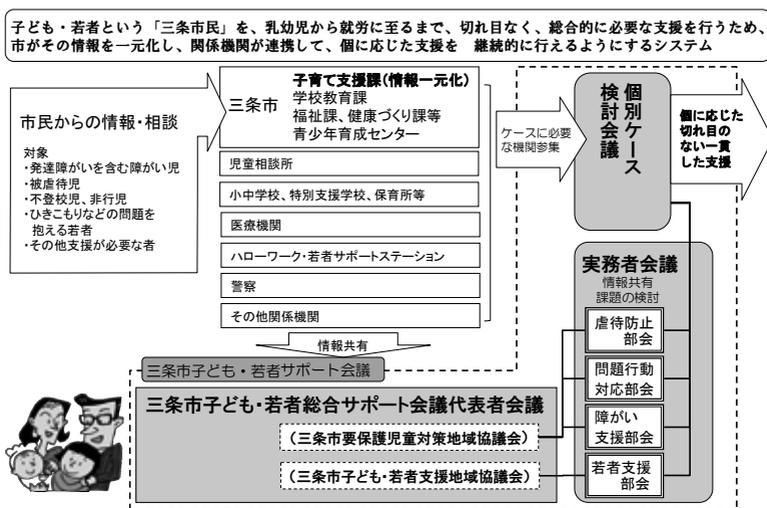
市民からの情報や相談があると、情報一元化により、各課から子育て支援課に情報が集まり、児童相談所や小中学校、特別支援学校、医療機関、ハローワーク、警察その他関係機関と共有しながら個別の支援に向かっていくことになる。

支援にあたっては、児童福祉法上の従来の連携組織である「要

¹ 高岡市及び(公財)日本都市センターは、新潟県三条市教育委員会子育て支援課への現地ヒアリング調査を、平成 24 年 11 月 26 日に実施した。調査にご協力いただいた子育て支援課の皆様には、公務ご多忙にもかかわらず貴重な情報・資料をご提供いただいた。この場を借りてあらためてお礼申し上げたい。なお、本稿の内容は、三条市からご提供いただいた情報・資料などをもとに、筆者が解釈・構成・執筆したものであり、三条市教育委員会子育て支援課の見解について報告したのではない。本稿に残り得る誤りはすべて筆者の責任である。

保護児童対策地域協議会」と子ども・若者育成支援推進法の中で設置要請がある「子ども・若者支援地域協議会」を兼ねた「三条市子ども・若者総合サポート会議」を設けており、大きく分けて、代表者会議²、実務者会議³、個別ケース検討会議で構成され、適宜支援にあたっている。

図1 三条市総合サポートシステム



出典：三条市資料

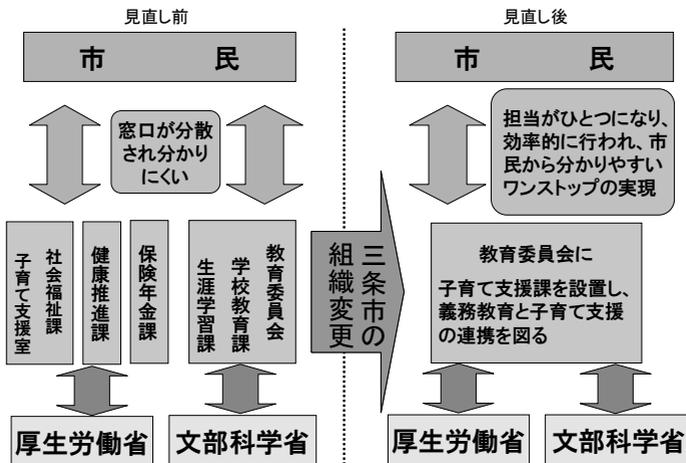
- 2 会議関係機関等のメンバー全員が出席し、基本的に年1回開催され、各部会での状況、支援体制の内容、またそれぞれの機関の顔が見える関係を作るという意味で、取組み状況を説明していく情報共有の場である。実際の支援は実務者や相談員が行うことになるが、その関係機関の長の理解を得なければなかなか進めることができないことから、一堂が会する場を設けている。多人数になるデメリットもあるが、長同士が会するので話がスムーズに進むというメリットがある。
- 3 すべての子どもに対応できるように、「若者支援部会」、「障がい支援部会」、「問題行動対応部会」、「虐待防止部会」という4つの会議を設けている。個々の課題について、各関係機関が協議する場として、必要に応じて年2、3回設けている。支援体制の現状、具体的な困難事例等を踏まえながら、実務者間で改善策や支援体制を強化するための課題を具体的に検討している。

2. 三条市における組織機構の見直し

総合サポートシステムづくりの契機は、組織機構の見直し（市長からのトップダウン）であり、「ライフステージに応じた総合的な子育て支援の推進」ということで、出生から未就学児、小中学校、青年期までの間の施策の連携や支援の継続が十分に図られるよう、子育て支援に関する窓口を一本化するための整備を行う必要があったことから、教育委員会に「子育て支援課」を設置したことである。（図2参照）

この組織機構の見直しを行うにあたっては、事業を対象者別に整理し直し、子育て関係では母子保健から青少年健全育成までを所管する子育て支援課を教育委員会に設け、義務教育を所管する学校教育課と連携を図ると同時に、生涯学習課や社会体育課を首長部局に移管し、コミュニティ施策や健康づくり施策との連携を図ることとしている。

図2 組織機構の見直し（タテワリ→連携）



出典：三条市資料

3. 子育て支援課の体制について

ここで、総合サポートシステムにおいて中核となる、子育て支援課の組織概要を紹介する。子育て支援課は、3つの係と1つのセンターで組織しており、子育て支援係では、子育て支援全般の企画、家庭教育、児童手当や児童扶養手当、医療費助成といった手当類を担当している。

総合支援係では、総合サポートシステム、乳幼児検診、母子保健指導、各種相談を担当しており、子ども発達相談室⁴という発達障害の子どもが通所する施設の管理も行っている。

幼児・児童係は、保育所、児童館、児童クラブの運営、幼保小の連携を含む幼児教育などを行っており、また、旧三条市にある、青少年育成センターでは、青少年健全育成事業、非行防止、青少年相談を担っている。

また、子育て支援課には相談員として、家庭児童相談員2名、女性相談員1名の計3名を配置しているほか、保健師が多く在籍

写真 子育て支援課の様子



4 言語聴覚士2名、保育士4名が在籍している。

しているため、誰が電話（通報・相談）を受けても常時対応できる体制となっている。

4. 教育委員会の体制について

続いて、機構改革により、新体制となった教育委員会について紹介する。

教育委員会は、3課1室で組織しており、子育て支援課は、教育委員会に設けられてはいるが、教育委員会の所掌事務はほとんど無く、首長事務が主であるため、教育委員会に出向した職員が首長部局の事務を行っている形である。しかし、同課では、毎月開催される教育委員会定例会に出席し、必要に応じて子育て支援の施策などについて協議や報告も行っている。このように、妊娠期から青年期に至るまで、一貫して子育て支援を学校教育とともに行っていくという形で、教育委員会が生まれ変わったのである。

5. 三条市子ども・若者総合サポートシステムの運用について

(1) すまいるファイルの作成

「すまいるファイル」は、行政機関と保護者をつなぐツールとして、出生したすべての子どもの保護者に配付しており、保護者が子どもの診断歴や発達の記録、個別の支援計画を楽しんでつづることができるようになっており、支援の必要のない子どもであっても、子どもの病歴などいろいろなことを保護者が記入して子育てを楽しんでもらい、その子どもが親になった時に子どもに引き継いでいてもらいたいという思いから、支援のツールとして作成したという経緯である。

前述したが、特徴は対象を障害者に限っておらず、すべての子

どもの保護者に配付している点である。これは、特に発達障害の場合は認定がなかなか難しく、認定されないままになってしまうという現実もあるため、障害者向けに限定することは、むしろ制限をかけてしまうことになりかねないという考えからである。

(2) 従来の支援との違い

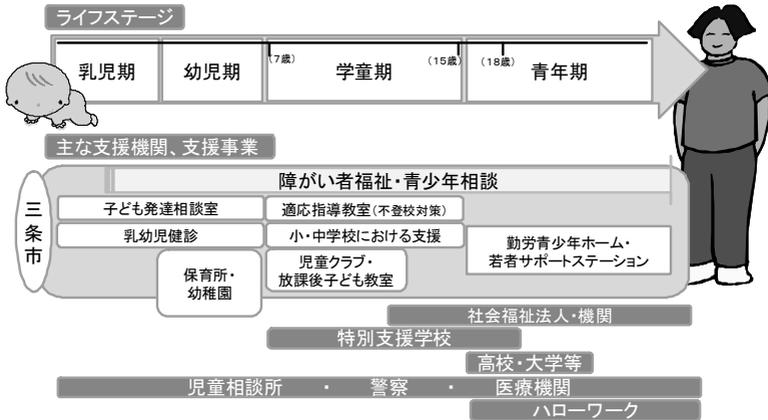
従来の支援の問題点は、主たる支援機関の自主的な連携に頼っていたため、保護者が選択した支援機関の対応に左右されるというデメリットがあった。

しかし、三条市では、子育て支援課が情報を一元管理することによって、子育て支援課がハブ組織となり、各支援組織との連携により、支援が必要な子どもが必要な支援を受けられているかなどについての情報を把握し、各支援組織の特性に応じた支援体制を構築することができるようになった。もし、支援を受けている組織において十分な支援が受けられていないと感じたときは、子育て支援課に相談して支援体制を再構築することも可能である。

また、もうひとつの特徴は、中学校卒業後の就労を支援する事業の追加により、支援の対象を若者にまで広げている点である(図3参照)。

これまでの支援では、中学校を卒業すると極端に支援を受ける機会が減るため、就職や自立への道のりが非常に険しく、また、高校に進学すると義務教育からも離れることから、どこに相談に行けばいいのかわからないという悩みも多く、窓口が狭まるばかりか、支援する機関としても相談は受けるが実際に支援方法を作成できるような支援体制が整っていなかったという課題があった。また、教育委員会内部についても、部局間において総合的な支援

図3 ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援



※ 子育て支援課が、その子が必要なサポートを受けられるよう可能な限り調整します。

出典：三条市資料

ができる体制となっていなかった。

そこで、これらの課題を解決するべく検討をしていたところ、自立や若者支援に関する法律（子ども・若者育成支援推進法⁵⁾）ができるということで、中学校以上の子どもに対する支援もできる体制（子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業⁶⁾）をとったことが、総合サポートシステム構築の背景である。

⁵⁾ 平成 21 年 7 月 8 日法律第 71 号

⁶⁾ 青少年育成センターを地域の青少年相談機関のネットワークの中核機関として位置付け、非行、不登校、ひきこもり等社会適応上の困難な課題等様々な問題を抱える若者を、相談の総合受付、関係機関（地方自治体、教育、就労、福祉、医療・保健、司法関係の各機関等）との連携と支援計画の作成、アウトリーチ（訪問支援）の実施、個別ケース検討会の開催等により、関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援する若者支援体制の整備を行うもの。

(3) 個人情報の共有について

総合サポートシステムの作成にあたっては、個人情報の共有が課題であり、この点について大きく3点の整理を行っている。

まず1点目は、教育委員会所管の組織については、個人情報を共有できるようにしたことである。調整機関の子育て支援課が教育委員会にあるメリットを最大限に生かして、関係機関との情報共有を進めるとともに、情報の一元管理のため、子育て支援課で個人の支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成し、各支援機関との協力により随時情報の更新を行っている。

2点目は、虐待に係る事例については、保護者の同意が不要なため、その認識をあらためて共有できるよう整理している。

3点目は、必要な時は、保護者から同意書を取り、情報を引き継ぐこととしたことである。障害や引きこもりなどは、個人情報保護法により、保護者の理解がなければ情報を他の機関（他部局等）に提供することができないため、相談時に説明の上、同意書を取り、各関係機関で情報を共有することとした（表1参照）。

特に、障害のケースについては、市長部局の福祉課と連携している。発達障害は、同じ教育委員会内で子育て支援課が学校教育課と連携して行っているが、障害認定を受けた方については、引き続き福祉課に所管があるため、部局を横断した密な連携が必要になる。ただ、障害者手帳を持っている方については、ほとんど同意書を取り、実際に特別支援学校に通学しているということもあり、それほど大きな支障は生じていない。また、虐待については、3ヶ月に一度、児童相談所や関係機関が入ってすべてのケースについてランク付けを行い、支援体制を見直していくという体制をとっている。

表1 関係機関一覧

区分	関係機関等名	実務者会議の部会名及び当該部会の構成員			
		虐待防止部会	問題行動対応部会	障がい支援部会	若者支援部会
司法・警察関係	新潟地方法務局三条支局	○	○		
	新潟少年鑑別所		○		○
	三条人権擁護委員協議会	○	○		
	新潟県三条警察署	○	○		○
	三条地区保護司会	○	○		○
	新潟県弁護士会	○	○	○	
教育関係	三条市小学校長会	○	○	○	
	三条市中学校長会	○	○	○	○
	三条地区高等学校長協会	○		○	○
	新潟県立月ヶ岡特別支援学校			○	
	三条市PTA連合会	○	○		
	三条市私立幼稚園連盟	○		○	
	三条市青少年指導委員会		○		○
保健福祉関係	新潟県中央児童相談所	○	○	○	○
	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	○	○	○	○
	三条市社会福祉協議会	○		○	
	三条市民生委員児童委員協議会	○	○	○	○
	三条市私立保育園連盟連絡協議会	○		○	
障がい者関係団体	三条市手をつなぐ育成会	○		○	
医療関係	三条市医師会	○			○
	三条市歯科医師会	○			
就労関係	三条公共職業安定所			○	○
	三条地域若者サポートステーション				○
地域	三条市自治会長協議会		○		
	三条市青少年育成市民会議		○		
三条市	市民部市民窓口課	○			
	福祉保健部福祉課	○	○	○	○
	福祉保健部健康づくり課	○	○	○	○
	経済部商工課				○
	教育委員会子育て支援課	○	○	○	○
	教育委員会学校教育課	○	○	○	○
	消防本部	○			

出典：三条市資料

この中で、情報共有を図ることが難しいのが、発達障害と引きこもりという状況になっているため、子ども・若者総合サポートシステムへの登録のチラシを配布し、個人情報の取扱いに関する同意書を提出してもらおうようお願いしている。特に、中学校で不登校になっている子どもについては、卒業にあたって登録してもらおうように要請したり、中学校で開催している高校進学説明会に出向き、高校を退学した時などにもこういう支援のシステムがあるということを説明したり、高校に出向き、中退若しくは不登校になっている子どもについて登録を呼びかけたりという取組みを行っている。

ただし、従来の支援体制を受けている方を無理やりこのシステムに登録させようということではなく、従来のシステムで十分支援を受けられているということであれば登録は不要であり、従来の体制に不満があったり、今後が心配だというときには、登録してもらおうという状況である。

6. 三条市における総合的支援のポイント

以上、三条市総合サポートシステムについて紹介したが、ポイントして6点に整理することができる。

- ① 三条市が、子ども・若者という「市民」の支援体制の構築について責任をもつという理念に立ったこと。
- ② 教育委員会内に福祉系組織「子育て支援課」があり、調整組織として機能していること。
- ③ 内閣府、文部科学省、厚生労働省がそれぞれ推奨する、虐待、障害、問題行動、引きこもり等への支援ネットワークを統合していること。

- ④ 市内の国機関、県機関などの外部機関との「情報共有化」について整理がされており、現行の個人情報保護法下でネットワークを機能できるようにしていること。
- ⑤ 保護者支援ツールとして、子育てサポートファイル「すまいるファイル」をすべての子どもを対象に配付していること。
- ⑥ 中学校卒業後もフォローできるよう対象者を若者までとしていること。

7. まとめ

前述のとおり三条市総合サポート支援システムは、子育て支援課が情報を一元管理し、対象の子どもに沿った支援体制を構築していることが特徴である。

ただし、決して多くない職員の中で、このような充実した支援を可能にしている背景には、子育て支援などを含む受付等のすべての窓口業務を同市に新設された「市民窓口課」や市内2箇所ある地区のサービスセンターで行っており、子育て支援課では受付業務の負担が軽減されているところにある。

これは、ワンストップサービス及び組織改編を行った賜物であり、子育て支援課に限らず、全庁におけるすべての申請等の手続きを市民窓口課や地区のサービスセンターで行うことができるため、市民の利便性の向上にも寄与している。

また、子育て支援課では、母子保健も担当していることから保健師が9名在籍しており、様々な相談業務も担っているが、母子保健法で定められている18歳まで支援が必要な子どもを見守っていくことになるので、母子保健も子育て支援課に配置したことが非常に鍵となっているとのことであった。

なお、三条市では今後、総合サポートシステムにおける発達障害への支援体制のさらなる充実を図るため、現在、健診の空白期間となっている3歳児健診から就学時健診までの期間（4～5歳）内に、年中児を対象とした発達参観（スクリーニング）を保護者参観形式で行い、就学直前ではなく早期に発見し、支援を開始できるような取組みを行うとともに、職員の増員による発達に関する相談機能の強化や、発達支援コーディネーターの保育所等への配置、就学後の適応状況を把握するための臨床心理士や保健師等による小中学校への訪問など、就学前後における継続的な支援を行うため、平成25年度から試行できるよう取り組んでいくとのことであったので申し添える。

報告書

平成24年度
高岡市発達障害支援ネットワーク研究会報告書
高岡市発達障害支援ネットワーク研究会

1. 平成24年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会の概要について
2. 高岡市内小学校における「要録」の活用状況について
3. 平成24年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会ワーキング会議報告について
4. 高岡市きずな子ども発達支援センター発達支援室の現状と課題について

資料 保育要録・指導要録及び就学連携シートの様式等について

1. 平成 24 年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会の概要について

はじめに

平成 23 年度より、財団法人日本都市センター（現、公益財団法人）との共同研究として、高岡市における今後の発達障害に対する支援の方向性を検討するため、支援に取り組んでいる関係機関や有識者からなる発達障害支援ネットワーク研究会を設置した。

研究会では、発達障害の早期発見と十分な支援のためには、家庭のみならず保健機関や保育園・幼稚園から学校や福祉関係機関等に情報をつなぎ、適切な対処を切れ目なく行うことや、病院等医療機関との連携が重要であるとし、各関係主体の基本役割を認識し、情報の共有と相互連携によるネットワークづくりを通して、すべての子どもに望ましい発達を支援する体制づくりを目的とし、必要な事項について協議を進めてきた。

昨年度は、高岡市における発達障害支援の現状と課題を把握するとともに、今後、高岡市及び関係主体が取り組むべき施策と今後の方向性を明確にした。

また、この研究会の検討結果及び児童福祉法、障害者自立支援法の一部改正を受け、長年、医療と福祉を結びつけた療育（きずな方式）を行っていた「きずな学園」が、平成 24 年 4 月より医療型児童発達支援センター及び児童発達支援センターに移行し、名称も新たに「きずな子ども発達支援センター」と改め、新たに児童発達支援サービスを提供することとなった。今後も発達障害支援の中心となる「きずな子ども発達支援センター」に、心身の発達に特別な配慮や支援が必要な就学前の子どもの情報を的確に

小学校へ伝え、その児童がスムーズに小学校生活が送れるよう「発達支援室」を新設し、教育と福祉との連携強化を図るための教職員を配置したところである。

以上のことから、高岡市では、乳幼児から小・中学校までの支援が必要な児童に対し、適切な支援が行われるものと考えられる。

1. 平成 24 年度研究会の趣旨

発達障害への支援は早期発見、早期対応により、円滑に社会生活を営むことができるようになることにつながる。早期発見と十分な対応を行うためには、家庭のみならず、幼稚園・保育園から小学校に支援内容などの情報をつなぎ適切な対処を切れ目なく行うことが重要であり、病院等の医療機関や幼稚園、保育園、小学校、行政など各関係主体がそれぞれの役割を認識し、情報の共有と相互連携によるネットワークを形成することが必要である。

そこで、平成 23 年度は、ネットワークづくりにあたっての基本的な考え方、高岡市の現状と課題、高岡市及び関係主体が取り組むべき施策と今後の方向性について研究し、平成 24 年 1 月に中間報告としてとりまとめを行った。

この中間報告では、「発達障害支援ネットワーク研究会」を継続し、学校現場（教育委員会）における発達支援の現状と課題について、現状を調査し、課題を明確にし、対応策を考える（対応の仕方について事例研究し、対応方法についてまとめる）こととした。

これにより平成 24 年度は、学校現場（教育委員会を含む）と就学前児童の「学齢期へのつなぎ」における現状と課題を整理し、具体的な対応策について踏み込んだ検討等を行った。

2. 法改正等に伴う平成 24 年度以降の児童発達支援について

今まで、障害児を対象とした入所施設及び通所施設・通所サービス事業については、平成 23 年度まで、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化された。このことに伴い、きずな学園（現、きずな子ども発達支援センター）では 18 歳未満の児童を対象とする施設に移行することとし、（18 歳以上の重症心身障害者に対する通園事業は障害者自立支援法に基づき、障害者施策の生活介護サービスでの対応となり、志貴野ホーム障害者福祉センターに業務を移した）障害児にとって身近な地域で支援を受けられる児童発達支援センターとしての機能整備（発達支援室の設置等）が行われた。また、この改正により今まで行っていた通所支援機能に加え、通所利用障害児やその家族に対する支援や地域支援として保育園等への訪問支援の実施、相談支援（障害児支援利用計画の作成）の実施がセンター機能として義務付けられた。

【改正法施行に伴う障害児施設・事業体系】

【児童発達支援の整備の考え方 地域における支援体制のイメージ】（厚生労働省 HP 参照）

3. 研究会における協議内容

（1）第 1 回研究会の内容

- ・今年度の研究会のありかた

今年度から委員長を加瀬委員、副委員長を昨年度と同様に長山委員にお願いした。

研究会委員は、昨年度の委員に加え、小学校校長、中学校

校長、小学校教諭（特別支援教育コーディネーター）、中学校教諭（特別支援教育コーディネーター）、市立特別支援学校教諭（教務主任）、県立特別支援学校教諭（特別支援教育コーディネーター）が加わった。

『資料：平成 24 年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会委員名簿』を参照

事務局は昨年度、福祉保健部社会福祉課に置いていたが、今年度は教育現場からの生の声を聞くことや支援状況等について具体的な検討が必要となることから教育委員会学校教育課、きずな子ども発達支援センター発達支援室と三者が連携し、事務局を努めることとした。

- ・研究会の進め方

平成 24 年度の研究会の進め方について委員からの意見を聴取した。

新任委員からは、教育現場だけでは支援に限界があり、この研究会を通じた人材のつながりを大切にし、支援が必要な児童について、どのように支援することが適切であるかアドバイスをいただきたいという意見があった。

加瀬委員長からは、報告書はただ報告しましたというものにせず、実現できる施策を掲載し、後で読んでも活用できるものを作成することとしたいとの提案があった。

- ・小学校での要録の利用について（報告）

別途記載『高岡市内小学校における「要録」の活用状況調査

について』を参照

委員からの意見

調査を行った結果、新 1 年生の状況把握を行うために、幼稚園、保育園との情報交換が重要であり、情報交換の場として小学校の行事に参加（運動会や給食参観等）した様子を見て、気になる児童については幼稚園、保育園の担任等から日常生活の様子を聞いて状況把握しているところが大半である。

また、きずな学園に在籍していた児童については、連絡会を開催し、支援情報を小学校に伝達している。保育園及び幼稚園から提出される「要録」の活用方法については、各小学校でまちまちである。

配慮が必要な児童については、新 1 年生の担任が入学時前に情報として把握していることが望ましいが、学校現場では入学当初「要録」に目を通す時間がなかなか取ることができない状況にある。保育園や幼稚園の作成側の労力からすると、充分活かされていないという現状は残念なことである。

(2) 第 2 回研究会の内容

- ・平成 24 年度研究会の日程等について
- ・ワーキンググループの設置について

<最終目標>平成 25 年 2 月 4 日（月）に開催される市内校長会に研究会の成果を発表する。

今年度は、保育園と幼稚園から小学校に送付される要録等について協議することとしてワーキンググループを設置することとした。

- ・今年度及び平成 26 年度までに取り組むべき施策（予定）について
 - 就学時における、保育園・幼稚園の「要録」の記入内容の整理と記入内容の見通しを図る。（平成 24 年度）
現在の「要録」について、学校の意見も聴衆し、必要な事項を分かりやすく端的に表記する等、記入者側の負担軽減も視野に入れ、利活用しやすいものにする。
 - 「要録」の取り扱い、活用方法の周知（平成 24 年度）
3 月末に小学校に届いた「要録」を、新年度に活用できるよう教育委員会を通して各小学校に通知する。
 - 気にかかる児童生徒についての連携シート（平成 24 年度）
M小学校で現在活用されている連携シートの様式を基に、全小学校で活用できる就学連携シートを作成する。
記入されている情報以上の内容についても別紙表記とするか、実際の話し合いにより情報提供する。
 - 連絡会、事前連絡会、情報の収集方法（平成 24 年度）
実践例を基に、年間タイムテーブルの見本を作成
 - きずな子ども発達支援センター（発達支援室）の役割の明確化（平成 24 年度）
 - 幼保小の連携の『幼・保・小学びをつなぐ「連携推進校区事業」』等の事業を活用し、市内全校へ拡大を図る。（平成

25 年度)

- 保護者に対するアンケート(またはヒアリング)の実施(平成 25 年度)
きずな子ども発達支援センターで支援を受けて、小学校に入学した児童の保護者を対象に小学校へのつながりについて、満足している点、改善してほしい点、就学前後で戸惑った点などの実態を把握、評価し今後につなげるためアンケート調査を実施。
- 教員等への研修会の実施(平成 25 年 8 月 30 日(金))(平成 25 年度)
発達障害支援ネットワークの取組みの報告等、加瀬教授による講演会を実施
- 「人材育成プログラム」を策定に向けた検討(平成 25 年度)
- IT による発達支援システム構築に向けた検討(平成 25 年度)

・要録の活用に向けて

委員からの意見

幼稚園では、「要録」には育ちがどこでみられたかを重点に記載している。あまり悪いことは書かずにいるので、小学校への支援のための情報伝達としての役割を果たしていないの

かもしれない。

高岡市では平成 21 年度から「保育所児童保育要録」を作成している。内容は幼稚園の「幼稚園幼児指導要録」とほとんど同じ。保護者への情報開示への配慮からあまり悪いことは書かないよう指導を受けている。

ある特別支援学級に通う子どもの要録には、支援方法、治療歴などの重要な記載が書かれており参考になった。これを有効に活用するのが担任の使命だと感じ、受ける側の力量が問われるものだと思った。

受け取る側としては、適切な資料と活用しやすい資料は別である。

小学校では集団性を重視する。この点については、記述式でなく、チェック式になっていると把握しやすい。

指導要録等の情報公開の是非については、市が決定することである。情報公開請求があると、開示はさげられないため、表現については「～できません」ではなく、「～ができるといいですね」「～という配慮が必要」という書き方に統一されている。

- ・連携シートの活用について

- 委員からの意見**

- 子どもの状況をうまく伝えるために連携シートが一部の小

学校で使われているのであれば、保護者に実情を理解していただき、連携シートの活用を図ればいいのではないかと。

しかし、「気になる子」の保護者の中には、子どもの状況を素直に受け止めることができない保護者もいることから理解を得ることが課題となっている。

連携シートについては、まず普及させることが重要であり「気になる子」を的確に把握するにはどのような項目が必要か検討しなければならない。シートを作成するには、何でうちの子に支援が必要なのかを伝える仕組みもあわせて考えなければならない。

- ・大分県発達障がい者支援センター現地調査報告について
(63 頁参照)

(3) 第 3 回研究会の内容

要録の活用に向けて

ワーキング会議での要録に関する検討状況について (報告)

就学連携シートについて (報告)

別途記載『高岡市発達障害支援ネットワーク研究会 ワーキング会議報告書』を参照

委員からの意見

指導要録が 3 月に送られてくるのでは、クラス編成や就学指導に間に合わない。

気になる子については、その前に「就学連携シート」を活用して反映させられないか。

保護者の同意がない就学連携シートが情報公開請求にあった場合が課題となる。文書を残すのが難しい場合は、就学連携シートをお互いに参照する「ツール」にして、それを見ながら口頭で引き継ぎをするという方法も考えられるのではないか。

保護者の同意が得られない場合等については、文書としては残さないやり方もある。市の規則や内規が異なることもあり得るので、法務担当に確認が必要である。

要録は保護者の了解を得るようなものではないが、情報公開請求があれば出さなければならぬので、要録はできる限り簡潔にして、就学連携シートの方で相談歴や訓練歴について書き込んでいく方向はどうか。

保護者の合意が得られる場合には要録に就学連携シートを一緒につける。それが難しい場合には、情報交換の際に必要な観点を確認するためのツールとして活用してはどうか。

- ・きずな子ども発達支援センターの現状と課題について

【資料：きずな子ども発達支援センター発達支援室の現状と課題について報告】

委員からの意見

どうしてもマンパワーが不足する。発達支援室でないとできないことは何かを考え、そこにエネルギーを注いでいく必要がある。訪問支援と人材育成がメインになるのではないか

と思う。

他の組織との関わりでは、幼稚園、保育園、小中学校を支援する人たちとのネットワークを恒常的にもつ必要があり、情報交換や、相互の役割分担、個別のケースを考える機会を設ける必要性を感じている。

それぞれの現場が大変であることはよく分かる。その大変さを、ネットワークを組むことで克服することが研究会の本来の趣旨であり、そのことを常に確認してほしい。来年度、きずな子ども発達支援センターとして、保育士や教諭を対象とした研修を計画しているが、対象者が研修をやらされているという感覚をもたないためにも、この研修がネットワーク研究会の検討を経て開催することになったことを理解してもらう必要がある。

- ・糸島市子育て支援センター現地調査報告について (71 頁参照)

(4) 第 4 回研究会の内容

- ・要録の記載内容について

【資料：高岡市発達障害支援ネットワーク研究会 ワーキング会議報告別紙 1】を参照

- ・要録の活用について

【資料：高岡市発達障害支援ネットワーク研究会 ワーキング会議報告別紙 2】を参照

委員からの意見

保育要録を書く視点に、「④子どもの幸せのために要録を書く」ということを念頭に、保護者が読んでも傷つかない表現にする」とあるが、個人情報保護との兼ね合いから「保護者が傷つかない」という表現が独り歩きしてしまい、保護者に了解を得ながら小学校で支援するために大事な情報を伝えるという意図が十分に果たされていないのではという懸念がある。

「保護者の心情に配慮しながらも、子どもに対する適切な支援につながる書き方に努める」として、具体的な支援につながる事が重要であることを明記してはどうか。

小学校入学当初は、要録内容の含意を現場で直接引き継げるからよいが、年が経つにつれて、要録に書かれた文字だけが残ってってしまう懸念がある。次の段階の話ではあるが、要録で引き継がれた事柄に対して、具体的にどのように対応したのか、指導記録のようなものを現場で引き継いでいく必要があるのではないか。

実際に使用し、その結果を踏まえて再度記入例等を見直していけばより良いものになる。実際に先生方が使ってみてうだったのかをフォローアップすることが重要になる。

- ・就学連携シートについて

【資料：就学連携シートの活用について】を参照

委員からの意見

「ひとりでできる」か「支援を要する」に○をつける形になっているが、ひとりでできるのであれば、連携は必要ないのであって、支援を要するのが当然前提であり、保護者の同意を得てまで、就学連携シートが必要か。

連携シートを作成することになった経緯は、保育要録の内容だけではよくわからないため、支援が必要な子どもに対してアセスメントシートとして使うこととしたものである。ただし、システムとして連携シートを導入することとなると、要録もかなり改善されているという前提で考えると、本当に必要なかという疑問があるのも確かである。要録に具体的に書かれるのであれば、保護者との連携というよりも、むしろ配慮が必要な状況を保育園から小学校へ伝えるツールとして用いればよく、外部に出す必要はない。児童全員のシートをつくるのではなく、必要なケースについて保護者の同意を得て作成し、同意が得られなければ口頭のみで伝えるという形にしたほうがよい。

公簿ではなく、保護者の同意なしで、本当に必要な子どもについて書いてもらった方が現場で活用しやすい。保護者の同意が必要となると、ここでも「保護者の傷つかない表現」といったことが問題になってしまう。

重要なのは実態を正確に伝えることである。保護者の同意を得ることにすると、運用が難しくなる。同意を得るか否かについても、保育園・幼稚園に判断を委ねてよいのではない

か。シートを見ながら口頭で伝えることになっても、現場ではそれほど問題は生じない。同意を得られれば一番いいが、同意を得ることが障害となるのであれば、現場の判断で保育園・幼稚園と小学校が口頭でやり取りするという選択肢もあるのではないかな。

公簿ではないので、参考資料とし、メモとして残すという形にすれば、開示請求の対象にはならない。

同意を得るということは、文書が存在していることを示唆しているので、情報公開の対象となるため、基本的に就学連携シートを参考に口頭で伝達して、小学校側がメモとしてその場で記録するという形にしたほうが無難である。

連携をよくするために口頭で情報を引き継ぐ必要があり、その際に何を引き継ぐかルールを決めたものが就学連携シートの記載内容である。幼稚園や保育園が、特に支援が必要な子どもの情報を連携シートの項目を参考に準備して、小学校に伝える。その際に、口頭よりも書いて伝えた方が便利であることから、このシートを作成したということである。必ずシートに記載して渡すところから議論をはじめると、公簿かどうかという問題や情報公開の問題で混乱が起こる。就学連携のための情報共有のポイントを示したものとして、連携シートがある。シートを残さないでほしいという保護者がいるのであれば、現場の判断で残さないという整理をしたほうがよい。

書く側としては、それほど負担にはならないと思う。多岐にわたって配慮が必要な子どもがいることも予想されるが、その子のどの情報を伝えるかを再確認する目安にもなる。

幼稚園・保育園側と小学校側の双方が連携シートを持ち、説明を受ける際の材料として用いて、口頭で受けた説明をメモしていくという形であれば、お互いに負担もかからないし、保護者の同意を得る必要もないのではないかと。

シートを渡すのではなく、幼稚園・保育園と小学校の先生がそれぞれシートを持って行って、引き継ぎの場でチェックしていくという形で運用すれば、それほど難しい問題は起こらない。

シートを使う時期についてはどうか。2月の情報交換の際に、就学連携シートを使って話し合いをすることにすれば、幼稚園・保育園ごとの温度差なく、小学校へ情報を伝達できる。

就学連携シートは2月の連絡会で活用することを明記する。今後、要録と同様に、連携シートについても、実際に使用しながら改正し、バージョンアップしていく。中学校での活用についても、今後検討していきたい。

中学校では生徒指導面に重点が置かれるが、その兼ね合いを含めて考えて来年度以降に協議を行っていくことにする。

- ・ 三条市子育て支援課現地調査報告について（81 頁参照）

2. 高岡市内小学校における「要録」の活用状況について

1. 調査校 1：万葉小学校

(1) 期日・参加者等

日 時：5月11日（金）15：35～16：35

小学校：校長、教務主任、特別支援コーディネーター、1
年学年主任、1年担任2名

学識者：加瀬委員長

高岡市：石崎室長、桂井副室長、山口課長補佐、鍋山課長
補佐

都市C：中西主任研究員

(2) 調査概要

- ・ 保育園の「保育所児童保育要録」及び幼稚園の「幼稚園幼児指導要録抄本」（以下「要録」とする）については、気になる子は注意深くみているが、実態を読み取るのは難しい。
- ・ 保育園や幼稚園ごとで、書き方や状態把握などにおいて温度差がある。
- ・ 担任に「要録」が渡るのは4月に入ってからで、読み込む時間が少ない。
- ・ 大変な時間をかけ作成されているが、良い面から書いてあり、「どんな配慮が必要なのか」が分かりづらい。
- ・ 配慮の必要な児童については、学校からの「支援シート」を基に保育園と話し合いをする。
- ・ 保育園側の負担にならないように、2月に「支援シート」の作成時期に配慮している。

- ・「支援シート」を公文書として扱うかなど、取り扱いを検討する必要がある。
- ・市内の小学校では、学校毎に独自の連絡方法をとっているが温度差がある。
- ・保育園の行事のときに小学校教員が出向いたり、連絡会を実施したりしている。
- ・保育士も小学校の学習参観や運動会、学習発表会などを参観し、情報交換をしている。
- ・小学校の就学時健診や半日入学で気になる児童の様子をみている。

2. 調査校2：能町小学校

(1) 期日・参加者等

日 時：5月15日（火）15：30～16：40

小学校：教頭、教務主任、1年生担任3名、特別支援学級
教員

学識者：村上委員

高岡市：石崎室長、桂井副室長、山口課長補佐、鍋山課長
補佐

都市C：宮田理事・研究室長、中西主任研究員

(2) 調査概要

- ・「要録」は、教務主任が管理し必要に応じて参照する。活用度が低い。
- ・就学時健診、半日入学での児童の様子を観察している。
- ・「要録」に記載されていないことは、特別支援コーディネー

ターが保育士に聞き取る。

- ・主に5つの園から進学してくるが、記入内容などに保育園と幼稚園の温度差がある。
- ・年度はじめは新入学の準備が大変なので、「要録」を見るための時間的余裕がない。
- ・幼稚園によってはマイナスなことを伝えないが、電話等で確認している。
- ・「要録」の記載内容は、集団の中の作業の遅れなどの情報が足りない。
- ・市外や県外からの入学直前の転入者の情報については把握しにくい。
- ・保護者が子どもの実態を受け入れられないケースがあり、より良い支援を十分に受けることができないことがある。
- ・高学年になると学習の遅れなど、二次障害に至る場合があり、高学年でひどくなる傾向。
- ・卒園後の保育園や幼稚園へのフィードバックや連絡が不足している。
- ・小学校では集団生活ができるスキルが必要で、保育園での指導の主な狙いとは異なる。
- ・小学校では、対応する空き時間の教員やスタディメイトなど人的資源が足りていない。
- ・特別支援教育の人材育成を行う必要がある。
- ・放課後児童デイサービスや社会福祉課との連携が必要である。
- ・特別支援教育をうまく行うことで、学級経営自体が向上する。

3. 調査校3：成美小学校

(1) 期日・参加者等

日 時：5月16日（水）15：30～16：30

小学校：校長、教頭、1年生担任2名

高岡市：石崎室長、桂井副室長、山口課長補佐、鍋山課長補佐、

児童育成課吉田課長補佐

都市C：中西主任研究員

(2) 調査概要

- ・学校と幼・保の連携は、半日入学の後、1年の担任が保育園、幼稚園を参観し確認。
- ・1年の担任が年長時担任と事務引継ぎを行い、新年度のクラス編成に活用している。
- ・夏休みに保育研修として、小学校教員が保育園に行って保育体験を行っている。
- ・就学時健康診断時に、気がかりな子を注意して観察し、教育相談を行っている。
- ・早期から就学指導を適切に進め、自閉症・情緒障害学級を開設することができた。
- ・小学校に「要録」が届くのが3月末なので、入学前に目は通す時間が少ない。
- ・生育歴、家庭環境は必ずおさえ、必要に応じ「要録」を読んで対処している。
- ・入学時は分からないが、児童の緊張がほぐれると本来の様子がでてくることもある。

- ・ 保育園に関しては、聞き取りのカードを作って教師の対応の参考にしている。
- ・ 「要録」に「嫌なことがあると話さなくなる。時には暴れる・落ち込むことがある。」と書いてあり対応できた。
- ・ 「なれない環境は苦手」と書いてあり、実際の事実と結びつけると対応できた。
- ・ 詳しくびっしり書いてあるので、それに基づいて、あの手この手を使うことができる。
- ・ 外国の児童も多く、対策が難しいことも多くある。
- ・ 「要録」で記載されている、日常の「交流」欄の内容が指導に生かされている。
- ・ 人事異動があっても情報を確実につなぐために、教頭が情報を集め就学指導委員会で共有化し活用している。
- ・ 保育園では、「要録」を書く前に小学校と連絡を取り、書く内容を確認している。
- ・ 「要録」の内容をもっと簡素化できないか？本当に必要な情報にしぼると活用しやすい。
- ・ すべて記述式だと主観に左右される。選択式のものがあるのもよいのではないか。
- ・ 書く側は、子どものためにも誤解されないように表現には気を配っている。
- ・ 3年前から高岡独自の様式で作成したが、改訂を考える時期にきている。
- ・ 連絡のパイプを太くすれば、ペーパー以上のものが得られる。
- ・ 連絡会や補助資料などにより、「要録」をより活用できるようになる。

- ・多くの情報から先手を打って、適切な指導につなげることが重要である。
- ・支援が必要な児童の指導ができると、クラス全体が落ち着く効果にもなる。
- ・小学校では、教育相談、生徒指導、特別支援の3つのチームで連携している。
- ・地域の方々や児童委員などからの情報もメリットがある。
- ・児童相談所との連携や情報提供なども活用する必要がある。

4. まとめ

小学校における「要録」の活用については、学校ごとに活用の仕方がまちまちである。

また、4月当初の入学準備の多忙時に新担任が受け取るが、なかなか読み込むまでの時間が少ない現状がある。十分に活用しているとは言い難いと感じた。

保育園や幼稚園では、多くの内容を多大な時間と労力をかけて作成しているが、必ずしも小学校が必要としている内容や情報が記載されていない。また、園ごとに記載される内容がまちまちである。

「要録」に記載する内容について、市である程度の指針を示し、必要事項や記入方法を統一することが必要である。

また、配慮が必要な児童に関して「支援カード」などを活用することも有効であり、「要録」に加え市で様式等を統一し導入するのがよい。しかし、「要録」やカードを作成する記入者の加重負担にならないよう十分配慮する必要がある。

そして、「要録」などの紙ベースの情報だけでは十分判断や指

導ができないことから、十分な時間をかけ、小学校と幼稚園・保育園との連絡会や相互の参観などを積極的に行い、人的な情報交換を密にすることで、それぞれの子どもに応じた適切な発達支援ならびに教育が行われるよう努めることが重要であると考えます。

3. 平成 24 年度高岡市発達障害支援ネットワーク研究会 ワーキング会議報告について

1. 目的

- ・幼稚園保育園から小学校への接続を充実させるため、幼稚園
幼児指導要録
保育所児童保育要録（以下、要録と記す。）を有効活用させる。
る。
- ・就学連携シートを作成し、幼稚園保育園から小学校へ必要な
情報を伝える。

2. ワーキング会議参加者 計 14 名

保育園園長 5 名

幼稚園教頭 1 名

小学校教諭（特別支援教育コーディネーター） 1 名

中学校教諭（特別支援教育コーディネーター） 1 名

特別支援学校教諭（特別支援教育コーディネーター等） 2 名

児童育成課 1 名

社会福祉課 1 名

学校教育課 1 名

きずな子ども発達支援センター 1 名

3. ワーキング会議実施日

第 1 回 平成 24 年 8 月 27 日（月） 16 時 30 分～

第 2 回 平成 24 年 9 月 21 日（金） 15 時 30 分～

4. 内容

- ・要録活用に向けて意見を出しあい、活用できる要録の記入方法、活用方法を検討した（別紙1、2参照）。
- ・M小学校で使われている就学連携シートを参考に、様式、活用方法について検討した。

5. 今後の予定

- ・要録の書き方、活用の仕方について、A4版2枚程度でまとめる。
- ・まとめたものは、校長会、園長会で報告後、各幼稚園、保育園、小学校へ配布する。

要録の記入について

	意見	改善策
幼稚園 保育園 より	<ul style="list-style-type: none"> • ぜんそくや虫歯等、事実であれば、書きやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 事実とは、保護者も了解しているということ。幼児の発達の状態について、幼稚園保育園と保護者が共通理解を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> • 文字で残すということは、とても気を使う。開示請求を考えると、悪くは書けないし、どのように書けば小学校に伝わるのか常に悩みながら書いている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 誰が読んでも、理解し納得できるように、推敲していく。 • 子どもの幸せのために要録を書くということを念頭におく。 • 保護者が読んでも傷つかない表現にする。
	<ul style="list-style-type: none"> • 「できない。」という書き方ではなく、「～の支援をすると、～ができた。」と支援方法を書くと、どうしても文章が長くなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 支援方法を書くことはとても大切である。端的な表現方法になるよう、吟味する。
学校 より	<ul style="list-style-type: none"> • 文章が長いと、読み取るのに時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 端的な表現方法になるよう、吟味する。字数制限も必要？ • 指導に関する記録(幼稚園)教育(発達援助)にかかわる事項(保育園)については、領域毎に書くというイメージではなく、まずは伝えたい子どもの姿を話し合いのもとしぼり、伝える必要がある姿を端的に書いていく。
	<ul style="list-style-type: none"> • その子らしさ、気になる面がわかりやすいように記述してほしい。 • 保護者が子どものことをどのようにとらえているか、保護者に対しての配慮事項について知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> • ポイントに印をつけてはどうか。 • 保護者と共通理解が図れている場合は、要録に書けるが、共通理解が図れていない場合は、口頭での引き継ぎとする。 • 保護者との共通理解を図るために、要録送付についての案内を保護者宛に配布してはどうか。ただし、幼稚園の要録は保護者に小学校へ送付するというのを伝える性格の書類ではない。

<ul style="list-style-type: none"> ・「活動の流れを絵や文字で個別に示すことで最後まで活動に取り組める。」というように、具体的な支援状況を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「要録の書き方」に、具体例として文章で示す。
<ul style="list-style-type: none"> ・集団での様子 先生、友達との関係 集団参加の仕方 ルールの理解状況 感情のコントロール ・言葉の理解 指示理解 語彙量 構音の状態(吃音がある等) について書いてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「要録の書き方」に、小学校が知りたいポイントとして記す。 ・就学連携シートに記入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練歴 相談歴 について書いてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の了解を得て書く等、記す時の条件を個人情報保護のことも考え、吟味する。

第1回のワーキング会議で出た意見をまとめ、改善策をたたき台としてのせた、以上の資料を第2回に提出し、この資料をもとに話し合いを行った。そこで、出た意見は以下の通りである。

- ・要録は子どもの育ちを小学校に伝える資料である。
- ・すべての項目を網羅して書く必要はなく、伝えたい子どもの姿が伝わるように、工夫する。

このことは、周知されていないので、要録の記入について示すときに、明記する。

- ・どのような姿を伝えるかは、担任任せにはせず、関係者で話し合う。話し合うことで子どもの育ちが見えてくるので時間はかかるが、有効である。
- ・どのような手立てがあると、できるのかを書き、支援の方法をしっかりと伝えていく。
- ・文章が長くないように、推敲する。
- ・要録の記入についての文例をのせる。

活用について

	就学に関する 主な行事	幼稚園・保育園	小学校
4 5 6 月	地区相談会 毎月1回	年長幼児の保護者との面談 ・必要に応じて地区相談会等への参加を促す。 (注1) ・保護者が小学校への入学を希望した場合は、園長先生を通じて小学校へ連絡をする。	翌年度入学予定幼児についての情報収集 幼保との情報交換 ・小学校から幼保へ出向いて、保育の様子、幼児の様子を見学もしくは体験する。 ・保護者との面接(主に入級が必要であると思われる児童)
7 8 9 月	地区相談会 毎月1回		
10 月	地区相談会 毎月1回		
	就学時健康診断		校内就学指導委員会 ・翌年度特別支援学級入級予想幼児についての情報交換
11 月	市町村就学指導委員会(教育措置判断)		就学時健康診断 ・支援が必要な子どもの把握 教育措置判断のための資料作成 校内就学指導委員会 ・校内教育措置判断 ・校内で判断困難なケースは市就学指導委員会に判断依頼
12 月			入級指導 ・教育措置判断結果を受けて保護者の理解を求める。
1 月	保護者、小・中学校への就学通知	小学校との連絡会 クラス分け等について情報交換 支援が必要な児童についての情報交換 ＊就学連携シート記入	
2 月			
3 月		保育要録 指導要録をまとめ、小学校へ届ける。 (3月末日まで)	

4 月		保育要録 指導要録を、クラスごとに綴り、関係職員が手に取って読めるところに保管し、そのことを、全職員に周知する。
7 8 月		<p>・ 1年生の様子について、保育要録、指導要録を生かして、保育園幼稚園、小学校で話し合いをもつ。</p> <p>* 次年度に向け、お互いどのような情報が必要であるかを確かめ合う場でもある。</p>

- ・ 子どもたちが入学後、小学校と要録を生かして話し合いをもつことは時間的には厳しいが、要録の活用を小学校で定着させるためには、必要ではないか。
- ・ 保護者に相談会等へ参加するように促すことは、とても難しい。きずなからの巡回でアドバイスをもらうと、保護者に伝えやすい。
- ・ 保護者が子どもの障害を受け止めることは、つらいことで、すんなりはいかない。園や学校は、保護者が認めていても認めていなくても、支援を行い、保護者の気持ちを受け止めながら、保護者が受け入れられるのを待つことも必要。先生の熱意が伝わると、保護者の心がほぐれる。支援を続け、支援している内容を保護者に伝えていく。（「〇〇ができません。」ではなく、「～したら、〇〇ができました。」）
- ・ 子どもについての必要な情報を伝えることは大切である。健康増進課と保育園が、1歳6ヶ月時健診、3歳時健診を通して情報交換したりしている。
- ・ 5歳時健診をしている自治体もあるが、高岡市ではどうなのだろうか？
- ・ 今は、幼稚園保育園と小学校の連携であるが、小学校と中学校の連携も大切である

4. 高岡市きずな子ども発達支援センター発達支援室の現状と課題について

はじめに

「障害の有無を問わず、すべての子どもの望ましい発達を支援する」という理念のもと、発達障害支援ネットワークにおけるコーディネートの中心となる組織として、平成24年4月より、きずな子ども発達支援センターに「発達支援室」が新設された。

「すべての子どもの望ましい発達を支援する」ためには、発達障害のある子どもたちの早期発見早期対応を行うことが大切である。そのためには、家庭のみならず、保健機関や保育園・幼稚園から学校や福祉機関等に情報をつなぎ、適切な支援を切れ目なく行うことや、病院等医療機関との連携が重要である。継続的な支援を行うための情報共有と、関係機関との相互協力を発達障害支援ネットワークの中核となって、すすめていくことが、発達支援室に求められている。

1. 今年度の取組み

発達支援室の役割を訪問支援、相談支援に分けて、取組みの状況を説明する。

(1) 訪問支援

高岡市内、保育園・幼稚園・学校・子育て支援センター・放課後児童育成クラブなど、子どもが集うすべての場を訪問し、集団生活に適応する力を育てるための支援・指導ができるよう、施設支援を行った。支援の状況を、以下の表に示す。

4. 高岡市きずな子ども発達支援センター発達支援室の現状と課題について

訪問施設名	訪問件数*	訪問回数	訪問時間	訪問スタッフ	支援内容
幼稚園	7/9	1園につき、 年2～3回	10:00～14:00	発達支援室長 相談員（保育士） 2名	活動の様子を参観しながら、実技指導を行う場合もある。カンファレンスでは、発達上の課題の理解や実技指導の意味について解説した。訪問時、発達に重大な問題をかかえると思われるケースは健康増進課やきずな子ども発達支援センターにつないだ。
保育園	36/47				
子育て支援センター	2/2	1センターにつき年6回	10:00～12:00	相談員（保育士） 2名	活動の様子を参観後、気になる子や育児不安の強い母親の様子について、スタッフと話し合い、必要に応じて健康増進課につなぎ、早期に専門的な育児サポートを受けられるようにしてきた。
放課後児童育成クラブ	9/27	1校につき年3回	14:30～16:00 14:00～15:00	発達支援専門員（教員）1名 相談員（保育士）1名	指導員から事前に問題点等を聞いておき、活動の様子を参観後、支援方法についてアドバイスを行った。
小学校	25/27	1校につき年3回	1学期 8:30～17:15 2・3学期 13:30～17:15	発達支援室長 特別支援教育指導員（教員）1名	授業と生活の様子を参観し、放課後担任及び関係する教員とカンファレンスをする。就学前の発達支援情報を伝え、発達上の課題の理解や今後の支援について話し合った。

*訪問件数は、訪問施設件数/全体施設数を示す

(2) 相談支援

きずな子ども発達支援センターの医療部門での診察までに時間がかかる現状があるため、受診予約した保護者に対し希望があれば、発達支援室のスタッフが、保護者との面談を行った。

面談では、保護者の悩みを聞く中で、子どもが生まれてからの振り返りを行い、その中でどのような支援が必要だったのかを説

明し、生活場面での具体的な関わり方をアドバイスした。

きずな子ども発達支援センター医療部門での受診は、高岡市外の方も受け入れているので、他市の方の相談を行う場合もあった。支援の状況を以下の表に示す。

児童年齢	高岡市	他市	合計
乳幼児（0歳～2歳）	0件	1件	1件
幼児（3歳～6歳）	16件	0件	16件
小学生（7歳～）	18件	3件	21件
合計	34件	4件	38件

2. 現状と課題

今年度の取り組みから見てきた現状と課題について、ライフステージごとに検証する。

（1）0歳から3歳まで（乳幼児期）

発達支援室より、1歳6ヶ月健診、幼児保健相談、子育て支援センターへスタッフを派遣し、発達が気になる子どもについては、健康増進課、児童育成課と連携を図り、早期に専門的な育児サポートを行っている。

健診の場は、子どもたちを支援につなげていくための最初のものであり、確かな情報を伝える必要があるが、年齢の低い段階しかも、健診の短時間の場で、子どもの状態を十分に把握し、保護者に伝えることは難しい。健診の場を早期発見の場として定着させていくことが今後の課題である。

また、子育て支援センターは、地域の子育て家庭に対する育児

支援を行うことを目的としている場であることから、育てにくさがある子どもの保護者も含め、すべての保護者に対しての育児相談や情報提供の場であってほしいと発達支援室では、考えている。しかし、現状では、絵本や紙芝居などの催しや季節ごとのイベント、育児教室の実施も行っているため、育てにくさがある子どもに対しての育児相談が十分にできない状況にある。このことを解決していくことが今後の課題であると発達支援室では考えている。

(2) 3歳から就学前まで（保育園・幼稚園等への通園期間）

幼児の気になる行動にどのように対応してよいか分からないという教師や保育士の悩みに対し、きずな学園時代より培ってきた医療と福祉が結びついた療育での経験を生かし、平成22年度より訪問支援を行ってきた。

保育園・幼稚園では、幼児の気になる行動に対し、何とか対応しようとしているが、なぜそのような行動をするのか子どもの発達や心の育ちを考えて対応することが難しく、子どもも教師保育士も苦しんでいることが訪問支援を通して見えてきた。きずな子ども発達支援センターでは、きずな学園時代より、子どもの発達に即し、心の育ちということを大切に療育してきたことで、障害の重い子どもたちも含め多くの子どもたちの育ちを支えてきた。その経験を生かし、保育園・幼稚園の先生方と一緒に支援方法を考えてきており、今後もこの考えを大切に幼稚園・保育園への施設支援を行っていこうと考えている。

また、昨年度の中間報告にも上げられていた「敷居の低いアクセスポイント」としての機能を幼稚園・保育園が発揮できるよう、児童育成課や健康増進課と連携して幼稚園・保育園へ支援してい

くことも、今後の課題である。

(3) 小学校入学後（学齢期）

昨年度まで、きずな学園で関わってきた児童の就学前の発達支援情報を小学校につなぎ、対象となった児童が入学後スムーズな学校生活を送れるよう担任及び関係する教員との連携を行った。

就学前の発達支援情報を小学校へ伝えることで、就学前からの支援を小学校でも引き継ぎ、継続した支援に結びつけることができた。

また、訪問支援時には、医療と福祉が結びついたきずな方式の療育を築きあげてきた発達支援室室長と、特別支援教育指導員である教員が2名で訪問することにより、学校現場に子どもの発達に即し、心の育ちということを大切にしてきた福祉の考えを伝えることができた。子どもの行動の背景を、発達、心の育ちという、目に見えにくく今まであまり議論されてこなかった視点から、学校の先生方と話し合うことができ、支援に活かしてもらえることができた。

訪問支援から見えてきたことは、就学前に適切な支援を受けることができた児童は、課題に最後まで取り組む力をもっており、自信をもって学習に取り組んでいる。一方、就学前支援を受けることができなかった児童の中には、登校渋りをしたり、授業中離席し教室を抜け出してしまったりする児童がいることが分かってきた。

また、小学1年生全体の社会性の力が、未熟になってきていて、1学期の訪問では、教師の一斉指示を聞くことができない、自分の意見を言うだけ、まわりの様子を一切気にしない等の児童が目

立ち、授業を成立させることが困難な状態の教室が多く見受けられた。

年間3回の小学校への訪問支援を通し、子どもたちの発達や心の育ちに即した支援を粘り強くされた1年生の教室では、3学期には落ち着いている様子を見せていただくことができた。

以上のことより、就学前の適切な支援の必要性、支援が必要な子どもだけではなく、すべての子どもの育ちの場の環境の見直しが必要になっていきていることを、訪問支援を通して痛感した。

3. 平成25年度以降 発達支援室が取り組むべき課題と今後の方向性

今年度より行っている、訪問支援、相談支援は引き続き行いながら、来年度は以下の2点に、新たに取り組む。

(1) 人材育成

子どもが関わる場すべてのスタッフの人材育成

人育てをする上で何が大切であるかを今一度見直し、共通理解を図る必要がある。

そして、乳幼児健康診断、子育て支援センター、保育園・幼稚園、小学校が敷居の低いアクセスポイントとして機能するようにしていく。

そのために、社会福祉課、児童育成課、教育委員会と連携を図りながら、保育園・幼稚園、学校向けの研修会を実施する。

(2) 各関係機関との相互協力

特別支援学校との連携をすすめ、学校への訪問支援への方向性

を共通理解しあい、協力して、訪問支援を行う。

訪問支援を行っている発達障害者支援センターや、臨床心理士等と、話し合いの機会をもち、保育園・幼稚園、学校等の現状の理解、支援の方向性について共通理解を図る。

おわりに

4月に発達支援室が立ち上げられ、「障害の有無を問わず、すべての子どもの望ましい発達を支援する」という理念のもと、7名のスタッフで、知恵を絞り、協力し合い、訪問支援、相談支援を行ってきた。

発達支援室が立ち上げられたことで、医療と福祉と教育が連携し支援を行えるようになり、「発達、心の育ち」という部分にスポットを当て、支援が行われるようになった。今までは、「平仮名が書けます。」「計算ができます。」「歩けます。」「走れます。」と、学習に関することや、運動に関することが年齢相応にできていれば、心が育っていないとしても、見過ごされがちになっていたのではないかと。平仮名が書けても、計算ができて、歩いたり、走ったりできても、「人を信頼すること」「自信をもって課題に最後まで取り組むこと」「分からないことを人に伝えること」等、目に見えにくい部分ではあるが、人と生きていくために必要な心の育ちが十分ではないために、小学校に入って、苦しんでいる親子、先生にこの1年何人も出会った。

「できた。できなかった。」ではなく、気になる行動をしている子どもたちの心の叫びを聞き取ろうとする「思いやり」、相手の立場に立った関わり方の工夫をしていこうとする「愛情」が、発達障害もしくは、育ちにくさがある子どもたちを支えていく

えで、何よりも大切であることを、1年間の取組みを通して強く感じた。

今後、従来の「きずな学園」で積み上げてきたノウハウを生かし、今年度の取組みを振り返りながら、高岡市に住むすべての子どもたちが育ちやすい環境を作り上げていくために、発達支援室では、関係機関の協力をいただきながら、今後一層努力していきたいと考えている。

資料 保育要録・指導要録及び就学連携シートの様式等 について

保育所児童保育要録

保育所名 及び 所在地				就学先			
児童名	ふりがな 氏名	平成 年 月 日生	性別	保護者名	ふりがな 氏名	続柄	
住所	〒						
保育期間					備考		
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年 か月)							
子どもの育ちに関わる事項			養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項		(子どもの健康状態等)		
項目	教育(発達援助)に関わる事項						
健康	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。						
	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。						
	・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。						
人間関係	・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。						
	・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。						
	・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。						
環境	・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。						
	・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。						
	・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。						
言葉	・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。						
	・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。						
	・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。						
表現	・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。						
	・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。						
	・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。						
施設長名	Ⓜ			担当保育士名	Ⓜ		

保育所児童保育要録(写) ー記入のポイントー

保育所名及び所在地				就学先			
児童名	ふりがな氏名	平成 年 月 日生	性別	保護者名	ふりがな氏名		続柄
住所							
保育期間						備考	
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年 月)							
子どもの育ちに関わる事項			養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項			(子どもの健康状態等)	
<p>①入園時からの育ちをふまえ、成長がわかる特徴的なエピソードを数点に絞って記入する。</p> <p>②保育者がどう援助したか、その結果どう変化したか、今後の課題は何か明確に書く。</p>			<p>①慢性疾患や障害、アレルギーなど、小学校へ伝えておくべき健康状態について記入する。</p> <p>②生活リズムや生活習慣、精神面(心や体のバランス)で特別配慮が必要なことを記載する。</p>			<p>①症状や対応の仕方について記入する。</p> <p>②養護の欄と子どもの健康状態等の欄は関連づけて書く。</p>	
項目 教育(発達援助)に関わる事項							
健康	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。			①体調や気質は1年生の担任が最も知りたい情報の一つです。 具体的な対処法 を記入する。			
	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。						
人間関係	・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。			②領域ごとに書くというイメージではなく、まずは伝えたい子どもの姿を話し合いのもと絞り、 伝える必要がある姿を端的 に記入する。			
	・生活を楽しく、自分の力で行動することの充実感を味わう。						
	・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。						
環境	・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。			③支援方法を 端的な表現 で具体的に記入する。			
	・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。						
	・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。						
言葉	・身近な物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。			④ 子どもの幸せのために要録を書く ということを念頭に置く。保護者の心情に配慮した表現に心がけながらも、子どもの支援につながる適切な表現にする。			
	・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。						
	・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。						
表現	・日常生活に必要な言葉が分かるようになってともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。						
	・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。						
	・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。						
・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。							
施設長名	Ⓜ			担当保育士名	Ⓜ		

保育所児童保育要録(写) —記入例—

及び所在地		就学先		
児童名	ふりがな氏名	性別	保護者名	
	平成 年 月 日生		ふりがな氏名	
住所	〒 ー			
保育期間		備考		
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年 か月)				
子どもの育ちに関わる事項		養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項	(子どもの健康状態等)	
<p>○2歳児より入園。元気で興味のあることには、積極的に取り組み、活動的である。落ち着いて話を聞くことが苦手であったが、本児の気持ちを受け止めつつ、すべきことを絵や文字で、本児に分かるように丁寧に伝え続けたことで、保育士の話を落ち着いて聞けるようになってきた。</p>		<p>○季節の変わり目にぜん息が起きやすい。</p> <p>○新しい活動には緊張感が強く、取り組むまでに時間がかかる。活動の流れがわかり、見通しがもてると、抵抗なく活動に参加することができる。</p>	<p>○ぜん息でむせているときは、保育士が背中をなで、落ち着くまで待つ。</p>	
項目	教育(発達援助)に関わる事項			
健康	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。		○園庭で体を動かすことを好み、友達数人とサッカーボールを蹴って遊ぶことが多い。	
	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。			
	・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。			
人間関係	・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。		○年長組になり、朝の身支度や道具の片付けを自分からするようになってきた。褒められたり、励まされたりすることで意欲的に取り組める。	
	・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。			
	・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。			
環境	・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。		○花や虫を育てることに興味があり、水やりやえさやりを喜んで行った。	
	・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。			
	・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。			
言葉	・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。		○自分の意見は、慣れた環境であれば発表できるが、一方的に話すことが多かった。保育士が本児と伝わることを大切に、話をする機会を設けたことで、相手を意識して、話そうとするようになってきている。	
	・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。			
	・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。			
表現	・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。		○歌を歌うことはあまり好きではないが、生活発表会では、家族に見てもらうことを励みに、大きな声で歌うことができた。	
	・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。			
	・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。			
施設長名	Ⓜ		担当保育士名	Ⓜ

幼稚園幼児指導要録抄本 ー記入のポイントー

(最終年度の記録)

幼稚園および所在地						
幼 児	(ふりがな)		性	指 導 の 重 点 等	(学年の重点)	
	氏名		別		年度当初に、教育課程に基づき、長期の見通しとして設定したものを記入する。どの幼児にも同じものを記入する。	
	平成	年	月		日生	(個人の重点)
保護者	(ふりがな)					年間の指導を振り返り、個々の幼児の指導にあたって、実際に何を重視してきたかを記入する。
	氏名					
	現住所					
	入園年月日	平成	年		月	日
	終了年月日	平成	年		月	日
	在園期間		年		か月	
最 終 年 度 の 指 導 の 環 境 の 言 葉 記 録	ねらい (発達を捉える視点)				指 導 上 参 考 と な る 事 項	体調や気質は1年生の担任が最も知りたい情報の一つ。 具体的な対処法 を記入する。
	健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。		領域ごとに書くというイメージではなく、まずは伝えたい子どもの姿を話し合いのもと絞り、 伝える必要のある姿を端的 に記入する。		
		自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
		健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。				
	人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。		支援方法を 端的な表現 で具体的に記入する。		
		身近な人と楽しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。				
		社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
	環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。		子どもの幸せのために要録を書く ということを念頭に置く。保護者の心情に配慮した表現に心がけながらも、子どもの支援につながる適切な表現にする。		
		身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
		身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。					
言葉	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。					
記録	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。					
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。					
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。					
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。					
学籍の記録 出欠の状況等						

幼稚園幼児指導要録抄本 一 記入例一

(最終年度の記録)

幼稚園および所在地					
幼 児	(ふりがな)			性	指 導 の 重 点 等
	氏 名			別	
	現住所	平成	年	月	
保 護 者	(ふりがな)				
	氏 名				
	現住所				
	入園年月日	平成	年	月	日
	終了年月日	平成	年	月	日
	在園期間			年	か月
最 終 年 間 関 係 の 環 境 の 言 葉 記 録 表 現	ねらい (発達を捉える視点)				
	健 康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。			
		自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。			
		健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。			
	人 間 関 係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。			
		身近な人と楽しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもち、			
		社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。			
	環 境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。			
		身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。			
	言 葉	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。			
		自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。			
	記 録 表 現	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。			
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。				
	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。				
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。				
<p>○学年の重点)</p> <p>○集団の楽しさを味わう中で、自分に自信をもち、何ごとにも意欲的に取り組む。</p> <p>(個人の重点)</p> <p>○周りの様子や相手の気持ちに気づき、自分の気持ちを適切に表現しながら、友だちとの遊びや生活を楽しむ。</p> <p>○感じたことや思ったことを素直に表現して楽しんでいる。</p> <p>○友だちとの遊びでは、周りの様子が見えず、思いのまま行動し、受け入れられないことがある。本児の思いを聞いて受け止めながら、相手の気持ちや、どのように伝えたらよいかを繰り返し指導した。</p> <p>○生活発表会では、家族に見てもらうことを励みに練習し、当日は自信をもって大きな声で歌うことができた。</p> <p>○基本的な生活習慣については、本児に分かるよう、目で確認できる支援グッズも使いながら丁寧に指導しているが、今後も継続的な指導が必要と思われる。</p>					
学籍の記録 出欠の状況等					

就学連携シートの活用について

- ・就学連携シートは、すべての子どもについて、活用するものではなく、より丁寧な支援を必要とする子ども（気になる子ども）の様子を、伝えるためのものです。
- ・前もって幼稚園・保育園で記入し、書類として渡すのではなく、連絡会の折に、幼稚園・保育園、小学校の担当者がそれぞれ、シートを持ち、「この項目はどうか？」と、話し合いながら、完成させていってください。引継ぎを行うときの視点を明確にするためのチェックシートとして活用してください。
- ・留意点としては、このシートの記述内容だけでなく、就学前から行事や訪問などの機会に触れ、子どもの様子を観察したり、幼稚園・保育園と小学校が連絡や連携したりすることも大切です。

子どもが小学校に入ってから困らないようにするため、そして、安心・安全な学校となるよう、幼稚園・保育園と小学校が連携・協力しながら進めていきましょう。

高岡市発達障害支援ネットワーク
高岡市教育委員会

就学連携シート(当初案)

園名		名前			
該当するものに○を、特記すべき事項があれば、()に記入してください。					
健康・日常生活	健康面	1 健康	2 健康に配慮を要する []		
	着替え	1 ひとりできる	2 支援を要する []		
	食事	1 偏食はない	2 偏食がある []		
	排泄	1 ひとりできる	2 支援を要する []		
活動の様子	体の動き	1 特に気にならない	2 ぎこちなさがある []		
	手指の動き	1 特に気にならない	2 不器用 [] * 箸は使えますか? ペンの握り方は? 折り紙を線通りに折れますか?		
	絵を描く	1 好きな物が描ける	2 手本を写すことができる 3 ○、△、□を描ける	4 なぐり描き	
	平仮名の読み	1 50音全部読める	2 少し(名前など)読める	3 読めない	
	平仮名の書き	1 50音全部書ける	2 少し(名前など)書ける	3 手本を見て書ける	4 なぞり書きなら 5 書けない
	発音・発語	1 発音不明瞭な音がある	2 単語の言い間違えがある 例)「とうもろこし」を「とうころもし」と言う		
		3 しりとりができない			
	行動	1 気にならない	2 強いこだわりがある	3 多動・衝動性がある	4 パニックを起こす []
人との関わり	関わる人	1 誰とでも	2 特定の人 []		
	集団参加	1 参加できる	2 支援を要する []		
	指示理解	1 一斉の指示で理解できる	2 個別の指示があると理解できる		
	コミュニケーション	1 分からない時は、自分から言える。		2 分からない時は、自分から言えない。	
保護者の考え					
関係機関等の利用状況					
有効な支援・配慮事項					

※M小学校で活用されていたものを改訂したもの

就学連携シート(完成版)

園名			名前		
該当するものに○を、特記すべき事項があれば、()に記入してください。					
健康・日常生活	健康面	1 健康	2 健康に配慮を要する	[]	
	着替え	1 ひとりできる	2 支援を要する	[]	
	食事	1 偏食はない	2 偏食がある	[]	
	排泄	1 ひとりできる	2 支援を要する	[]	
活動の様子	体の動き	1 特に気にならない	2 ぎこちなさがある	[]	
	手指の動き	1 特に気にならない	2 不器用	[]	
	*箸は使えますか？ ペンの握り方は？ 折り紙を線通りに折れますか？				
	絵を描く	1 好きな物が描ける	2 手本を写すことができる	[]	
		3 ○、△、□を描ける	4 なぐり描き	[]	
	平仮名の読み	1 50音全部読める	2 少し(名前など)読める	[]	
		3 読めない	[]		
平仮名の書き	1 50音全部書ける	2 少し(名前など)書ける	[]		
	3 手本を見て書ける	4 なぞり書きなら書ける	[]		
	5 書けない	[]			
発音・発語	1 発音不明瞭な音がある	[]			
	2 単語の言い間違えがある	例)「とうもろこし」を「とうろもし」と言う			
	3 しりとりができない	[]			
行動	1 気にならない	2 強いこだわりがある	[]		
	3 多動・衝動性がある	4 パニックを起こす	[]		
人との関わり	関わる人	1 誰とでも	2 特定の人	[]	
	集団参加	1 参加できる	2 支援を要する	[]	
	指示理解	1 一斉の指示で理解できる	2 個別の指示があると理解できる	[]	
	コミュニケーション	1 分からない時は、自分から言える。 2 分からない時は、自分から言えない。			
得意なこと・好きなこと					
保護者への配慮事項					
関係機関等の利用状況					
有効な支援・配慮事項					

※平成25年度小学校就学に向けて活用する。

就学連携シート (チェック例)

園名	*****	名前	* * * * *
<p>該当するものに○を、特記すべき事項があれば、()に記入してください。</p>			
健康・日常生活	健康面	1 健康 ② 健康に配慮を要する (そばアレルギーがある。)	
	着替え	1 ひとりできる ② 支援を要する (声かけがあると、洋服をたたむ。)	
	食事	1 偏食はない ② 偏食がある (なめこ等、食感にぬめりのある物は苦手。)	
	排泄	1 ひとりできる ② 支援を要する (排尿の時、ズボンを足首まで下げる。)	
活動の様子	体の動き	1 特に気にならない ② ぎこちなさがある (走り方がぎくしゃくしている。)	
	手指の動き	1 特に気にならない ② 不器用 (筆圧が強く、よく紙を破る。) * 箸は使えますか? ペンの握り方は? 折り紙を線通りに折れますか?	
	絵を描く	① 好きな物が描ける 2 手本を写すことができる 3 ○、△、□を描ける 4 なぐり描き	
	平仮名の読み	① 50音全部読める 2 少し(名前など)読める 3 読めない	
	平仮名の書き	① 50音全部書ける 2 少し(名前など)書ける 3 手本を見て書ける 4 なぞり書きなら書ける 5 書けない	
	発音・発語	1 発音不明瞭な音がある () ② 単語の言い間違えがある 例)「とうもろこし」を「とうころもし」と言う 3 しりとりができない	
	行動	1 気にならない 2 強いこだわりがある 3 多動・衝動性がある ④ パニックを起こす (初めての経験が苦手で、本児の予想と違っていると、泣き暴れ落ち着くまで時間が必要。)	
	人との関わり	① 誰とでも 2 特定の人 ()	
集団参加	1 参加できる ② 支援を要する (事前に文字で活動の順番を知らせる)		
指示理解	1 一斉の指示で理解できる ② 個別の指示があると理解できる		
コミュニケーション	1 分からない時は、自分から言える。 ② 分からない時は、自分から言えない。		
<p><得意なこと・好きなこと> 本を読むことが好き。特に動物や恐竜の図鑑が好き。小さい子どもに優しく接することができる。生き物のお世話を喜んでいる。</p>			
<p><保護者への配慮事項> 子どものことを理解しようとし始めているが、実際にどのように関わって良いか分からず悩んでいる。日々の子育てにおいて具体的なアドバイスをすることが必要である。</p>			
<p><関係機関等の利用状況> きずな子ども発達支援センター 外来保育(H22年5月～H24年4月) 作業療法(H23年5月～現在継続中)</p>			
<p><有効な支援・配慮事項> 活動の流れを文字で個別に示すことで最後まで活動に取り組める。失敗を強く恐れるので、失敗をしても解決策があることを伝える。活動に際して、どこまで自分でするか先生と話し合い、自分で決めてから取り組む。本児なりに達成できたことを誉める。</p>			

参考資料

(平成23年度中間報告)

高岡市発達障害支援ネットワーク研究会中間報告

ライフサイクルに応じた発達障害への気づきと
各主体の対応

高岡市発達障害支援ネットワーク研究会中間報告

高岡市発達障害支援ネットワーク研究会

1. はじめに

近年、発達が気になる、あるいは明らかに発達障害が認められる子どもが増加しているとともに、障害がないと思われている子どもの中にも、潜在的に発達障害を抱えている場合があり、その早急な対策が必要となっている。

発達障害は早期発見、早期支援により、円滑に社会生活を営むことができるようになる人が多く、これまで家庭の中で抱え込んでいた負担を軽減することができるだけでなく、すべての人々に保障されるべき自己実現の観点から、少しでも多くの人が社会で円滑に活躍できるようになることは、地域社会としても大きな財産となると考えられる。

現状としては、「発達障害とは何か」ということに対する十分な理解が社会的に得られておらず、その発見が遅れたり、発見してもそのことが家族等に受け入れられず、関係者において十分な対応がされないという状況が多く見受けられる。特に教育現場においては、2002年の時点ですでに通常学級在籍児の6.3%に発達障害が疑われるとされており（2002年文部科学省調査）、その対応は非常に重要となっている。

発達障害の早期発見と十分な支援のためには、家庭のみならず、保健機関や保育所・幼稚園から学校や福祉関係機関等に情報をつなぎ、適切な対処を切れ目なく行うことや、病院等医療機関との連携が対策として重要である。すなわち、各関係主体の基本役割

を認識し、情報の共有と相互連携によるネットワークづくりを通して、全ての子どもに望ましい発達を支援する体制づくりを本調査研究の目的とする。

高岡市では、心身障害児総合通園センターきずな学園において長年にわたり障害のある子どもの療育に努めており、この施設の今後の活用を含めた「高岡型発達障害支援の指針」を示すものになりたい。

なお、本調査研究では、発達障害の早期発見、早期対処に主眼をおくことから、発達障害の乳幼児から小中学生までを主な対象とする。

2. ネットワーク構築の基本的な考え方

①基本理念

「障害の有無を問わず、すべての子どもの望ましい発達を支援する」という理念を明確にする。

②ネットワークによる支援体制の構築

子どもの生活にはさまざまな場面があることから一つの部署で対応するというのではなく、ネットワークを形成し、情報を共有しながら、一貫したシステムで支援する。

③すべての子どもを支援できる仕組みの構築

障害のある子どもに配慮する仕組みを構築することは、障害のある子どもだけではなく、すべての子どもに合った対応や支援につながるものである。

3. 高岡市における現状と課題

①妊娠期・乳幼児期の児への関わりについて

少子化や核家族化、育児不安を持つ保護者の増加、生活習慣の多様化等社会環境が変化している中で、親子の心と身体の健康の保持増進を支援する観点から、健康増進課では、妊娠届出時の相談や新生児及び乳児家庭の全戸訪問の実施、乳幼児の健康診査等、すべての子どもと保護者に対応し、発達障害の予防または早期発見に努めている。継続した支援が必要な場合は、保健・医療・福祉の関係機関と連携を図り適切な対処を切れ目なく行うことが必要である。

②保育園や幼稚園について

集団に馴染めない子どもが増加してきており、対応できる保育士や教師が少ないため、発達障害の児童が在籍するクラスは活動が止まるなど、その他の子どもたちへの影響も大きい。このため、現場に発達支援のできる人材の配置が望まれるが、まず、発達障害を十分に理解し、研修を積んだ人材を育成する必要がある。

③きずな学園について

医療と福祉を結びつけた療育（きずな方式）と、地域支援の一環として「児童デイサービス事業」及び「巡回支援事業」が行なわれているとともに、他の主体（健康増進課で行われている幼児保健相談等）との連携が図られている。

しかし、近年、発達障害と診断され、療育を必要とする児童の急増に伴い、きずな学園の受診数が増加し、初診までの時間

が掛かる。また、それに伴い療育（児童デイサービス）の対象者も増加している。そのためサービスを受けたくてもきずな学園の規模の拡充を凶らない限り、発達障害児に対するサービスが提供できず、十分な生活訓練ができなくなっている。

④乳幼児期から就学時、学校への「つなぎ」

健診や幼児保健相談で発達が気になる、あるいは発達障害が疑われるとされた児童に対しては、健康増進課が（親からの相談も含め）対応にあたり、きずな学園等の専門機関につないでいる。また、保育所・幼稚園等の巡回相談において発達が気になる、あるいは発達障害が疑われる児童についても同様にきずな学園の療育につないでいる。きずな学園につながれ、療育を受けた児童については、療育の経過、指導方法、対応の仕方などをまとめた指導要録が各入学指定校に送付される。詳細に記入された指導要録はどのように活用はされているのか不明な点がある。保育所・幼稚園にもどのように使われるかわかるようにすることが、情報の伝達には必要ではないか。また、問題を抱えた児童の担任になった教諭は対応の仕方が分からず、悩む教員も多くいる。

⑤学校教育の現場について

小中学校の各教室には、発達障害などがあり学習や活動において他の児童生徒と同じように活動できないばかりか、その行動や発言などにより全体の活動を妨げている場合が少なくない。

また、発達障害がある児童生徒に対して、教師は様々な違い

に個別に対応する必要があることから大変苦慮している。

小中学校では、特別支援学校に配置されている特別支援教育コーディネーターに助言を求める制度がある。しかし、小中学校がこの助言制度を活用するところは少ない。また、スタディメイトやスタディメイト・ジュニアを小中学校に派遣する制度もある。小中学校からの派遣要望は大変多いが、人材確保や、支援内容の多様化から適切な人材配置等に課題があり、発達障害に対する人的支援は不十分である。

今後、保護者や校外の関係機関などと連携を図ることと、教師が発達障害について研修を積み、個々の児童生徒に応じて対応できるよう指導技術の向上に努める必要がある。

⑥子どもの健全な発達を阻害する深刻な家庭や社会環境に問題があるケースへの対応

きずな学園、保育所・幼稚園、学校、児童相談所、市社会福祉課、厚生センター、健康増進課等、発達障害に対する支援を行う関係機関は、それぞれの立場で熱心な取り組みはされているが、お互いの役割がよく理解されておらず、協力して対応していく必要がある。

⑦一般市民への啓発活動

発達障害について、まだ理解が十分でないため（どのように接すればいいのか分からない等）市民に対し、発達障害について啓発活動を行ない、理解者を増やしていく必要がある。

⑧敷居の低いアクセスポイント

きずな学園や、子ども発達支援室（仮称）にいきなり相談するのは保護者にとってハードルが高い。保護者が発達が気になる、あるいは発達障害を発見してもそのことが家族等に受け入れられず悩む場合など、気軽に相談できる敷居の低いアクセスポイントを設け、専門組織へうまくつなぐネットワークづくりが必要である。

4. 高岡市および関係主体が取り組むべき施策と今後の方向性 （案）

高岡市および関係主体が取り組むことが望ましい施策とその方向性について、平成 23 年度中、平成 24 年度、長期継続等、実施時期等を明確にしつつ記述する。

【今までの取り組み】資料：ライフステージに応じた高岡市の発達障害児支援の状況

【平成 23 年度に新規で行うもの】

○巡回訪問支援の対象者を、これまで（保育園・幼稚園・子育て支援センター）に加え、放課後児童育成クラブ（学童保育）にまで広げる。

【平成 24 年度から 25 年度】

○発達障害支援ネットワークにおけるコーディネイトの中心となる組織と役割について

発達障害支援に密接に関わっているきずな学園に「子ども発達支援室（仮称）」を新設し、新たに職員として教育職が加わり、

就学前の発達支援情報を小学校につなぎ、対象となった児童が入学するにあたり担当教諭と連携し、スムーズに学校生活を送れるようにする。また、随時小学校に訪問して、状況把握し、常に情報を「子ども発達支援室」にフィードバックしながら関係者（担当教諭・特別支援学校や県教育委員会のコーディネーター等と協力）で協議する。また、巡回支援の対象を小中学校にまで広げることや、相談支援のほか、人材育成プログラムを作成する。

○発達障害の相談窓口の明確化について

発達障害に関する専門的な相談窓口は、基本的には子ども発達支援室と健康増進課で行う。寄せられた相談については最終的に子ども発達支援室で継続的な支援ができるようにする。専門的な対応と併せて、ライフステージごとに、保護者にとって、「敷居の低いアクセスポイント」を設け、それをわかりやすく伝える。

・0歳から3歳まで（乳幼児期）

健康増進課・厚生センター（乳児健診、幼児発達相談等を通じた身近な窓口）

・3歳から就学前まで（保育所、幼稚園等への通園期間）

保育所・幼稚園・健康増進課・厚生センターが窓口となり、健康増進課、子ども発達支援室等の相談事業に繋げ、必要に応じ療育を受けられるようにする。

- ・小学校入学から中学校卒業まで（学齢期）
まずは学校（担任・コーディネーター・教頭等）に相談する。
学校を通じ、子ども発達支援室、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや富山県西部教育事務所配置の特別支援教育指導員と協力連携し対応する。

○法改正を踏まえたきずな学園の方向

児童福祉法の改正に伴い、きずな学園は、平成 24 年 4 月から児童発達支援センター（福祉型及び医療型）となり、児童発達支援に特化した機関になる。また、発達障害に関する総合的な支援を行い、ワンストップ機能を持つ巡回訪問支援や障害福祉サービスに関する計画作成も行う施設となる。

○きずな学園と病院・診療所（小児科）との連携・協力

療育の開始までの診療について、きずな学園の医療部門で診察まで時間がかかる現状があるため、専門的分野の小児科がいる病院、診療所（小児科）と連携協力し、発達支援サービスに繋げる。

○就学前（療育へのつなぎ）から学齢期への「つなぎ」の円滑化

- ・健康増進課における幼児保健相談事業の内容の充実を図り、発達障害等の疑いがある児童の早期発見に努め、親も含めた相談事業を展開する。
- ・各保育所、幼稚園では発達障害をかかえる児童の対応について健康増進課や子ども発達支援室と連携を取りながら、児童

の発達を促す対応に努める。

- ・子ども発達支援室が中心となり、今までの経過情報を共有化し、まとめたものを入学する学校につなぎ、就学した後も訪問等を行い、経過観察を行う。

○学校現場（教育委員会）における発達支援の現状と課題

発達支援ネットワーク研究会を継続し、学齢期における現状を調査し、課題を明確にし、対応策を考える。（対応の仕方について事例研究し、対応方法についてまとめる。）

○小・中学校と富山県西部教育事務所、高岡支援学校、こまどり支援学校との連携・協力

子ども発達支援室に教職員を配置することにより、福祉と教育とのつながりの役割を担い、より密接な連携・協力によりスムーズな対応に努める。

○地域における発達支援のための人材育成

きずな学園が長年培ってきた療育方法（きずな方式の人材育成プログラムを作成）を中堅保育士・教諭に研修し、各保育園や幼稚園で発達障害を抱えた児童の対応にあたる中心的な役割を果たす人材を養成する。また、研修会や事例検討会などの実施により、専門スタッフの人材育成を図る。

○発達障害の理解を深めるための取組みについて

発達障害児を抱えている家族のための支援ガイドブックの作成

や、市民向けに発達障害への理解と支援に関するリーフレットを作成する。

○きずな学園と子ども発達支援室の過重な負担の軽減

きずな学園と子ども発達支援室は高岡市における発達支援において、これまで以上に中心的な機能を担うことになるが、現状の過重な負担のままでは、かえってネットワーク全体が機能しなくなってしまう。そこで、各主体の工夫により、きずな学園と子ども発達支援室の過重な負担の軽減を図る。

【26年度以降】

○高岡市発達支援システムの試行

発達障害の疑いのある児童に対して、関係機関がどのように対応しているか対応の経過や現状が分かるように、関係機関 IT による情報ネットワークを構築し、支援児童の情報を最終的に子ども発達支援室で切れ目のない支援が行われるようにする。

【継続事業】

- ・きずな学園と病院・診療所（小児科）との連携・協力
- ・就学前（療育へのつなぎ）と学齢期への「つなぎ」の円滑化
- ・学校現場（教育委員会）における発達支援の現状と課題
- ・小・中学校と富山県西部教育事務所、高岡支援学校、こまどり支援学校との連携・協力
- ・地域における発達支援のための人材育成
- ・発達障害の理解を深めるための取組み

ライフサイクルに応じた発達障害への気づきと各主体の対応

ライフサイクルに応じた発達障害への気づきと各主体の対応①

		家庭	地域		一時預かり・遊び場	市長部局	
		親・親族 (家族内)	近所の人 他の子の親等	町内会長 民生委員	施設職員 保育士	健康増進課(保健センター) 保健師・医師・心理相談員・保育士・ 看護師・歯科衛生士	
① 0歳～6歳未満 (保育園・幼稚園に未通園の場合)	気づき	<ul style="list-style-type: none"> ○0歳 <ul style="list-style-type: none"> ・育てにくい印象がある ・手がかからなさすぎる印象がある ・発達の順序が狂う ・対人関係がおかしい ○1～2歳 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の乱れ ・多動 ・対人関係の遅れ ○3歳以降 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の遅れ ・興味の偏りやこだわり ・対人関係や社会性の遅れ ・新しいことや変化への不安を示し、状況の理解ができない ・感覚過敏や鈍麻、独特の嗜好 ・多動、不注意、衝動性 ・協調運動が苦手 ・手先が不器用 ・特定の学習能力だけが特に劣っている 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝起床時から夜就寝時まで最も身近にいる ○最も愛情をもって接している ○育児経験が少ないと、障害に気づきにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の子どもと一緒に遊ぶ中で周囲の大人が気づく ○近所の親(保護者)との子育てに関する会話を通じて、子どもの発達に関する情報を与えることができる 		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの集団での遊びを観察 ○子育て支援センター・児童館・児童センター・子育てサロンなどで遊び場を提供する ・親と子どもの遊びや関わりを観察する ・育児不安等への相談を受け、助言する ・育児に関する子育て情報の収集や提供をする ・親同士の仲間作りの支援をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査(家族からの主訴、スタッフからの気づき) <ul style="list-style-type: none"> ・3か月児健診・乳児一般検診から精神発達の遅れを把握する ・1歳6か月児健診(発語・言語理解・行動・こだわり・対人関係) ・3歳児健診(言語・会話・行動・こだわり・社会性・対人関係・理解) ○保育園から発達の遅れについて健診前に連絡を受ける ○保育園の巡回相談・指導の際に児の発達の遅れについて気づいたり、相談を受ける ○医療機関から発達の遅れについて連絡をもらう ○総合健診相談・電話相談で家族からの相談を受ける ○訪問指導で把握する
	対応・課題			<ul style="list-style-type: none"> ○「ふれあい遊び」、「静的弛緩誘導法」の紹介と家庭での実践の勧め(障害者福祉ボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等と連携し、相談体制の充実に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診) <ul style="list-style-type: none"> 精神発達の経過観察が必要とされた児に対し、保健師が家庭訪問や相談を行い、発達の遅れが疑われる児の保護者に「幼児保健相談」等を紹介し、相談につないだり、適切な関わり方の助言を行っている。 ○保育園からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> 保育園からの事前情報を健康診査の間診・指導に活用し、心理相談や診察等が必要な場合「幼児保健相談」に繋いだり、適切な関わり方の助言を行っている。 ○保育園巡回指導 <ul style="list-style-type: none"> 依頼のあった保育園に巡回相談・指導を実施し、児の発達の確認と関わり方の助言を行っている。 ○医療機関からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> 保健師が訪問等を行い、心理相談や診察等が必要な場合「幼児保健相談」や「きずな学園」等の紹介を行ったり、適切な関わり方の助言を行っている。 ○総合健康相談・電話相談 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて「幼児保健相談」に繋いだり、適切な関わり方の助言を行っている。 	

病院等	都道府県	都道府県	
医師 (看護職)	特別支援教育センター 西部教育事務所	厚生センター・児童相談所 医師、精神科医(嘱託)、保健師、児童福祉司、等	発達障害者支援センター等 児童精神科医(嘱託)、精神保健福祉士、相談支援専門員、保育士、等
○ほかの病気で病院を訪ねる ・疾患の診療 ・個別乳幼児健診 ・予防接種 ・発達相談 ○診察時の様子、行動にて気づく	○未就園児:3か月児健診、1歳6か月児健診、子育て支援センター、子育てサークル	<厚生センター> ○乳幼児発達健康診査 ○来所相談 ○電話相談 ○訪問 ○養育医療相談 ・保護者から子どもの発達で気がかりな点について相談を受ける。 ・関係機関からの紹介により保護者から相談を受ける。 <児童相談所> ○相談受理した中で発達障害の問題が背景にあるケースについて対応していく。	○都道府県知事は発達障害者支援センター等を通じて、一般的に支援業務を行う(相談業務など) ○電話相談 ○来所相談 ○医療相談
○発達経過観察 ○通院治療 ○薬物療法 ○確定診断 発達フォローができるよう、助言ができるように診療時間をつくる。乳児、幼児では、月令、年齢で対応を変える必要があるが、専門医療機関へなかなか紹介できない(予約が取りにくい等)。	○未就園児:検査後のフォローアップ、総合教育センターや地区相談会での相談	<厚生センター> ○個別の相談支援(訪問、来所) ○発達支援 ○養育支援 ・発達の支援について助言する。 ・必要時は専門医を紹介する。 <児童相談所> ○相談受理した中で発達障害の問題が背景にあるケースについて対応していく。必要に応じて関係機関と連携。	○相談支援 ○発達支援 ○医療相談(確定診断) ○集団指導 ○保護者サロン(ピアサポート) ○子育て支援講座 ○普及・啓発 ○専門職への研修・技術支援

ライフサイクルに応じた発達障害への気づきと各主体の対応②

		家庭		地域		保育所・幼稚園		市長部局	
		親・親族 (家族内)	近所の人 他の子の親等	町内会長 民生委員	保育士 幼稚園教諭	健康増進課(保健センター) 保健師・医師・心理相談員・保育士・ 看護師・歯科衛生士			
② 0歳～6歳未満(保育所・幼稚園などに通園の場合)	気づき	<ul style="list-style-type: none"> ○0歳 <ul style="list-style-type: none"> ・育てにくい印象がある ・手がかからなさすぎる印象がある ・発達の順序が狂う ・対人関係がおかしい ○1～2歳 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の乱れ ・多動 ・対人関係の遅れ ○3歳以降 <ul style="list-style-type: none"> ・言葉の遅れ ・興味の偏りやこだわり ・対人関係や社会性の遅れ ・新しいことや変化への不安を示し、状況の理解ができない ・感覚過敏や鈍麻、独特の嗜好 ・多動、不注意、衝動性 ・協調運動が苦手 ・手先が不器用 ・特定の学習能力だけが特に劣っている 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝起床時から夜就寝時まで最も身近にいる ○最も愛情をもって接している ○育児経験が少ないと、障害に気づきにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の子どもと一緒に遊ぶ中で周囲の大人が気づく ○近所の親(保護者)との子育てに関する会話を通じて、子どもの発達に関する情報を与えることができる 		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの集団での遊びを観察(より専門的な立場から) ○一人一人の子どもの発達過程や心身の状態を把握し理解していく ○子どもが安心して生活できる適切な環境に配慮する ○子どもの状況に応じた観点から家庭や関係機関と連携した個別の支援計画を作成する ○ことばの未発達、会話のズレ、排泄の未確立、じっとしていられない、しつこさやこだわりの強さなどから気づく 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査(家族からの主訴、スタッフからの気づき) <ul style="list-style-type: none"> ・3か月児健診・乳児一般検診から精神発達の遅れを把握する ・1歳6か月児健診(発語・言語理解・行動・こだわり・対人関係) ・3歳児健診(言語・会話・行動・こだわり・社会性・対人関係・理解) ○保育園から発達遅れについて健診前に連絡を受ける ○保育園の巡回相談・指導の際に児の発達の遅れについて気づいたり、相談を受ける ○医療機関から発達遅れについて連絡をもらう ○総合健診相談・電話相談で家族からの相談を受ける ○訪問指導で把握する 		
		対応・課題		<ul style="list-style-type: none"> ○「ふれあい遊び」、「静的弛緩誘導法」の紹介と家庭での実践の勧め(障害者福祉ボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図り適切な対応をする ○専門機関との連携を図り、必要な助言等を得る ○ことばの未発達に対しては、言葉がけを多くするなど心をかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診) <ul style="list-style-type: none"> ・精神発達の経過観察が必要とされた児に対し、保健師が家庭訪問や相談を行い、発達の遅れが疑われる児の保護者に「幼児保健相談」等を紹介し、相談につないで、適切な関わり方の助言を行っている。 ○保育園からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園からの事前情報を健康診査の間診・指導に活用し、心理相談や診察等が必要な場合「幼児保健相談」に繋いだり、適切な関わり方の助言を行っている。 ○保育園巡回指導 <ul style="list-style-type: none"> ・依頼のあった保育園に巡回相談・指導を実施し、児の発達の確認と関わり方の助言を行っている。 ○医療機関からの連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師が訪問等を行い、心理相談や診察等が必要な場合「幼児保健相談」や「きずな学園」等の紹介を行ったり、適切な関わり方の助言を行っている。 ○総合健康相談・電話相談 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて「幼児保健相談」に繋いだり、適切な関わり方の助言を行っている。 			

病院等	障害児通園施設	都道府県	都道府県	
<p>医師 (保健師)</p>	<p>専門の支援者</p>	<p>特別支援教育センター 西部教育事務所</p>	<p>厚生センター・児童相談所 医師、精神科医(嘱託)、保健師、児童福祉司、等</p>	<p>発達障害者支援センター等 児童精神科医(嘱託)、精神保健福祉士、相談支援専門員、保育士、等</p>
<p>○ほかの病気で病院を訪ねる ・疾患の診療 ・個別乳幼児健診 ・予防接種 ・発達相談 ・園医(医師会)として年2回の健診、相談を受ける。</p>	<p>○巡回指導で気になる子や対応の難しい子を発見(保育園、幼稚園、幼児保健相談)。子育て支援センターではきづきにくい、母親の育児上の悩み(内容)により。</p>	<p>○保護者への教育相談や教員への研修を通じて、早期発見を支援 ○幼稚園・保育園:集団の場面(集団に参加できない、友達とのトラブル多い、ルールの理解が難しい、感覚が過敏等)</p>	<p><厚生センター> ○乳幼児発達健康診査 ○訪問 ○養育医療相談 ○育成医療相談 ・保護者から子どもの発達で気がかりな点について相談を受ける。 ・関係機関からの紹介により保護者から相談を受ける。 <児童相談所> ○相談受理した中で発達障害の問題が背景にあるケースについて対応していく。</p>	<p>○都道府県知事は発達障害者支援センター等を通じて、一般的に支援業務を行う(相談業務など) ○電話相談 ○来所相談 ○医療相談</p>
<p>○発達経過観察 ○通院治療 ○薬物療法 ○確定診断 保育園、幼稚園の様子を聞きながら、必要なら発達相談、followをする。 <課題> ○園で困っている様子を相談できる時間が少ない ○園との連携がとれない(相談が少ない)</p>	<p>○発見後のケアを行う ○保育園、幼稚園では、二次障害が生じないように正しく理解することや配慮された保育を実施してもらうよう実践指導とカンファレンスを実施。また、望ましい保護者支援のあり方もアドバイスする。経過をみながら、幼児保健相談やきずな学園につなげるよう、幼保を支援する。子育て支援センターでは、育児相談のアドバイスや母親の悩みに応じた支援機関につなぐこともアドバイスし、相談機関のスキルアップを図るよう心がけている。</p>	<p>○幼稚園・保育園:保護者との連携(園長先生や副園長先生を中心に)、園長先生のリーダーシップのもと、園内で共通理解をし、全員で支援を行う</p>	<p><厚生センター> ○相談支援(訪問、来所) ○発達支援 ○養育支援 ・発達の支援について助言する。 ・必要時は専門医を紹介する。 <児童相談所> ○相談受理した中で発達障害の問題が背景にあるケースについて対応していく。必要に応じて関係機関と連携。</p>	<p>○相談支援 ○発達支援 ○医療相談(確定診断) ○集団指導 ○保護者サロン(ピアサポート) ○子育て支援講座 ○普及・啓発 ○専門職への研修・技術支援</p>

ライフサイクルに応じた発達障害への気づきと各主体の対応③

		家庭	地域		小学校	市長部局
		親・親族 (家族内)	近所の人 他の子の親等	町内会長 民生委員	小学校校長 小学校教諭	健康増進課(保健センター) 保健師
③ 6歳～9歳 (小学校1～3年生)	<p>○落ち着きがなく授業に参加できない</p> <p>○注意がそれやすい</p> <p>○集団行動がとれない</p> <p>○多動性、衝動性があり、反抗的な行動が出る</p> <p>○「読む」「書く」「計算する」等の能力が極端に苦手</p> <p>○全体として問題が顕在化</p>	<p>○最も愛情をもって接している</p> <p>○育児経験が少ないと、障害に気づきにくい</p>	<p>○他の子どもと一緒に遊ぶ中で周囲の大人が気づく</p> <p>○近所の親(保護者)との子育てに関する会話を通じて、子どもの発達に関する情報を与えることができる</p>		<p>○幼稚園、保育園との連絡会</p> <p>○子どもたちの集団での学習や日常の態度を観察</p> <p>○校内特別支援教育推進委員会、特別支援教育コーディネーター観察</p> <p>○スクリーニングテストの実施が可能(必要と判断した場合) →医療機関につなげられる</p> <p>○健康診断</p> <p>○知能検査</p> <p>○県特別支援教育コーディネーター巡回要請</p>	<p>○総合健康相談や訪問指導等の保健事業で相談を受ける</p>
	<p>○小学校低学年までが「教育上の臨界期」</p>		<p>○(様々な困難や問題行動について)辛さの聞き取りと寄り添い。保護者支援。親子での楽器遊びなどの実践(障害者福祉ボランティア)</p>		<p>○幼稚園、保育園との連携協力</p> <p>○通級による指導</p> <p>○特別支援学級(学校)による指導</p> <p>○校内特別支援教育推進委員会</p> <p>○人員配置 ・特別支援教育コーディネーター ・スクールカウンセラー ・スタディメイト ・スタディメイトジュニア</p> <p>○県特別支援教育コーディネーター指導要請</p>	<p>○相談支援 保健師が家庭訪問や相談を行い、発達の遅れが疑われる児の保護者に専門機関を紹介し、相談につないだり、適切な関わり方の助言を行っている。</p>

病院等	都道府県	都道府県
<p>医師 (保健師)</p>	<p>特別支援教育センター 西部教育事務所</p>	<p>厚生センター・児童相談所 医師、精神科医(嘱託)、 保健師、児童福祉司、等</p>
<p>○ほかの病 気で病院を 訪ねる ・疾患の診療 ・予防接種 ・校医(医師 会、小児科 医)として 年1回の健 診、相談</p>	<p>○保護者への教育相談や教 員への研修を通じて、早期発 見を支援 ○小学校(着席できない、先 生の話が聞けない、片付けら れない、感情のコントロール ができない、勝ち負けのこだ わり、よくトラブルを起こす、 登校渋りが見られる、など) ※年齢が高くなるにつれ、二 次障害の心配が強くなる</p>	<p>○厚生センター> ○米所相談 ○電話相談 ・保護者から子どもの 発達で気がかりな点 について相談を受け る。 ・関係機関からの紹 介により保護者から 相談を受ける。 <児童相談所> ○相談受理した中で 発達障害の問題が背 景にあるケースにつ いて対応していく。</p>
<p>○診察時の 様子、行動 が、明らかに なってくるこ とが多いの で相談、助 言をする。必 要なら専門 機関へ紹介 する。 <課題> 校医ではあ るが、学校 からの相談 はない</p>	<p>○相談支援体制の整備 ○巡回相談の実施 ○個別指導計画の作成、 支援 ○小学校 ・保護者との連携(担任、 管理職、特別支援コーデ イナー)、本人について の情報収集をし整理する。 特別支援コーディネーター を中心にケース会議を行 い、共通理解を図る。 ・関係機関との連携。学 年会で話し合ったり、校内 委員会で話し合ったりし、 具体的な目標、支援内容 を明確にし、支援体制を整 える。校内委員会で話し 合っても改善が見られない 場合は、関係機関と連携・ 協力する。 ・「個別の指導計画」、「個 別の教育支援計画」を作 成し、支援に活用する。</p>	<p>○厚生センター> ○相談支援 (訪問、来所) ○発達支援 ・発達の支援につ いて助言。 ・必要時は当センター 嘱託医(精神科医)の 診察や専門医療機関 を紹介する。 <児童相談所> ○相談受理した中で 発達障害の問題が背 景にあるケースにつ いて対応していく。必 要に応じて関係機関 と連携。</p>
		<p>発達障害者支援センター等 児童精神科医(嘱託)、精神保健福祉 士、相談支援専門員、保育士、等</p> <p>○都道府県知事は発達障害者 支援センター等を通じて、全般 的に支援業務を行う(相談業務 など)</p> <p>○相談支援 ○発達支援 ○子育て支援講座 ○普及・啓発 ○専門職への研修・技術支援</p>

発達障害支援ネットワークの確立に向けて

平成 25 年 3 月 発行

企画・編集

公益財団法人日本都市センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

T E L 03 (5216) 8771

E-Mail labo@toshi.or.jp

U R L <http://www.toshi.or.jp>

印 刷

株式会社 プリコ

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-6

T E L 03 (3252) 1641

ISBN978-4-904619-30-8 C3031

(表紙画 彫刻家 ひでひこ氏「君の道」)



9784904619308

ISBN978-4-904619-30-8

C3031 ¥500E



1923031005006

定価:525円(本体価格500円)